

第百二回 参議院文教委員会 會議録 第三号

昭和六十年三月二十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

二月二十六日

辞任 関 嘉彦君

補欠選任 小西 博行君

三月二十六日

辞任 小西 博行君

補欠選任 栗林 卓司君

三月二十七日

辞任 栗林 卓司君

補欠選任 小西 博行君

出席者は左のとおり。

委員長 真鍋 賢二君

理事 杉山 令肇君

仲川 幸男君

久保 亘君

吉川 春子君

委員 井上 裕君

山東 昭子君

世耕 政隆君

林 健太郎君

林 道君

柳川 覺治君

粕谷 照美君

中村 哲君

安永 英雄君

高木健太郎君

高桑 栄松君

小西 博行君

国務大臣

政府委員

臨時教育審議会 事務局次長

松永 光君

文部大臣官房長

齋藤 諒淳君

文部大臣官房審議官

面崎 清久君

文部大臣官房會計課長

菱村 幸彦君

文部省初等中等教育局長

坂元 弘直君

文部省教育助成局長

高石 邦男君

文部省高等教育局長

阿部 充夫君

文部省高等教育局長

宮地 貫一君

文部省高等教育局長

國分 正明君

文部省学術国際局長

大崎 仁君

文部省社会教育局長

齊藤 尚夫君

文部省体育局長

古村 澄一君

文部省体育局長

古村 澄一君

文部省体育局長

古村 澄一君

文部省体育局長

古村 澄一君

文部省体育局長

古村 澄一君

文部省体育局長

古村 澄一君

(文教行政の基本施策に関する件)

○委員長(真鍋賢二君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る二月二十六日、関嘉彦君が委員を辞任され、その補欠として小西博行君が選任されました。

○委員長(真鍋賢二君) 教育、文化及び学術に関する調査のうち、文教行政の基本施策に関する件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保亘君 きょうは最初に、今度総理が日本文化研究所をおつくりになるということで、文部大臣の方にもそのことについての指示があつているといふ報道がございますが、この日本文化研究所構想についてどういふふうに総理の方からは、総理と文部大臣の間では話し合われているのか、ひとつその概要をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(面崎清久君) ただいま久保先生からお話のございました日本文化研究所の件でございますが、この点につきましては予算上の経緯といたしまして、大阪にあります国立民族学博物館における来年度の調査事項といたしまして、日本文化研究所に関する調査研究というものを昭和六十年年度予算に計上しておるわけで、約二千万あつたかと思ひますが、この調査研究において、ただいま久保先生からおつちやいました日本文化研究所も含めたあり方についての検討を進めようというものが文部省における今後の研究の手順でございます。したがつて、今お話ございましたように、新聞等で報ぜられました内容につきましては、現在

在役所といたしまして明確に御説明できる段階ではない、こんな現状でございます。

○久保亘君 そうすると、今の問題については総理と文部大臣との間ではまだ具体的な構想などについてのお話は全然ないわけですか。

○国務大臣(松永光君) 具体的なお話はまだいたしておりません。今官房長がお答えいたしましたように、これから検討していこう、研究していこうということなんでございます。

○久保亘君 それでは、またこの問題は改めて文化研究所設置の目的やその構想などについてお聞きしたいと思ひますが、次に私がお尋ねしたいのは、文部省は教育改革の理念について臨教審の側と意見の相違は残っておりませんか。というのは、もうあと一月もしないうちに教育改革の理念を含めて一次答申の内容となるべき審議経過の概要が発表されると聞いております。特に、自由化論争では、文部省としても臨教審に対して見解を述べてこられた、そういうような経過を踏まえて今教育改革の基本理念のところにおいては文部省と臨教審との間には意見の相違は残っていない、こういうふうにかえていいかどうかです。

○政府委員(面崎清久君) 臨教審のあり方とそれから各行政機関の一つとしての文部省のあり方の両者の関係の基本にかかわるわけでございまして、臨教審は独立の審議機関といたしまして総理大臣の諮問に基づき審議をし、その審議の過程において理念なり教育課題なりについて種々の結論を出すべく現在プロセスにあるというのが現状でございます。文部省の立場といたしましては、文部大臣が審議担当機関として審議にかかわる資料を提出し、あるいは臨教審からヒヤリングとして出席を求められ、意見を求められた場合には意見を申し上げる、こういうふうな関係にございまして、ただいま先生のお話のございました基本理念

にかかわる自由化論議について文部省が意見を申しましたのは、お呼びがありましてヒヤリングの機会に文部省としてこの点について意見はということに申し上げた、こういうことでございまして、基本的な見解が臨教審と文部省で一致しているか一致していないかということではございまして、臨教審の求めに応じて、お求めの事項について意見を申し上げた、こういう段階であるということでございます。

○久保巨君 いや、その経過はよく承知しております。ただ、臨教審の第一部会を中心にして論議をされました自由化にかかわる論議、それから個性主義という表現に改めつつも自由化の理念を生かしていくという臨教審の考え方というものが発表されてきておりますが、少なくとも文部省が臨教審の求めに応じて発表された、報告された内容というのは、この考え方とは私は合っていないと思います。文部省は文部省として教育改革の実施機関としての文部省の立場でかなりはっきりした意見を述べられたはずで、だから、その意見の調整がつかないまま教育改革の理念が臨教審で決められて、方法論が審議されていっても無理を生ずるのではないかと思うんですが、その点について文部省はもう言うべきことなし、すべては臨教審にお任せしてありますから、臨教審が答申を出しましたらそれを法律に基づいて尊重いたします、これで買われるおつもりですか。

○国務大臣(松永光君) いわゆる自由化論議とマスコミ等で表現されているような議論というものが臨教審の部会の中で論議があったことは私も承知いたしておりますが、しからばその自由化論議というのはどういう部門をどういうふうによりにしようとするのか、これは論議によってまちまちでございまして、まだその内容は定かでないという言葉は使われなくなつて、個性主義ということに第一部会において第一部会としての考え方が出てきたように私どもは受け取っております。その個性主義の中身というのは、これはもう新聞

にも出ておりましたが、審議メモということに出てきておるわけでありまして、そこに書かれていることにつきましては、何といひましようか、今までの我が国の学校教育の中で画一主義に過ぎる面あるいは余りにも硬直化しているという面、こういったものの改革をすべきであるということが指摘をされているのであります。そしてまた、先ほど先生がおっしゃいましたように、教育の実施機関である文部省としては、現在よりもある程度自由にできる面もあるかもしれません、なかなか自由にはできない面もあるわけでありまして、そういうことにつきましては、ヒヤリングに応じて十分文部省としての考え方は申し上げてきたわけでありまして、これからの話でありますけれども、文部省として実施できないようなそういう改革案というものは私は出てこないんじゃないかと、実現可能な改革意見が出るものと私どもは期待をしておるわけであり

ます。例えば、学校選択の自由などということが標語として出ておりますけれども、少なくとも義務教育段階等では選択の自由が、ある程度選択の幅を認めてくれということであるならば現実的に対応できる面もあるかと思ひますけれども、自由というほどのことまで教育の実施機関としてやれるかやれないかということ、これは臨教審の先生方も御理解いただいておりますので、文部省として対応できないようなそういう改革意見というものは出てこない、やはり実現可能なものが出てくるものと私は期待をしておるわけであり

ます。○久保巨君 文部大臣のお考えはわかりましたけれども、しかし、実際の動きとしては、まず第一部会の部会長代理を務めておられる香山委員が、臨教審の発足当初から、文部省の従来のやり方、申教審を含めて、このことに対して、運営等にまでかわつてかなり手厳しい批判をやられました。それで、その香山意見が下敷きになって運営委員会が設置され、そして運営規則が決められて

いったといういきさつがあるように聞いております。そして、その後、自由化論が提起されて、これに対して文部省側はかなり詳細な意見書を出された。この意見書を受けて香山委員の方は「文部省改革の必要性に関する考察「反自由化論」批判」というのを一月の三十日に発表されているんです。これを見ますと、文部省の現在の考え方と臨教審の改革の理念というのは、どうもかみ合っていないという表現よりも、もっと厳しく言つた方がいいぐらい、かなり教育改革の理念が両者の間には大きな隔たりがある、こういう感じを受けるわけ

です。そういう中で改革の方法論が検討をされていきます場合には、どこかでこれは私は無理を生じて動けなくなる、こう思うのであります。答申が出ますと、この答申は法律の規定するところに従つて尊重義務を政府は負うわけです。そこで、その前の段階において改革の理念というもののについては、文部省を含めて臨教審はきちつとした方向を出して、これを国民が合意するというところでなければ方法論の審議というのはできないんじゃないか、こう思うんですが、その点については何にも支障はありませんか。

○国務大臣(松永光君) 先生御指摘の臨教審の委員の方の御意見が文書の形等出たことを私も承知いたしております。私もさつと読んでみたのであります。委員の先生が個人的にどういう意見を持っていらっしゃつてもそれは御自由なんですけれども、しかし、その方のお書きになつておられるものを見ても、よほどの、何といひますか、強いことを言わぬといふと、硬直性、画一性を打破するためのインパクトとしてこの自由化というのを主張しているんだと、こういつたことがその先生のお書きになったものの中にも私は出ておつたように覚えております。ぐつと曲がっていることを元に戻すというか、するたけには、向こうまで行くような強い力で押さぬというのを望

ましい状態にまで直すことはできないと、そういう意味で強いことを言っているんだということでありまして、それもそうかなと、こう私は思つたこともあるわけでありまして、しかし、公表された審議メモでその個性主義——画一主義の打破という立場に立つての具体的な方策を例示すれば云々ということ、十項目ぐらい指摘がなされておられますが、これらのことであるならば、例えば学校選択の問題にいたしましても、義務教育の段階でも過度の画一化を戒め、少なくとも学校選択について配慮するといふふうなことに、非常に現実的な表現になってきておるわけでありまして、この審議メモにあるような検討事項、こういったことは必ずしも実現不可能なことでもないわけでありまして、もっともこれが最終的にはどうなるか、まだ審議の途中でありますから何とも言えませんけれども、当初言われておつたような激しいといひますか、非常に大変な自由化になつてくると、やはり現実的に即した改革に私はなつてくるものと思ひます。

というのは、画一主義の打破であつて、そしてまた実際の画一主義打破の場合にも配慮するとか、あるいは研究するとかいふふうになつてきておるわけでありまして、その意味では実現不可能な、あるいは現実性のないような答申なるものが出てくるとは私どもは思ひついていないわけでございます。

○久保巨君 今、文部大臣がおっしゃつたことが重要なんです。というのは、それは極端な意見を持つてやらなければ打破できないほど画一性、硬直性が今の文部行政にあるといふことを指摘されているわけでしょう。だから、それに対して文部省側が、なるほどごもっともと言ふんならそれでいいですよ。それで文部省はそれに対して反論されたわけでしょう。反論された。だから、私は意見の食い違いがあると言つておるんです。大体、私は何もここで香山委員の意見を問題にしようとしているんじゃないんです。香山さんが代表して言つておられる意見というものが一体臨教

審の中でどういうふうな位置づけられてきているのかということは非常に重要だと思ふ。この方は個性主義となつても自分の自由化論は生かされていふと主張されているわけだ。だから全然違ふんですよ、あなた方が言われるの。非常に極端な御意見を吐きになる方だというのがわかります。それは例へば審議会の公開を求めることに對して強く反対をされておられて、議事録公開にも反対をされておられて、その反論の中で、このように風かで無原則的な公開の主張をする組織は、みずからの内部機関の討論等をすべて公開することを一度でも真剣に考えてみたことがあるかと、こういう反論をされておられる。全く違つた次元のものでおやりになつておられる。こういう議論というものがしかし臨教審の中で生かされてきているのかどうか、ずっと段階的に第一部長代理の意見を讀んでいきますと、おれの主張したことは生かされてきたのだと、こうなつていふ。そうすれば、文部省がヒアリングで出された意見書というのは、これは臨教審としては改革に当たつて全体的にといひますか、基本的な理念としては受け入れがたい、こういうことになつていふんじゃないかなと、こう思ふものですか、文部省と臨教審と基本理念のところでは非常に重要な不一致を生じたままやつたのでは問題ではないか、こういうことを私は申し上げたかつたわけだ。しかし、きょうは時間をたくさん持つておられませんから、この問題はまた議論をする機会があると思ひますし、また委員長にもお願いをして各党間で合意をされました臨教審会長の御出席についても今国会中にひとつせひ御配慮いただきたい、こう思つております。

その次にお聞きしたいのは、今の問題と関連して臨調で言うところの民活論、民間活力を使うというそういう考え方が、義務教育の段階で、この民活論というものがどの程度考えられるのか、一般論としての民活論を義務教育にそのまま適用するという考え方は非常に無理ではないか、こう私は思ふんですが、文部省はどう見ておられますか。

○國務大臣(松永光君) 義務教育の場合には、先生よく御承知のとおり、国の責務において行ふべき教育が義務教育でありますので、その観点から教育の機会均等の確保とか、あるいは教育水準というものは全国どこであつても均一な水準が維持されなかならぬとか、あるいは知育、徳育、体育のバランスのとれた人間形成に向けてなされるべきやならぬとか、いろいろな基本理念というものがあるわけでありまして、その意味では経済活動の場合の民間活力とはおのずから教育の場合には違ふ分野があるというふうには私は考えております。ただ、一部の論者等が指摘なさいますように、高等学校あるいは大学等で民間活力と云うべきかどうか、私学が大変大きな役割を果たしておりますので、義務教育の場合でも一部には私学が大きな役割を果たしている分野もありますけれども、それらをも少し取り入れることができないかといふ、そういう御意見なら、これまた参考にすべき意見ではなからうかと、こう思ひます。しかし、冒頭申し上げましたように、義務教育の本質といふものに基きまして幾つかの維持すべき基本的な原則があるわけでありまして、それを踏まえた上での意見でなかならぬ、議論でなかならぬといふように私は考えておるわけでござい

ます。

○久保巨君 義務教育の課程における民活論というのをどういうふうな考えでいくかといふことについて、文部大臣の考え方はよくわかりました。そこで、この問題について、きょうのところ、ひとつ私が確認をさせていただきたいと思つておりますのは、皆さんの方でも、文部省の方でも取りまとめられておられます戦後教育の基本的な原則、そしてその評価といふべき教育の機会均等、それから義務教育九年、男女共学、それから教育における地方自治の尊重、これらのものは今後の教育改革に当たつても原則としてこれは尊重されていくべきものだと、そういうことは文部省は戦後教育の評価の中からきちんとしておられると考

えてよろしゅうございますか。

○國務大臣(松永光君) 教育基本法を私どもは尊重し、これを変える意思はないわけでございますが、その意味でも先生の御指摘になりました機会均等の確保、教育水準の全国的な維持、そしてまたそれをさらに向上させていくという考え方、知育、徳育、体育の調和のとれた教育、あるいは政治的中立の確保、地方自治の尊重、こういった事柄は今後も義務教育の基本的な原則として維持していかねばならぬというふうに考えております。

○久保巨君 よくわかりました。

それからもう一つ、「豊かで魅力ある学校給食の推進」ということを述べられておりますが、これは学校給食は教育である、学校給食は教育であるという立場にお立ちになったものと理解をしてよろしゅうございますでしょうか。

○國務大臣(松永光君) 率直な話、私、学校給食についていろいろな意見があることを承知いたしております。もう、これだけ豊かになつたんだから、子供の弁当はお母さんがつくつておして持たせてあげる、これはお父さんがつくつても結構ですが、持たせてあげる方がむしろいいんだというやうな有力な意見があることを私承知しております。ある程度その意見に魅力を感じておつたことも事実であります、大臣に就任するまでは、しかし、大臣になりましたと関係者の意見を聞きますといふと、なるほど豊かになつたと言へる、しかし今まで継続してきたことによつて随分教育的な効果が出てきておると。

まず第一に、豊かにはなつたけれども、そのことがかえつて、子供の栄養のバランスがとれていふかどうか。昔は貧しかったがゆえにかえつて小魚をうんと食つたりしてカルシウムを吸収できていたけれども、このごろは魚といへばもう骨のないものだ、そのためにカルシウムが減つておると、そういったものは専門的な栄養士が研究した献立、それに基づいてカルシウムその他ビタミン類等吸収をさせる必要がある、そういう面。あるいは学校給食の場で教師と生徒と一緒に食事をしながら時間を過ごすことが非常に教育的な効果がある。あるいは生徒同士の心の交流も大変深まつていく。あるいはまた自分で給食を選びかつた後片づけもするなどということも大変教育上意味がある。さらにまた食事をする場合のマナーの問題もこれまた学校給食で教へ込むことができる等々、大変すばらしい教育的な効果があるといふことを私も知りましたので、そこで今後ともこれを発展させていきたいという考え方に立つておるわけでございます。

○久保亘君 この問題は、学校給食に関する最近の文部省の指導通達などもございますので、また改めていろいろお尋ねしたいと思ひます。

きょうは、その次にもう一つお聞きしたいのは、教員採用に当たつての国籍条項ですが、長野県のお嬢さんと言つていいのかな、女の先生の採用をめぐつて文部省が随分それこそ地方自治に介入されたような印象を受けるのでありますけれども、この文部省が外国人教師の採用をいけなと言つて法的な根拠は何でございますか。

○政府委員(阿部充夫君) 外国人の公務員への就任能力につきましては、法令上明文の規定があるわけではございませんけれども、従来から公務員に関する当然の法理ということで、公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる公務員には外国人を任用することはできないと解されておるわけでございます。公立の小・中・高等学校等の教諭の場合は地方公務員でございますので、公権力の行使という面ではございませぬけれども、公の意思形成という面でも、校長の行う校務の運営に参画をするということで公の意思形成へ参画をしていくということがその職務の内容であるということから、これは日本国籍を有する者のみがこれにつき得るというのが、戦後の憲法のもとでございまして昭和二十年代からずっと引き続き政府としてとつております解釈でございます。

○久保亘君 しかし、文部省は全国的にそういう既に外国人教師を採用している事例についてそのまま黙認されてきたものもたくさんあるわけですよ、たくさんあるわけですよ。今度の長野県の場合に、なぜ法的な根拠もないのに教育委員会が採用を決めようとするものに対して文部省がこれ待たをかけたのか。

それから、今あなたがおっしゃつたような理由ならば、この教師を講師なら採用していいという論拠はどこにあるんですか。

○政府委員(阿部充夫君) これまで採用された実例があるではないかというお話でございますが、確かに実態として調べてみますと、三十一件全国

で存在するわけでございます。もちろん、これらの点については、この法理に反するということは私どもは申しておるわけでございますけれども、

しかしながら、具体的に現実に採用されている方々の、まあ何と申しますか、生活上の問題その他いろいろな点があると思ひますので、これについて文部省がぎりぎり即日やめさせろということをお願ひするとかいうことで、今後適切な対応をお願ひするとかいうことで、まあ、黙認という言葉は正しいかどうかはわかりませぬけれども、即日解雇というようなことを強制的に指導するというようなことは行つておらないわけでございます。

また、今回のこの件につきましては、昨年の十月ごろでございましたか、従来申し上げておりました件はすべて文部省の承知しておらない間に、あるいは採用する教育委員会等でも十分承知しないままに採用がされたというケースのようでございます。秋にこういう採用が行われるということが大々的に新聞で報道されて、事前に文部省としてこの問題を承知することになつたわけでございます。しかも、新聞の報道も、これは文部省は望ましくないと言つておるけれども云々というふうな形で、県教育委員会の方にこの点についての文部省の考え方の誤解があるのではないかとこの点がございまして、私も望ましい望ましくないというふうな、いわば価値判断のようなことで申しているのとはございませぬ、先ほど申し上げましたような法理の関係から、それは法理に反するという見解をとつておるわけでございますので、その点につきましては県教委の方々に御来省いただきまして事情聴取すると同時に、従来から政府全体としてとられておりますこの考え方についての説明を申し上げたということでございますが、これは文部省として教育行政について、教育事務について都道府県教育委員会に対する指導助言を行う権限と責務を持つております文部省としては、事前に承知した以上それについての発言をするのは当然のことであるかと思つておるわけ

でございます。

なお、今回教諭でなく講師云々ということについての御指摘があつたわけでございますけれども、講師として採用するとかいう場合に、教諭につきましては、まさに学校における最も基幹的な職員として、学校教育法によりまして児童生徒の教育をつかさどるといふ基幹的な職員としての職務が規定されておるわけでございますが、それに対してまして講師につきましては、先生御案内のようによ、法律上特別の事情があるときに採用するといふ形の特別な職でございますし、その職務の内容も教諭または助教諭に準ずるといふようなことで、教諭と比べますと、その職務内容あるいは責任等も軽度なものだといふ位置づけがなされております。また、具体的に講師と申しますものの任用の態様を見ましても、これも御案内のように常勤のものもあれば非常勤のものもある、あるいは産休代替等として期限つきで任用されているものもある。いろいろなものがあるわけでございますので、これらのものをすべて直ちに法理に違反する、教諭と同じように法理に抵触するということとは言えないということで、法理に抵触するといふふうには解されないということで、教育委員会が任命することも不可能ではないというのが私どもの判断でございますが、先般教育委員会の側からお話ございましたように、そのようなことを文部省の意見として申し上げたところでござい

ます。

○久保亘君 まことに矛盾したことじゃありませんか。あなた方は法理によつて採用してはいけないという指導をされてきた、法律とは言われぬのですよね。そこが問題なんだ。法理というのは、あなたが勝手に法律の解釈をつけてやっておるんだ。法律上採用してはいけない根拠はない。むしろ、今文部省の硬直性を糾弾されている。その中の一つには、今こそ教育の国際化が必要である、こういうことがあるのであつて、そういう点に古いましにこだわつて文部省がかたくなにやつてゐるから矛盾が起るんです。

じゃ、この先生が講師として小学校に勤められた場合と教諭として勤められた場合と、あなたがさつき公的意見形成ということを言われたけれども、そのことで子供と接触していく上にとどこに変化があるんですか、区別があるんですか。講師でこの人が子供を教育するのと教諭で教育するのと、どこに違いがあるんですか。それを説明してみてください。

○政府委員(阿部充夫君) 具体的に教育を行います教育活動について申しているわけではないわけでございますが、先生御承知のように、学校には講師のほかにも助教諭というふうな職もございまして、それぞれが子供に対しては一人の先生として接触をしていくということが行われるわけでございます。それと申しますのは、校長が例えば教育課程を、あるいは指導についての方針と申しますか、各学校でいろいろ言つておりますけれども、そういうたぐいのものを決める、あるいは校則を決める、あるいは児童生徒の、高校などの場合には入学の許可あるいは懲戒、退学を命ずる、そういうようなたぐいの、いわばそういった学校の運営管理と申しますか、そういう面についての参画という点の部分を取り上げておるわけでございますが、その場合に、教諭の場合には児童の教育をつかさどるといふ基本的な職務を担当しておりますので、もちろんそういう面でも校長と一緒に相談をしてやつていただくという性格のことが予想されている、こう解釈をしているわけでございます。講師、助教諭の場合には、いわば教諭に準ずる、あるいは助教諭は教諭を助けるというふうなことで、教諭そのものと同格のものではない、臨時的に採用されたりしているものでございまして、そういう意味で教諭と同じような内容の仕事に当然参画をしていただくということを予測しておらない、こういうことで区分けをしておるわけでございますが、子供に対する教育の関係では同じようなことであろう、これはそう思つておるわけ

○久保巨君 何ですか、助教諭は臨時的に採用している——そんな筋の通らぬことをあなた方がやられるから、だんだんだんだん矛盾の深みにはまっていって、どうにもならぬのですよ。この人が講師であらうと教諭であらうと、日本の義務教育において子供を教育するというものについて何の変わりがありますか。

それじゃあなた方、何か注文をつけられたの。担任をしてはいけないとか、職員会議に出てはいけないとか、何かそんなこと注文つけられたんですか。講師というのはそういうことは禁止されておりますか。ただ、これは採用のときの一つの身分にすぎないのであって、学校教育における活動においては教諭と講師が小学校で区別されておりますか。何の区別もないはずですよ。どうですか。

○政府委員(阿部充夫君) 先ほど来申し上げておりますことを繰り返すことになるわけですが、子供に對する教育という面で違ふことはいない、これは私もそのとおり申し上げておるわけでございませう。校長が行つておられます業務についての処理、それに參照する仕方について本来の職務の上から違ふであらうということを申し上げておるわけではございませう。なお御指摘にございましたような具体的なやり方につきましては例えどうとか、職員會議に顔を出しなさいといふとか、そんなようなたぐいのことにございませう。指導したことはございませう。まさに任命権者の判断によつてどういふふうに働いていただくかは考えていただければいいことと、こう思つております。

○久保巨君 要するに、梁さんが長野県の小学校の先生になるということについては変わりはないんです。変わりはしないんですよ。それを文部省が今までのあなた方の時代おくれの指導にこだわつて、メンツを保つために、教諭じゃ困るから講師でやつてくれと、そんな指導をするところが問題なんです。あつさり、やつぱり今までのそういう国籍条項で教員の採用について条件をつけてきたことは、もう今日の時代においてはふさわしくない

い、だから日本の学校の教師として資格を持ち、ふさわしい人であれば、採用することに何も問題はないという指導をするのが文部省の指導としては正しいんじゃないですか。文部大臣どう思われますか。

○國務大臣(松永光君) 公務員の採用の原則というものでございませうが、これは教育にかかわる公務員だけじゃなくて、ほかの公務員も共通の事柄だと思ひますけれども、先ほど局長が申しましたように、公の意思の形成に參照する公務員については日本の国籍を持つておる者でなきやならぬという、これは法律以前の当然の法理ということ、新憲法下においても行われてきたこととございませうし、そしてそのことは先年の大学の教員についての特例法ができたことによつてもなおかつ明確になつたわけとございませう。すなわち、大学の場合には世界共通の真理の探究あるいは學術の研究、こういうことから特例を設けたと。特例を設けない分野については、従前どおり、先ほど局長が言ひました当然の法理が適用されるという事でこの問題は考えていくべきものでございませう。

なお、そういうことが我が国だけではなくして、ほかの多くの国でも行われておることと、なつてございませう。でございませうから、教育公務員だけじゃなくて、公務員任用に関する基本的な原則だということとひとつ御理解を賜りたいわけでありませう。

○久保巨君 ちよつと違つた話で、文部大臣ね、私はあなたの感じを聞きたいんだけど、戦後、日本の皇太子はアメリカの婦人に教育を受けた。あなたには覚えておられるでしょう。あれはやつぱり間違ひではなかつたか。

○國務大臣(松永光君) 間違ひであつたとは思ひませんが、そのことと国公立の初等中等教育の場合とは私は違ふと思ひますが、公立の小中学校等につきましても、先ほどちよつと問題にもなりましたけれども、父兄の側に学校を選ぶ自由などというのがないということでもございませう。

で、やはり公立の場合の教員の任用につきましては、先ほど来申し上げておるような法理がやはり適用されるべきものだといふふうに考えるわけとございませう。

○久保巨君 あなた方、法的根拠はないと言われただけだからね。法的根拠はないんですよ。ただ、あなた方が法律上どうもこれは法律以前の問題としてぐあいが悪いと、こう言つておられる。ところが、教育の現場における教師の役割というのを考へてみると、義務教育の場合、これは子供と教師との關係なのであつて、それを講師ならいいが教諭ならいけないという理屈は僕はもう成り立たぬと思ふんだ。どんなにあなた方が、法理上無理があるとか、法律以前の問題だと言われても、さつき局長も言われたように、教育そのものについて言うなら問題はないんだと、教諭と講師と變りはないんだと、こういうことなんだ。しかし、それでもやつぱり外国人が公の意思形成にかかわるような格好に教諭ならなりそうだから、ぐあいが悪いから講師としておけ。しかし、学校の中ではやることは同じなんだ。こんなのは悪い言葉で言へばまことにへ理屈というわけですよ。それこそ文部省の採用には理屈という指導をやつたことがどうも間違ひだつたといふふうなことになる。と面目丸つぶれである。じゃ、こゝしのこところは講師としておくと、こういうようなやり方であつて、こんなのはへ理屈をつけて自分の体面を保つために教師を犠牲にしたと、一人の梁さんという人間を犠牲にしたといふことになるんじゃないか。しかも、私が聞いてるところでは、この方はこれまで条件つき採用か臨時採用で実際に教壇に立つておられた方なんです。そういう実績を評価した上で長野県の教育委員會は教諭に採用を内定をしたという経過があつたんじゃないか。それを文部省が新聞で見たから、新聞に載らぬのはもうおれたちは知らぬのだから、三十一人全国におるが、これはしょうがない、しかし、偶然新聞に出たから、これをやつつ

けろと、こういうことでやつたとすれば、まことに非國際的な、前時代的な文部省のやり方ということになりはしないか。これは私は率直に文部省が改めるべきことじゃないかと思ふんですよ。教諭で採用しても差し支えない、それはあくまでも各縣教育委員會の判断に待つところである、こういうことでそれ以上文部省は介入しない、そういうことでやるべきことじゃないかと思ふんだけれどもね。その辺は文部大臣、あなたの文部大臣在任中にきちつとやりになることがいいんじゃないですか。甲子園できよう始球式ができないで残念でしたけれども、それ以上の効果があるんじゃないかと私は思ふんだけれどもね。

○國務大臣(松永光君) この問題は、先ほど来申し上げておるように、新憲法下におきましても公務員任用の基本原則として、公の意思形成にかかわる、參照する公務員については日本國籍を有する者ということ、当然の法理が働いて今日に至つておるわけでありませう。そして、先ほど申し上げましたけれども、大学の教員についての特別立法したときに、その特別規定がないならば原則が働いてございませうから、その意味でさらに念を入れて各都道府県の教育委員會に、五十七年であつたかと思ひましたが、この公務員任用、教員任用の原則というものの通知をして、そして指導をしたわけでありませう。で、三十一名任用されておるわけでありませうけれども、これは先ほど言つたようなことで、教育的な配慮を考へて直ちにやめていただくといふようなことの指導はしてない、こういうことなんだとありますが、この公務員任用の原則の問題は、これ國際化が進んでおるといふことはありますけれども、やはり公立の学校の場合には、日本國民の大部分の意思といふものもやはり國民教育といふんです、そういう分野についてはそれぞれが國があつて、國籍といふものがある以上、日本國籍を持つた方に教育は受けたといふのが私は大部分じゃないかと思ふのでありませう、今こういう任用の原則を變へるといふ意思はないわけとございませう。また、これは

教員だけの問題じゃなくて、他の公務員にも適用される原則なんでありまして、法制局等とも十分意見を聞いての考え方でありまして、私どもの担当する教員につきましても、その任用についてはこの原則というものを考えるわけにはまいらぬというふうに思っております。

○久保亘君 じゃ最後に今のお答えに対して聞いておきますが、講師は公務員ではありませんか。

○政府委員(阿部充夫君) もちろん公立学校の講師は……

○久保亘君 いやあるかないかだけ答えればいいよ、あなたは。

○政府委員(阿部充夫君) 公務員でございます。

○久保亘君 公務員だろ。その辺はあなた、はっきりしておいてくださいよ。

時間が来ましたので終わります。

○安永英雄君 臨教審の問題について主として大臣にお伺いをいたします。予告をいたしておりましたので簡潔に答えてください。

先ほどの臨教審に触れた久保委員の答弁等も聞いておりますと、やはり釈然としないものがあるわけです。この臨教審における文部大臣の任務、仕事というものは何ですか。

○國務大臣(松永光君) 臨教審は総理大臣の諮問にこたえる審議機関として置かれておるわけでありまして。文部大臣の職務権限の問題でございまして、法律に書いてありますように、委員の選任について意見を述べ、専門委員の任命については意見を述べることが法律に書いてありますが、そのほか審議会の発足する場合に、文部大臣には教育を所管する國務大臣として審議会の審議に關し政府の適切な対応が確保されるよう格段の尽力をすべしという使命がありましたので、審議が適切に行われるよういろんな面で協力をしていくという、そういう立場にあるわけでござい

ます。

○安永英雄君 所信表明をされました中で、臨教審に触れたところがあります。そこで私は所管大臣としての文部大臣の任務というものを自分で自

覚されて書かれたものと思います。

したがって、これはもう時間ありませんから趣旨だけ申し上げますと、あなたの言っておられるのは、審議会の審議が円滑に進められるようにあなたはやらなきゃならぬという任務を持っている。それから、答申を受けた場合、これを尊重して教育改革の推進に全力を挙げていく、こういう任務を持っていらっしゃると思っております。

そこで、時間ありませんから、現在の臨教審のあの混乱したといいますが、何言っておるのかわかりませんが、そういった運営についてのことはまた改めてお聞きをしまして、少なくとも今おっしゃったように、設置法の中にはっきり出ておりますあなたの任務は、委員の選任、専門委員の選任、これについては法規でははっきりしておる、あなたの任務は。

そこでお聞きしたいのは、これはもう森前文部大臣のときに、委員を任命しましたから、これはあえて聞きませんけれども、これはたぶん教育基本法を無視したような委員を出したという、そのことについては触れませんが、あなたは少なくとも専門委員の選任についてはタッチしておられる、任務としてタッチしておられる。聞くところによりまして、この専門委員というもののの中に私

どもとしても不満があるんですけれども、教育の現場の経験がある者が一人もいない、委員を含め、専門委員を含めて。したがって、現場の事情を知っておる者が一人もおらないという、こういうことに私どもは外部からこの人事については不満を持っておりますが、少なくとも文部省の方は、伝えられるところによりまして、二十九名のリストをつくって、そのほか予備候補も若干加えて、そして文部大臣が総理の方に進言されたというふうに承っております。それが結局出したので

十二人が含まれておって、八人は切り落とされた、こういうふうなことを、これは人事の微妙なところですから、私はあえてここでそういったことは聞きません。だがどうだった、それがどうだったということは聞きませんが、所管大臣とし

て、法律の中にはっきり文部大臣が人事にタッチするという責任の上からいって、文部大臣と総理との間でそこがあつたのかどうか、現在の専門委員の選出の結果については満足されておるのかどうか、文部大臣として。お聞きします。

○國務大臣(松永光君) 専門委員の選任に關して総理に対して意見を述べたわけでありまして、その前に事柄の性質上、また今までのいろいろないきさつもありますので、臨教審の会長さんの意見をまず聞きまして、それを参考にしながら総理大臣に専門委員選任についての意見を申し上げたわけでありまして。

じゃ、どういう中から選んだのかというと、高等学校教育の關係者、教育學者、教育行政の學識経験者、それから人文社會關係の關係者、それから教育と社會とのかわりについて學識経験を有する者、こういった者の中から二十名をやや超える人を意見として総理に申し出たわけでございます。

○安永英雄君 私はもう時間がありませんから端的に言ってください。あの人事について文部大臣としての立場からいえば満足すべき人事であったかどうかということですか。

○國務大臣(松永光君) 私は、適切な任命であつたというふうに考えております。

○安永英雄君 これは後でまたゆっくりやりましょう。

そこで、臨教審の方で四月の二十四日に、いわゆる審議経過の概要というものを発表する、公表するということになっていまして、六月の末には第一次の答申を行うというふうに、もうこれは六月ですら間近である。この答申を受けたときは、この法律に基づいて「国会に報告するものとする」というふうになっていまして、こういう手続はどういうふうにお考えになっていまして、二つあります。要するに、中間的な経過の概要というものゝと答申と、これはもう一緒に具体的にどういうふうにしますか。例のように報告は、私どもの机の上に、どこから聞きはしませんが、ほんば

んと印刷物が並ぶようなやり方をするのですか。あるいは答申というのは国会でどういう形でこれが公表されるのか。例のようにいろんな審議会のときには総理官邸に行つて、書類をこう渡して、写真ばちばちと撮つて発表になってそれで終わるようですが、今度は国会への報告ということになつていまして、手続上のことですから余り詳しい説明は要りません。この中間の報告と第一次の答申、日には間近になつていまして、このときの手順、こういうものについてお答え願います。

○政府委員(齋藤謙淳君) 臨時教育審議会におきましては、四月の下旬に審議経過の概要ということとで決定をして公表をしたということでございますが、これはあくまでも答申ではございませんで、今までもどういふことが審議されてきたか、それを知らせたいということでございますので、答申のような扱いにはならないわけでございます。(どうするの)と呼ぶ者あり。これについては新聞等に発表いたしますし、關係のところには資料を配付させていただきます、このように考えておるわけでございます。

それから、答申につきましては、仮に六月に出された場合には、内閣総理大臣に答申をいたしまして、内閣総理大臣の方から国会に報告される、こういうふうになつておる次第でございます。

○安永英雄君 六月の答申が出たときに、総理大臣にこれを、答申書を渡すでしょうが、国会の報告はその時期といえますか、これは次期国会が開催されておるところで総理がやるんですな、これ。臨教審の会長がやるわけじゃないですね。総理が国会で報告をするということになるんですね。

○政府委員(齋藤謙淳君) これは通例の、慣例どおりに行われることと思ひますが、国会に資料をお出しするということ、そういう形で報告をされていくわけでございます。

○安永英雄君 この答申を受けた後の取り扱いについてお伺ひいたします。

これは、例えば六月の末ということで答申を受

そこで、文部大臣の立場は所管大臣という形の先ほどのような任務を持つていらつしやるのと、

そこで、文部大臣の立場は所管大臣という形の先ほどのような任務を持つていらつしやるのと、

というものはないものと考えております。

○安永英雄君 臨教審の会長呼びたかったんです

けれども、そこあたりはつきりしたいと思うんでございます。マスコミ等で出ているのは、相当詳しいものが出てますよ。そして、恐らく今度第一次にはこういう項目が出てくるだろうという予測までずっと出ている。それを今言えと私は言いませんけれども、時間がないから、大臣の方でお願いします。そういうことを私は信用しますけれども、少なくとも所管大臣として、答申が出てびっくりして、それからこんなものが出たら、これは国会の論争の中で、法律でできるか、予算がつくれるか、こういうふうな大騒ぎがないように、あなたは樂觀しておられるようだけれども、そんなものじゃ決してないということだけ私は言っておく。

したがって、もう一つ聞きますけれども、この答申については、今までの例からいって所要経費はつきましますか、つけましますか、つけぬ方がいいですか。これも一切臨教審の方の考え方に任せますか。文部省としては、答申が出たら必ず予算が裏づけされなきゃならぬ、それについてはこれだけの経費が要りますという経費の提示、答申の中に入ることが好ましいと思いますか、所管大臣としてどう考えられますか。

○国務大臣(松永光君) 教育改革を実行する場合にどういふ項目あるいはどういふ事項についての改革かによっていろいろ差はあると思いますが、全部が全部予算措置を伴うものとは限らないと思うんです。しかし、予算措置が必要なものにつきましても、教育改革を実現する以上、その予算確保について全力を挙げたいというのが私の立場でございます。

○安永英雄君 私はその先のことは言っていないんですよ。それは、あなたは一生懸命頑張らなきゃいけない。私もまたこれはいろいろ意見は言うが、予算が出たら。

臨教審の答申ですよ、その答申した裏づけの予算というものはつきましますかということです。まだこれは何が出るかわかりませんから、わかりませんでは済みません。しかし、わからないでも、文

部省としては、文部大臣としては、好ましいかどうか、そこまで答申するなら経費をつけてするのが本当だ。今まで中教審でも何でもやりましたね、経費は幾らかかるか。こういうところまで答申を求めますか。

○国務大臣(松永光君) 臨教審の審議の中でいろんな改革に関する審議はなされておるようでありますが、それを改革するための予算が幾ら必要かという議論はまだなされておるとは聞いておりません。しかし、これから必要なものについては、それらに対する議論もなされるだろうというふうな思っではあります。しかし、まだ予算のことについての議論がなされているとは承知いたしておりません。

○安永英雄君 所管大臣として、その予算まではつきりつけて出してもらいたいという要望があるのかどうかということですよ。あなたの立場からどうですということですよ。

○国務大臣(松永光君) これは審議会の方では改革の意見を求めておるわけでありまして、政府の側は、それを実現するのは政府の責任でありますから、必要な予算につきましても政府の側で積算をして、そして必要な予算は確保する、こういうことになるんだらうと思います。

○安永英雄君 それは重大ですよ。そうすると、この臨教審の答申というのは考え方がいろいろ述べられて出したら、あと、その中でいろいろ予算の要るもの、それは政府の方でやる、こんな無責任な答申がありますか、今まで。

○政府委員(藤村幸彦君) 臨教審におきまして御審議いただくときは、その審議の内容によりまして当然予算的な観点からの検討も踏まえて御審議いただくものだと思います。ただそれにつきまして、そうした予算にわたることまで答申の内容に記入されるかどうかにつきましては、これは臨教審の立場でお考えいただける問題だと考えております。

○安永英雄君 だから、私は所管大臣として、特に他の省にもかかわるところもあるかもしれませ

んけれども、大部分の予算を執行していくという場合には、これは文部省が一番大きい。その所管大臣の文部大臣として、予算までつけてはつきり出してくださいというふうな望むのか、あなたがさっき言ったように、言葉だけとかくいろいろなんものをずっと出して、後は、予算が要るならそれは私の方で考えますというのか、どっちかということですよ。出てみなきゃわからぬということですよ。もうすぐ出るんですよ。そういうことですよ、私の聞いておるのは。

○国務大臣(松永光君) これから個別的な具体的な教育改革案の審議が深められていくわけでありますが、その審議の過程で財政的な側面等についての議論がなされることもあり得る、こう考えております。そういう議論がなされた上で仮に答申が出てきたとする場合に、幾ら要るかという金額面まで書いて持ってきてくださいというふうな私の方から言うことも必要でないような気がするわけでありまして、幾ら要るかなどという計算等は、まさしく実施官庁である政府・文部省が積算しても私は十分であるというふうな思っではあります。

○安永英雄君 ここで時間とりたくないんですけども、予算という、いわゆる答申をするときに、その裏打ちとしてやるべき過程の中で、文部省が、設置法の八条ですか、これに基づいていろいろなデータを出して、最終的に答申の中には、これは臨教審としての考え方だ、それに裏づけされる予算というものは出してしかるべしと私は思っただけけれども、それを私は聞いています。

○国務大臣(松永光君) 臨教審の側でヒアリングを求められる場合にはもちろんのこと、それを実施する場合にもどの程度の予算が必要である、こういうことは必要がある場合にはもちろん文部省側で臨教審に対して申し出て、そして、それも参考にしながら議論をしたらうと、こういうことになるわけでございます。

○安永英雄君 どうも蘭切れが悪いですね。私の

聞いておるのにはつきり答えてください。

答申というものについていろいろ出ましようが、これは必ず事業が伴うものですよ、どんなことでも。教育基本法を変えようというふうな答申が出てくる場合には案外これは印刷代ぐらいで済むかもしれない。しかし、今でもいろいろあるでしょう、小・中・高の一貫とか、これはもう年度の六月には出すと、こういうときには金が必ずかかる。その審議の過程で文部省からいろいろ援助をしたり資料を出したりはじいたりというのは、これは審議会の中の活動なんです。出てきたものが、この中には予算がない。ないというよりも、あなたに先ほど言ったら、そういうものはあつと出して、あとは文部省がやりますからと、こういう立場じゃ相済まぬのじゃないか。あくまでもそうなるのならそれでいいんですよ。私もまた今後の対処の仕方もある。予算をそこまで審議されるなら、途中では文部省としていろいろ援助なり資料なり計算もしてあげましようが、所管大臣として答申の最後のところに、その答申に要する経費というものがこれこれこれだというふうに出しますか。そういうふうなすることが望ましいのか望ましくないのか、端的に言ってください。

○国務大臣(松永光君) 先生の御質問の趣旨は、臨教審の出す答申の中には、予算を伴うものについてこれだけ予算が要るぞということも書いて上で出してもらうように働きかけないと、こういう……

○安永英雄君 いやいや、あなたの考え方を聞いています。

○国務大臣(松永光君) 私の方は、どういふ内容の答申になつてくるのか、それは臨教審の側で決めていただくことでありまして、審議の過程では、先ほど先生に申し上げましたように、こういう事項をやるためにはこの程度の予算が必要ですよということは十分臨教審の方にも申し出て、それらのものを参考にした上で最終的な臨教審としての意見の取りまとめにしたいという

ふうにしておるわけでありませう。

○安永英雄君　もうすぐですから期日はないんですよ。今ごろのこの段階で出てみないやわからぬとか、予算がつくつかぬか、そういう答申が出るか出ないか、それは臨教審の方でしようというふうなことじゃいかぬのじゃないですか。私も随分この設置法の反対したけれども、総理大臣の直轄でいって文部省はとんだことになるぞということはこの委員会で随分私は言った。しかし、そのときの文部省なり森さんの意向というのは、総理直轄でいけば、文部省に金がないけれども、予算なんというものは随分とれるんじゃないかというのがやっぱり裏にはあったわけですよ。予算の獲得ということ、あのときには一つの大きなこれは魅力だったわけでしょう、あなたたちの立場からいけば、私も反対したけれども。

予算の問題であとはこれは置いてみて、後で質問しますけれども、どれだけ出てくれかわからない。この際とおおきく思えば大いにやるべきであって、出てみないやわからぬや、出てきてからやりましょうなんというやうなことで、これいかぬのじゃないか、私はまだ後で質問いろいろしますけれども、予算の経費の問題についても敏感に反応していてもいいと思ふんです。

先ほどから臨教審と文部省との関係ですが、ヒアリング、ヒアリングという言葉が盛んに出てくるわけですが、この前の初中局長と高等教育局長お二人が行きました一月二十三日は、資格としては、立場としてはどういう立場ですか。ヒアリングという形で行ったんですか。ある新聞では参考人と呼ばれたというふうに書いてあるところもある。こう何とかいろいろなところ、ずっと次々に教育団体とか、いろいろ呼びましたね、あれを呼んでヒアリングと言う。その中の一つとして文部省の意見を聞いてあげるから文部省来て文部省の言い分を言いなさいというふうな立場で行ったのか、あるいはこの八条のあの趣旨に従って行ったのか。これは簡単ですけれども、あの立場というのははっきりしておかなきゃなら

ぬ、今後の問題もあるから。私はただ単に経済団体の代表が行った、どこから行った、ここから行ったと、その中に文部省で局長が二人呼ばれて、そこに行つて文部省の立場を強く述べたとか、それに對してまた反響したとか、これははっきりしてくださいますよ、今後。

それからもうこれはあわせてやりますが、文部省の考え方というのは今後ともあいつた形でやりますか、まだ三年間ありますけれども。文部省の意向というのは臨教審へ伝えるというの、これは私も聞いたんですけれども、事務局長あたり文部省から出しているけれども、このごろ一向に文部省の意向をあそこですすわけにいかぬやうな立場に全くなつておるやうなことも聞く。初め張り切つておつただけけれども、何だか本場の事務局になつてしまつて発表をやることもその作文を事務局がやつたところが、さんざん怒られて、お前たちに任せられぬと言つて総会中心主義に持つていったやうなさんざんなところですから、私はどうも事務局の方から文部省の意向を反映させるというの、はちよつと無理じゃないかと。人事も失敗しています、あなた、はつきり言つて。専門委員の人選間違つておるんですよ。そういうところから出る意向一つもない。そうすると、文部省の意向を臨教審に伝えるというのにヒアリングのやうなあの姿では私は哀れだと思ふんですよ。ヒアリングなんてみずから言うもんじやないですよ。その点いささちよつと聞かせてください。

○國務大臣(松永光君)　文部省の初中局長、大学局長等が臨教審で説明をいたしたのは臨教審設置法第八條の規定に基づく「資料の提出、意見の開陳、説明」等に当たつたものでございまして、これからもうそういうきつとした仕方では資料も提出し、意見も開陳するということをやつていきたいと思ひます。先生のお話にありました一般的な経済団体の代表その他から意見を聞くという場合とはちよつと、もっと重みのある第八條の規定に基づくものであつたやうな御理解願ひたいん

です。

○安永英雄君　森文部大臣の時期に私は随分こ

で質問をしたんだけれども、

〔委員長退席、理事仲川幸男君着席〕

私は今少なくとも臨教審がある三年間は教育界は混乱だと思ふ、混乱すると思ふ。大臣のおっしゃるやうにそこを任せておつたら非常識なものを出てこないだらう、実施不可能なやうなものは出ないだらうというふうな安閑として私はあの臨教審を待つておつては大変なことになる。

そこで私はお聞きしますが、臨教審の中間で資料が出てきたり、いろいろな便りが出たり、いろいろして下さるけれども、大臣はときどきあれに相づちを打つて、それは検討に値するとかいふコメントをときどき出しつたりしている。文部省はそれを聞いて既に準備に入つておるやうな報道あたりも聞いた、右往左往しておるやうな感じが私には受ける。そこで、この三年間、また延長になるかも知れぬけれども、臨教審がある三年間、この間の文部行政というものと臨教審との関係、これについて多少聞きたいと思ふんですけれども、この前の森さんは、文部省固有の事務という

ことで臨教審は学校教育のみならず、ゼロ歳から生涯にわたる教育全般について二十一世紀を展望した長期的視野で検討していただく機関であり、文部省固有の事務として進められるべき施策、例えば四十人学級、育英奨学制度の見直し、私学助成のあり方、こういうものは審議会とは切り離して実施していく、こういう考え方ですよね、変わらありませんか、大臣。

○國務大臣(松永光君)　そのとおりでございまして、文部省としては文教行政上当面する諸課題については積極的に取り組んでおるところでございす。今先生の挙げられましたことなどもその一部なんですけれども、そのほかにもいろいろ積極的な取り組みをしてきているところでございす。

○安永英雄君　この次に聞きますが、詳細に私は文部省の固有の事務として、臨教審の方でダブつ

ておらうと何であらうと、とにかく文部省は自分のこれは固有の仕事としてやつていく項目について、これ資料を後で出していただきたいと思ひます。委員長の方で……出しますか——それじゃ飛ばします。

それじゃ一つだけ例を引いてみますが、新高等教育計画というのが出されて、私はこれは重要な問題だから臨教審で当然審議されるであらうというふうな思つておりましたが、文部省は十八歳人口の急増に伴う大学等の入学定員の増員という量的な問題については文部省固有の事務、そうしてそのときに既に計画の中に入つておつた「開かれた高等教育機関の整備」、「高等教育機関の国際化の推進」、「特色ある高等教育機関の整備」、こういう大きな項目でいわゆる質の面の問題を取り上げておつた。

〔理事仲川幸男君退席、委員長着席〕

ところが、この質の面については臨教審の方でどうぞ、こういう大體立場をとつておられるやうに私は思ふんですが、詳細にずっと聞けばあれですが、局長の方でその考え方ですね、入れ物だけとはにかくどんどん固有の事務としてやつていきます、教育の質の面、内容の面等についての改革はこれは臨教審でどうぞというふうになつておるんですか。

○政府委員(宮地寅一君)　新高等教育計画についてのお尋ねでございしますが、考え方としては、その「まえがき」にも述べておられますように、我が國の高等教育をめぐる全体の情勢が大変現状では不確定な要素が多く、現段階で高等教育については長期的な見通しを持つて明確にその整備の方向を定めるということは非常に困難だけれども、先生御指摘のやうな六十七年度をピークとする十八歳人口の大幅な増減、それから質的充実の必要性等について適切に対応することは緊急な問題であるからということでまづとめていたのだと思ひます。したがつて、もちろん量的な問題については対応策のことも内容的にはございしますが、質的充実の必要性という観点についても検討をい

ただいてるところでございまして、基本的な考え方としてはそのように沿って私どもとしてもいろいろな具体的な施策において、例えば放送大学を現実に充実整備していくとか、そういうような具体的な施策のことも私どもとしては取り組んでおることとございまして、そのこと自身はたまたま臨教審でも御議論いただいておりますような高等教育全体の整備の問題の事柄と決して矛盾しているようなものではないと私どもは考えております。

○安永英雄君 時期的な問題は私にはわかるからあれですけれども、そう言い切られると私もちょっと聞き直らなきゃならぬ。矛盾はないと言う。矛盾大いに出てきますよ。今大学教育の問題についてはこれは臨教審として大きく取り上げますよ。これはまたとんでもない意見やら、おおよそ文部省が考えているような大学教育の内容の改革と質的な問題については相当思い切った問題が出てくると私は思うんです。そうすると、いわゆる時期が忙しい、差し迫っている、入れ物もというものと必ずこれは三年間のうちにそごして、後で取り返しのつかぬようなことが私は起こってくると思うんです。あなた方も随分考えていらつしやるようですけれども、大学と短大、大学と専修学校の連携協議、いろんなことで今の入れ物がちよつと違った形に入れ物をつくらなきゃならぬというふうな形になってくる、そのときに急遽切りかえられるかという問題を私は非常に心配しております。その点で私は聞いておる。これはよほど、臨教審の中で第一回からいろいろあるけれども、一番早く、できれば今度の六月の答申の一審真つ先に一番険しい大学の改革の計画というものをもしてもらいたいぐらいに私は焦っております。物さえつくつておけば後で変わったのほうでもいいというふうにはならぬですよ。矛盾は感じないと言いますけれども感じます、これは必ず。私はそういう意味でこれは所管大臣として十分考えておられると思いますけれども、早くやらない

と、六十一年から六十七年までのあの急増のあの中で、今度は急減したときのことと考えながらやるとすれば、やっぱり臨教審でこの大学問題を取り扱うならば早く結論を出さないと必ず三年間のうちで今のこれはそごしてきます。これは要望ですが、審議を早く進めたいといけません。これは要望ですよ。自由化の何の言う段じゃないです、これは。早くこれは進めてもらいたい。必ずこれは私は、局長がおっしゃったけれども、局長自身も要望されておると私は思うんですけれども、早くしないと矛盾だらけになってきて、入れ物と中の内容、質の問題がかかわってきつちもさつちもいかないということになります。何回も言いますけれども、六十一年から六十七年までのいわゆるこの十八歳人口というのは二十一世紀の中心的な、もう十五年ほどしたら来るんですから、この連中は。これは中心のな者が、その間お粗末な大学教育を受けておるといふうなことになるたら大変ですよ、これは。文部省としては質的な問題よりも量的な問題がまず大変だからということでも今ぎゅうぎゅう私学やらやっておられるようですけれども、これは一つ要望です、矛盾はしないと言いますけれども矛盾はします、矛盾が早く来ないうちに内容の問題、質の問題、これを審議会で取り扱うなら早く結論出せよというふうに要望しておきます。

もう時間がありませんが、たくさんあったんですけれども、もう一点お伺いしますが、これは初中局の方にお聞きしたいと思うんですけれども、四十人学級という問題について、これは大臣も相当努力をされて、私もから見ればまだまだ足りないんですけれども、これが臨教審の中で取り上げられておるといふことは私も聞いています。これは臨教審の委員に個人的にも私はやって言っております。大臣も御努力いただいで、ことしから四十人学級に向かって動き始めるわけですが、個々の臨教審の中における審議なり気迫というのはいろいろ出されていますけれども、三

十五人学級というものについてぜひ実現したいという希望が非常に強い、これは必ず三十五人学級というものが答申に上がってくるというふうには私は期待しています。今度の小中学校の教育問題について論議、第三部会ですか、やっていますけれども、何といつてもやっぱり一学級の人数を減らさなきゃならぬと。これは当たり前で、これはぜひ私は強力に進めてもらわなきゃならぬ。文部省のいわゆる今の固有の事務という形では四十人学級というので私は進んでいくと、やつと今こまできたという形なんだということなんだけれども、この三年間のうち私は一年でも二年でも、場合によつては今度の六月の第一番目の答申の中に出してもらいたいと思うんですけれども、そういう答申が出てきたときには、あなた方の四十人学級の完成というの随分幅がある、また随分先になる。これをとにかく推進してもらわなければならぬけれども、三十五人学級といういわゆる

答申が出たときには、この点については現在あなた方がやっておられる四十人学級の推進とかかわってくるわけですが、その際あなた方の決意といひますか、切りかえは必ずやると。そういう答申が出ればやるといふうなことは臨教審とかかわりの中で言えますか。

○政府委員(阿部充夫君) 四十人学級あるいは学級編制問題についての臨教審の中での御議論でございまして、学級編制のあり方ということは何回か話題にのつていて、これは承知しておりますが、まだ例えば先生ただいまおっしゃいました三十五人学級というふうな方向に固まりつつあるというように承知をしておらないわけではございません。いざにいたしまして、昭和五十五年度から六十六年度までの十二年計画ということで進めております四十人学級の現況、これが国の財政事情等からかなりおくれいているというところは御案内のとおりでございますので、これを六十六年度までに完成をするということが、私どもの現在のいわば最大の課題であると思っておりますので、ございまして、臨教審の答申がどうなるかとい

うことを想像して今の段階で申し上げるのは適当でないと思ひますが、いざにいたしまして、この四十人学級計画どおり完成するというところに全力を注いでまいりたいというのが私の気持ちでございます。

○安永英雄君 大臣に最後にお聞きしたいと思うんですけれども、先ほどから私も随分文部省という立場と文部大臣という立場と所管の大臣という立場といろいろあると思うんだけれども、その出処進退、自分の位置というものははっきりやっぱり明確にしたいと思ひます。これは要望です。先ほど言ったようにこれから三、四年間混乱しますよ、文部大臣の立場は。文部大臣として言うべきことははっきり言わなきゃならぬ、所管大臣としてやらなきゃならぬこともやらなきゃならぬ。ここらあたり非常に難しいことですが、私も、毅然としてやってもらいたい。それから、思うことは臨教審に対して言ってもらわなきゃなりません。円満な運営というだけをやっておつたつてだめです。出てきたものについてあなた方はこれは誠心誠意実行していくということ、これはどんなものが出るかわからぬけれども、その決意だけは表明されておられますけれども、その過程が一番大事なことでありますから、ぜひひとつやつてもらいたいことと、それから大臣、所管です、中間の報告が出るという場合はこの国会の中における文教行政の私どもはこれは責任者ですよ、やっぱり。文教委員会と臨教審とかかわり、文教委員会と国会とかかわりという問題についても十分に私は配慮していただきたいということを申し上げておきます。法律や政令や予算が出てきて、さあこれから国会の皆さん方の御意向をというふうな外に置くような立場を絶対にとらせないようにならなければならぬ。だくことを要望して終わります。

○粕谷照美君 幅広いそして奥深いものを持った文教行政について文部大臣が実に簡潔な所信表明を発表されました。その簡潔な所信表明の中に五

十三語でありますけれども、婦人問題についても触れられております。非常に期待するところが大きいわけでありましても、大臣の触れられた問題は、「本年は「国連婦人の十年」最終年に当たり、これまでの成果を踏まえ婦人の地位向上のための施策を推進してまいります。」というものであります。この婦人の地位の向上というものは一体どういうことを具体的にお考えになつていらっしゃるかということですが、

○国務大臣(松永光君) 婦人の地位を向上していただくためには婦人自身がいろいろな機会に学習していただき知識を広めていただき、そして社会でも活躍していただく、そういう条件を整えることに施策の上で協力をしていくということであるかと思ひますが、そういう考え方に立ちまして婦人問題に関する学習機会を提供する、婦人学級の拡充あるいは国立婦人教育会館の充実、そして四月一日から授業が始まる放送大学の整備充実、

○国務大臣(松永光君) 婦人の地位を向上していただくためには婦人自身がいろいろな機会に学習していただき知識を広めていただき、そして社会でも活躍していただく、そういう条件を整えることに施策の上で協力をしていくということであるかと思ひますが、そういう考え方に立ちまして婦人問題に関する学習機会を提供する、婦人学級の拡充あるいは国立婦人教育会館の充実、そして四月一日から授業が始まる放送大学の整備充実、

○国務大臣(松永光君) 婦人の地位を向上していただくためには婦人自身がいろいろな機会に学習していただき知識を広めていただき、そして社会でも活躍していただく、そういう条件を整えることに施策の上で協力をしていくということであるかと思ひますが、そういう考え方に立ちまして婦人問題に関する学習機会を提供する、婦人学級の拡充あるいは国立婦人教育会館の充実、そして四月一日から授業が始まる放送大学の整備充実、

○国務大臣(松永光君) 婦人の地位を向上していただくためには婦人自身がいろいろな機会に学習していただき知識を広めていただき、そして社会でも活躍していただく、そういう条件を整えることに施策の上で協力をしていくということであるかと思ひますが、そういう考え方に立ちまして婦人問題に関する学習機会を提供する、婦人学級の拡充あるいは国立婦人教育会館の充実、そして四月一日から授業が始まる放送大学の整備充実、

今までも国会の中でも随分討論になつてまいりましたが、審議会のメンバーに必ず女性をふやしていく。

○国務大臣(松永光君) 教員その他教育にかかわる人の採用等につきましては、性の別による差別はもろろのこと絶対にしてはならぬ、こういうふうには私に考えております。

○国務大臣(松永光君) 教員その他教育にかかわる人の採用等につきましては、性の別による差別はもろろのこと絶対にしてはならぬ、こういうふうには私に考えております。

○国務大臣(松永光君) 教員その他教育にかかわる人の採用等につきましては、性の別による差別はもろろのこと絶対にしてはならぬ、こういうふうには私に考えております。

○国務大臣(松永光君) 教員その他教育にかかわる人の採用等につきましては、性の別による差別はもろろのこと絶対にしてはならぬ、こういうふうには私に考えております。

○国務大臣(松永光君) 教員その他教育にかかわる人の採用等につきましては、性の別による差別はもろろのこと絶対にしてはならぬ、こういうふうには私に考えております。

○国務大臣(松永光君) 教員その他教育にかかわる人の採用等につきましては、性の別による差別はもろろのこと絶対にしてはならぬ、こういうふうには私に考えております。

○国務大臣(松永光君) 教員その他教育にかかわる人の採用等につきましては、性の別による差別はもろろのこと絶対にしてはならぬ、こういうふうには私に考えております。

○国務大臣(松永光君) 教員その他教育にかかわる人の採用等につきましては、性の別による差別はもろろのこと絶対にしてはならぬ、こういうふうには私に考えております。

○国務大臣(松永光君) 教員その他教育にかかわる人の採用等につきましては、性の別による差別はもろろのこと絶対にしてはならぬ、こういうふうには私に考えております。

それから教師に婦人が多くなったという問題とは関連性はないというふうに思ひます。しかし、よく世間では、厳しくしかつてくれないから云々と言ふ人がおりますけれども、これはどちらかという部外者の方の一方的な見解じゃなからうかと。やはり男の先生、そして婦人の先生、いろいろ特色もあるわけでありまして、場合によつては、婦人の先生がやさしく懇切丁寧に指導することによつて非行に走らうとするのがとまるという例もしばしばあるんでなからうかと思ふんであります。教師に婦人がふえたから中学生の非行がふえたなどということは私はないというふうに思つております。

○政府委員(面崎清久君) 失礼いたしました。文部省所管の審議会における婦人登用の数と割合でございますが、先生御承知のように、五十二年に婦人問題企画推進本部決定で、婦人の登用に就いて一割を目途にしようという趣旨でございます。私ども努力をいたしまして、この決定以前

○政府委員(面崎清久君) 失礼いたしました。文部省所管の審議会における婦人登用の数と割合でございますが、先生御承知のように、五十二年に婦人問題企画推進本部決定で、婦人の登用に就いて一割を目途にしようという趣旨でございます。私ども努力をいたしまして、この決定以前

○政府委員(面崎清久君) 失礼いたしました。文部省所管の審議会における婦人登用の数と割合でございますが、先生御承知のように、五十二年に婦人問題企画推進本部決定で、婦人の登用に就いて一割を目途にしようという趣旨でございます。私ども努力をいたしまして、この決定以前

○政府委員(面崎清久君) 失礼いたしました。文部省所管の審議会における婦人登用の数と割合でございますが、先生御承知のように、五十二年に婦人問題企画推進本部決定で、婦人の登用に就いて一割を目途にしようという趣旨でございます。私ども努力をいたしまして、この決定以前

○政府委員(面崎清久君) 失礼いたしました。文部省所管の審議会における婦人登用の数と割合でございますが、先生御承知のように、五十二年に婦人問題企画推進本部決定で、婦人の登用に就いて一割を目途にしようという趣旨でございます。私ども努力をいたしまして、この決定以前

○政府委員(面崎清久君) 失礼いたしました。文部省所管の審議会における婦人登用の数と割合でございますが、先生御承知のように、五十二年に婦人問題企画推進本部決定で、婦人の登用に就いて一割を目途にしようという趣旨でございます。私ども努力をいたしまして、この決定以前

○政府委員(面崎清久君) 失礼いたしました。文部省所管の審議会における婦人登用の数と割合でございますが、先生御承知のように、五十二年に婦人問題企画推進本部決定で、婦人の登用に就いて一割を目途にしようという趣旨でございます。私ども努力をいたしまして、この決定以前

○政府委員(面崎清久君) 失礼いたしました。文部省所管の審議会における婦人登用の数と割合でございますが、先生御承知のように、五十二年に婦人問題企画推進本部決定で、婦人の登用に就いて一割を目途にしようという趣旨でございます。私ども努力をいたしまして、この決定以前

○政府委員(面崎清久君) 失礼いたしました。文部省所管の審議会における婦人登用の数と割合でございますが、先生御承知のように、五十二年に婦人問題企画推進本部決定で、婦人の登用に就いて一割を目途にしようという趣旨でございます。私ども努力をいたしまして、この決定以前

一体何かといへば、一つには、育児休業という制度をつくつて、そして安心して本人も休める、そして学校の方もその間かわりの先生が入つて安心して子供たちもいふ条件のもとに教育が受けられるという、こういう幾つかの制度を私は文部行政はやってきたというふうに思ひます。ところが臨教審のメンバーの中に女教師を廃止せよということとを堂々と公言をしていらっしゃる、本に書いていらっしゃる方がいるわけでございます。先ほど久保理事からの質問に対して、文部大臣は男女共学は守つていきますと、こういうふうにおっしゃいましたので安心してありますが、同じその方が男女共学を廃止せよと書いていらっしゃるわけですね。なぜこんな人をわざわざ臨教審の正委員に入れてあるのか。私は総理の考え方が自分からないというよりも、もう不信頼でいっぱいなんですね。

○国務大臣(松永光君) 具体的に言へば「現代」にあります。渡部昇一さん、上智大学教授であります。この方は塾も学校にいた方がいんだなどというふうなことを書いてもいらつています。同じ「現代」に。さっきの香山さんの話ではあります。文部省の硬直した姿勢を直すには物すごい圧力をかけて、そうして若干直すというふうな目標を持った発言と考へても、私は非常に問題がある人だというふうに思ひます。

○国務大臣(松永光君) 具体的に言へば「現代」にあります。渡部昇一さん、上智大学教授であります。この方は塾も学校にいた方がいんだなどというふうなことを書いてもいらつています。同じ「現代」に。さっきの香山さんの話ではあります。文部省の硬直した姿勢を直すには物すごい圧力をかけて、そうして若干直すというふうな目標を持った発言と考へても、私は非常に問題がある人だというふうに思ひます。

○国務大臣(松永光君) 具体的に言へば「現代」にあります。渡部昇一さん、上智大学教授であります。この方は塾も学校にいた方がいんだなどというふうなことを書いてもいらつています。同じ「現代」に。さっきの香山さんの話ではあります。文部省の硬直した姿勢を直すには物すごい圧力をかけて、そうして若干直すというふうな目標を持った発言と考へても、私は非常に問題がある人だというふうに思ひます。

○国務大臣(松永光君) 具体的に言へば「現代」にあります。渡部昇一さん、上智大学教授であります。この方は塾も学校にいた方がいんだなどというふうなことを書いてもいらつています。同じ「現代」に。さっきの香山さんの話ではあります。文部省の硬直した姿勢を直すには物すごい圧力をかけて、そうして若干直すというふうな目標を持った発言と考へても、私は非常に問題がある人だというふうに思ひます。

○国務大臣(松永光君) 具体的に言へば「現代」にあります。渡部昇一さん、上智大学教授であります。この方は塾も学校にいた方がいんだなどというふうなことを書いてもいらつています。同じ「現代」に。さっきの香山さんの話ではあります。文部省の硬直した姿勢を直すには物すごい圧力をかけて、そうして若干直すというふうな目標を持った発言と考へても、私は非常に問題がある人だというふうに思ひます。

○国務大臣(松永光君) 具体的に言へば「現代」にあります。渡部昇一さん、上智大学教授であります。この方は塾も学校にいた方がいんだなどというふうなことを書いてもいらつています。同じ「現代」に。さっきの香山さんの話ではあります。文部省の硬直した姿勢を直すには物すごい圧力をかけて、そうして若干直すというふうな目標を持った発言と考へても、私は非常に問題がある人だというふうに思ひます。

○国務大臣(松永光君) 具体的に言へば「現代」にあります。渡部昇一さん、上智大学教授であります。この方は塾も学校にいた方がいんだなどというふうなことを書いてもいらつています。同じ「現代」に。さっきの香山さんの話ではあります。文部省の硬直した姿勢を直すには物すごい圧力をかけて、そうして若干直すというふうな目標を持った発言と考へても、私は非常に問題がある人だというふうに思ひます。

○国務大臣(松永光君) 具体的に言へば「現代」にあります。渡部昇一さん、上智大学教授であります。この方は塾も学校にいた方がいんだなどというふうなことを書いてもいらつています。同じ「現代」に。さっきの香山さんの話ではあります。文部省の硬直した姿勢を直すには物すごい圧力をかけて、そうして若干直すというふうな目標を持った発言と考へても、私は非常に問題がある人だというふうに思ひます。

○国務大臣(松永光君) 具体的に言へば「現代」にあります。渡部昇一さん、上智大学教授であります。この方は塾も学校にいた方がいんだなどというふうなことを書いてもいらつています。同じ「現代」に。さっきの香山さんの話ではあります。文部省の硬直した姿勢を直すには物すごい圧力をかけて、そうして若干直すというふうな目標を持った発言と考へても、私は非常に問題がある人だというふうに思ひます。

休その他で労働量が男の先生よりずっと少なくとも、賃金は男女完全同一で平等である。」というふうなことを書いていますね。何よりも恐ろしいと思うものは、「子供の間の秩序感の崩壊が、ガキ大将もつくれないような男の子、ある日突然親を殴るような子供をつくるということにつながっているらしいことである。」——「らしいことである。」というふうに逃げていらつしやる。この辺は非常に巧妙な逃げ方だというふうに思いますが、こういう人をなぜわざわざ選んで臨教審メンバーにするのか。しかも文部大臣のお言葉によれば、国連婦人の最後の年で女性の地位を向上しなきゃならないというときに、こういう方を出してくるのかということについて、私は非常に不満を持っております。

それから、男女共学についてこの方はどういうことを言っているかといいますと、思春期には男と女は別にした方がよろしいのだ。「もし男女共学を学問と矛盾しない形でやりたいならば、女の子は六歳、男の子は八歳で就学させなければおかしい。」と、こういう何が科学的なのか知りませんけれども、堂々と書いてあるわけですね。大体この時期に男女を一緒にすると「互いに対するロマンチックな感情が育ちにくいのである。」なんと言つてね、小学校三年、四年からもう分けた方がよろしいなんということを言っているわけですが、これは教育基本法から言つて、どういふ判断をしたらよろしいのですかね。文部大臣のさっきの御答弁では男女共学だと、こうおっしゃるのです。よりもよって何でこんな人を臨教審メンバーに出したのですか。大変不満を持っているのです。しかもそういうことをしていくと、比較が嫌らしいですね。雄と雌のゴリラを一緒に育てた例がある動物園であった。雌の方が早く生まれたので力が強かった。雌ゴリラが雄ゴリラをいじめたので成長した雄ゴリラはもうだめだったと、こういうことを書いてあるわけですね。売文としては売れるかもしれませんが、しかし、まじめな教育を審議しようというときにこんな人をわざわざ

正委員に出してくるということについて、私は非常に憤りにたえないわけであります。それはまた別といたしまして、先ほどの男女共学の問題で久保理事も触れられましたけれども、日経連が労働問題研究委員会の報告を出しております。この中に家庭教育の中で離婚の増加傾向を憂えてこういうことを言っております。我々は男女雇用機会均等法案の審議過程において何回かの児童福祉のことを頭に置くように要望してきた。この法律の施行後離婚が増加し、児童に不幸をもたらすというふうなことが起こらないことを切望せざるを得ない。離婚が増えるで女だけに原因があるような報告を日経連が出しているということについて、私は非常に問題があるというふうに思います。

先ほど久保理事が触れたのは、「二十一世紀に向けて教育を考える」という題のもとに財界の調査機関である日本経済調査協会の三月の二十五日に発表されたものであります。この中に、岡本臨教審会長、石川会長代理、それから木田宏専門委員ですね。それからそういう臨教審関係が七人も入っているらしい。そして、官界のOBも含めて二十五人。三年がかりで出したというにはちょっとお粗末ではないかと思いますが、男女の知的、肉体的発達段階に即し、中等教育での男女共学のあり方の再検討が必要だと、こう言っているわけですね。教育における家庭の役割の項では、教育における母と子のきずな、母親の役割は、生物学的に見ても教育上からも軽視ができません。母親となる女性には母親としての教養、知識が必要であり、これを母親になる前段で施すことが必要だ。そしてまた、外で働くことこそ女性の自己表現と満足するのは早計だというふうに言いまして、女性の社会進出に対する疑問が出されております。財界の意見というのは非常に大きく労働行政にも、またこの文教行政にも私は影響してるといふふうに思っておりますので、こんなことを財界が言うということは気になってならないんですね。文部大臣は、先ほどおっしゃったような意味で教育基本法の男女共学を守つていらつしや

る。そして、女性が社会進出がちゃんとできるような条件を文教行政の中でやっていくということとを、こういう私の今報告をいたしましたようなことを聞きながらまたお考えでいらつしやいますか。お考えは変わりませんか。その辺はいかがですか。

○国務大臣(松永光吉) 男女共学は教育基本法第五条に明記されているところでありますから、私は教育基本法を守つていくという立場を何度も申し上げておるわけでありますけれども、そのことに変わりはないと思います。

先ほどのいろいろなお話の中に極端なことをおっしゃっている人の例をお挙げになりましたけれども、言論は自由でありますから、私どもの方でその言論について制約を加える立場ではございませんし、自由に言論をなさつて結構であります。しかし、臨教審の中ではいろいろな議論がなされた上で意見がまとめられて、そして答申という形で出てくるわけでありますので、私は別に心配はしておりません。そののみならず、やはりこの審議会とか、そういったものは同じ物の考え方の方だ。話がまとつて議論することよりは、たまには別な議論をする人がおつても私は構わないというふうに思っているわけでありますが、ただ、結論から言えば、臨教審の委員さんというのは、教育基本法の精神にのっとり今度の改革はなされるわけでありますから、結論としては教育基本法の精神にのっとり出てくるものと私は期待をいたしておりますし、そう思っております。

それから、子供を育てる上での母と子のきずなというのは大事なことであると思ひますが、しかし、全体としての家庭は、これは子供と母親の関係もあります。同時に子供と父親の関係それから父親と母親、すなわち夫婦の関係、いずれもが円満にいくことによって初めて望ましい家庭環境というものはでき上がるものだといふふうに考えます。

離婚の問題にいたしましても、何も女性だけの責任じゃないわけでありまして、当然男の側に

も、社会を構成する単位が個人であり、個人が結び合つてできた家庭なんでありますから、男性も女性も協力し合つて家庭を維持していくということが大事なことであらうと思ひます。夫婦というもののはやはり努力をしない、あるいはたまには我慢もしない、そして時にはある程度あきらめもし合つて、そして維持されていくものだといふふうに私は考えております。

○粕谷照美君 わきで、結婚式のあいさつみたいだといふお話もあつたんですけれども、非常にユニークな御回答をいただいておりますが、このごろ本家に家庭が、いろいろな家庭がありましてね。何も両親そろつてゐる家庭の子ばかりじゃなくて、片親の子もおりますし、親を亡くした子供もおりますし、家庭とは何か、家族とは何かということを本家に考えさせられるような教室の中の教育だといふふうに私は思ひますが、今私が問題にしたのは、私たちから見れば、そんなでたらめなことを言うような人を、国会の法律でつくつた、しかも国会の承認を得なければならぬという、そういう臨教審メンバーに持ってきた、もうめちやくちやな任命をやっているということを今問題にしたかったわけであります。

しかし、今大臣の答弁の中で、特別な考え方というよりも、かなり違った考え方の人を入れるということとは非常に議論が沸いていいことだといふことね、これは私はちょっと問題にしてみたいと思ひます。

家庭科の教育に関する検討会議が報告を出しております。これについて文部省がどのように対応されていくのか、伺いたい。私は、この検討会議が八対八、まさに男子八、女子八、対等の立場で男女を出したという点は、これは評価をいたします。そういう立場に立つてこの内容をひとつ見て質問していきたいと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) 家庭科の履修の取り扱いにつきまして、条約との関係で問題が指摘されておりますので、今後は条約との抵触をしないような改善をしていかなければならないというこ

とが動機でございませう。ただ、基本的な考え方は、男女それぞれの役割が家庭生活にもあるわけでございますから、今後そうした家庭一般の教科、ないしは家庭に関する領域、そういうものを勉強をする際に、男にももう少し履修ができるような工夫をしながら、男女ともに学べるような形の改善を図っていきたい、これが検討会議の基本的な考え方でございませう。

○粕谷照美君 この検討会議をつくったという経緯は、文部省がやりたくてやりたくてつくったのではないですね。外務省の方から、何とかしなければ差別撤廃条約批准できませんよと、その批准できない条件の一つに、女のみ高等学校において家庭科を習得せよという、このことがひっかかりますよと言われて、ようやく重い腰を上げたのではないですか。その辺はどういうふうに理解していらっしゃいますか。

○政府委員(高石邦男君) 動機は、条約批准の際に、高等学校の家庭一般が女子のみに必修となつてゐることは、やはり男女平等の原則に反するといふことが動機になったことは事実でございませう。したがって、その内容を改善するにつれて、教育全体、教育課程全体の問題でもございまして、その全体の改善の際に基本的に改革していかねばならない、しかしそれまでの時間的余裕がないということで、検討会議で将来の方向を示していただくということで、検討会議による検討をお願いしたわけでございませう。

○粕谷照美君 局長、私はずっと歴史的に文部省にこの問題の交渉も行つてゐるわけでありましてね。その時代の文部省の姿勢というのは実にかくて、本当に硬直して、このままでよろしいんだ、家庭科はもう女子教育のためにどうしても必修させなければならぬんだ、男子に必修は必要ないんだという態度を堅持してきたと思ひます。しかし、世論に押されてこういう検討会議をつくつたのは、遅かったとはいへ、私は評価をいたします。そして、出されたこの内容についてですけれどもね。女子のみ必修が外された、これは

よろしいと思ひます。そして、中学校にも技術と家庭の検討の方向が示された。これもよろしいと思ひます。しかし、家庭一般が選択必修で、選択必修に二通り出ているわけですね。これで婦人差別撤廃条約の第十条のb項はクリアしたと思ひます。しかし、c項をクリアしたかどうかについては疑問を持っておりますが、文部省どうでしょう。

○政府委員(高石邦男君) c項は「教育のすべての段階及びあらゆる形態における男女の役割についての定型化された概念の撤廃」を、というように書いてありますが、履修の形態のb項については御指摘のとおりでございませうが、c項についても教育の場ではそれぞれの男女の役割が差別につながるような形での教育をしないという方向で戦後、今日までずっと続けてまいつておりますので、そのこと自体はそう問題にならないと思ひます。

ただ、現実的に日本の社会の中で男女の果たしている役割分担がそれぞれ歴史と伝統、そして今日までの社会的な形勢の中に存在することは事実でございませう。したがって、そういうものもやはりある意味で現実的にあるといふことを教える。そして、その役割分担があつて補ひ合つて一つの立派なものをつくつていくといふことを教えるといふことも一方において必要なことではなからうかと思ひます。

○粕谷照美君 現実にあるといふことを教えるといふことはこれは大事なことでありませう。そして、歴史的なことも教えるといふことは非常に大事なことでありませうけれども、条約そのものは「定型化された概念の撤廃」と明確に入つてゐるわけですね。だから目標は、撤廃をするという方向で結論をつけなければならぬというふうな方向に思ひますが、その辺はどのようにお考えですか。

○政府委員(高石邦男君) 今までの教育方針は、おおよそ、こういう分野は女だけの仕事であるとか、この分野については男は進出できないとか、

そういうような形の教育を特にやっておりますので、現在の戦後今日までの教育の方針で徐々にこの内容は男女平等の精神に従つて教育が展開されてゐると理解しております。

○粕谷照美君 どうも私の質問がまずいんでしょ、うか、答えがどうしてもびたつてこないんでしょ。「定型化された概念の撤廃」、男は仕事、女は家庭、こういうことだとか、男は管理職、女はひら、働きバチ、そういう、何というんですか、概念を撤廃するといふことが基本にならなければならぬと思ふんですが、この検討会の報告は二通りありますよという報告を出してゐるわけでしょう。こういうふうにしたらどうですかというのじゃなくて、両論併記してゐるわけですね。この両論併記というのは私は問題があるといふふうに思ひますが、時間がありませんから、いずれこの内容については詳しくやります。それで、ちよつと伺いたいことは、教育課程の審議会はいつごろ発足をいたしますか。ゆだねるというふうに報告書がなつておりますので。

○政府委員(高石邦男君) 臨教審の審議の動向もございまして、その動向を見ながら教育課程審議会の発足を考えたいといふふうに思つております。時期的にここの二、三年の間にはそういう審議会は発足させて、教育内容についての検討を進めていかなければならないのではなからうかといふふうに思つております。

○粕谷照美君 そうしますと、その臨教審の動向を見ながらと、こゝろ言われますけれども、臨教審が動かなかつたらどうされますか。動かなかつたら、三年後ぐらいのときに動いたといふようなときにはここの一年ぐらいの間に発足させるということではできませんか。臨教審が動かなくても動かしませうか、どのようにしますか。

○国務大臣(松永光君) 臨教審の期間はもうあと二年ちよつとしかないわけでありまして、もう少し見れば、臨教審が、この問題について専門的に検討していただくかはつきりするわけでありませうが、もし、ここの一年かそこらの間を見て、

この問題についての審議がないというのであるならば、その時点では審議会をスタートさせるといふふうにしなかならぬ、こういうふうに思ふわけでありまして、その意味で今局長はここの二、三年と、こういうふうな申したいものと思ふんです。

○粕谷照美君 国際的な条約批准の条件のわけですから、ぜひ早急にこの問題は発足をさせていたいただきたいと思ひます。

それで、教育課程審議会が開かれても、学習指導要領改正などというまでの間は結構手続もあるわけですが、この辺の見通しはどのくらいかかりますでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 通常、学習指導要領の改定は十年刻み程度で今まで行われてきてゐるわけでございます。したがって、現在の高等学校の学習指導要領の改定が五十九年に完了するといふようなことでございませう。そこで、中学校、高等学校、小学校、それぞれの段階で発足するわけでございますが、若干、十年前後の差は出てくると思ひますけれども、おおむねそういうインテンバルで考えていきたいと思つております。

○粕谷照美君 この教育課程審議会のメンバーですね、女性が発分入つてゐるのではないかと思ひますが、どうでしょう。何人ぐらい入つてゐます。

○政府委員(高石邦男君) 多分、私の記憶では六十名のうちに四人の方が入つていらつしやと思ひます。

○粕谷照美君 六十名のうちに四人なんです。男女共学だといふときに男社会で教育をやつていきましたよといふ文部省の姿勢が私は本当によく見えるなと思ひます。しかし、これ直していくんですから期待してゐるんです。先ほど文部大臣が、いろいろ意見を言う人が審議会の中に入ると議論が沸いてよろしいと、例えばさっき言つたような女教師は要らないとか、男女共学はあれだとかいって、そんな人が入つてもよろしいといふような、そういうことを私は御答弁をいただいで、ぜひ家庭科必修に積極的な運動をずっと展開して

きた人たちもいるわけですね、それから実践もされてきたすばらしい人たちもいるわけですよ。それで、そういうことについての評論をなさっている方々もいるわけですね。メンバーがいまぜんなんというのを私は言わせませんよ。ぜひ討論が巻き起こるような人をこの審議メンバーの構成員に選んでいただきたい、差別撤廃条約の精神を酌んだ人がそういう中に入らなければ本物の私は改革にはならないというふうに思うんですが、文部大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(松永光君) 一般論になるわけでありまうけれども、この分野について知識、経験、豊富な学識等をお持ちの方で立派な方が選ばれてしかるべきだというふうに思います。

○粕谷照美君 女性の問題を含めて私は申し上げたつもりでありますけれども、その中に十分私の質問の意図は含まれているというように解釈をいたしまして、次に進めます。

現行の枠内でも男女共学、共修を進めているという人たちがいるわけですが、今そんなことは好ましくないという圧力が上の方からかかってきている。それで次々につぶされているという部分もありますし、未熟の中から挫折をするという事実もまたあるわけでありまうけれども、しかし現行でも、この男女共学、共修を進めていくような条件整備というものを進めてよろしいか、それはいかがですか。

○政府委員(高石邦男君) 現在の学習指導要領の基準の中でも、女子だけではなくて男子も家庭一般等についての選択の道を開いたわけでございます。そして一部の学校ではそういう選択をしている男子もいるわけでございます。したがっていましめて、これについてそういうのがおかしいということとを言うこと自体が実はおかしいので、それは与えられていた条件の中で最大限に自由な選択をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○粕谷照美君 私は、そういう条件整備を文部省からやっぱり積極的に指導してほしい、こういうふうに考えているところであります。

最後にあと二点お伺いをいたします。

一つは、スポーツ担当の文部大臣でありますね。本年は大学スポーツの祭典であるユニバーシアード大会の開催を予定しているけれども、国際競技力の一層の向上に努めていきたいという所信表明があります。このユニバーシアード大会の目標というものは一体どのようなことでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 大学スポーツが振興されていくわけでありまして、そうした大学スポーツの振興に寄与すること、そしてまた、このユニバーシアードに参加する意向を表明した国は九十九カ国以上にもなっております。この国は九十九カ国以上の学生スポーツを通じての国際的な交流、相互理解、友好親善、こういうものが深められていくということで大変意義のあることだというふうに考えております。

○粕谷照美君 私もぜひ、国際青年年を記念して開かれますこのユニバーシアード大会でありますので、成功させていきたい、いかなければならないというふうに考えておりますが、このユニバーシアード大会を前にいたしまして、柔道界の一本化をということで山下選手らが要望書を出しております。大臣のところに届いているのではないかと申し上げますけれども、どのようなことになっているんでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 柔道の関係で全日本学生柔道連盟、それに全日本大学柔道連盟、こういう二つの対立の問題が実はあるようでありまうけれども、詳細は局長から御答弁を申し上げますけれども、速やかに関係者の間で円満な話し合いで解決されることを実は希望しておるところでございます。

○政府委員(古村達一君) この問題は、昭和五十八年一月に開かれました第一回の正力杯国際学生柔道大会の運営をめぐるもので、全日本学生柔道連盟とその上部団体であります全日本柔道連盟の間での対立ということから端を発したわけでございます。そこで、全日本学生柔道連盟が全日本柔道連盟

を脱退するということが起きてまして、そのときに脱退に反対いたしました大学側が全日本大学柔道連盟をつくった、ここで二つの団体ができたわけでございます。

ここでユニバーシアード大会に関連いたしました、ユニバーシアード大会にこの二つの団体に属している学生が、一方の団体に属していなければユニバーシアードに出られないということになりますと大変な問題でございますので、そういうことは絶対にないようということで、現在、強力に御指導申し上げておることでございます。

○粕谷照美君 東京地裁に提訴しているんじゃないんですか、これは。

○政府委員(古村達一君) 東京地裁の提訴の問題はございまして、これはユニバーシアードとの関係での提訴ではございません。八月のユニバーシアードでございまして、四月中旬ぐらいには選手選考しなきゃならぬということでございまして、選手選考の権限は全日本柔道連盟が持っております。したがって、全日本柔道連盟に対して脱退をいたしました全日本学生柔道連盟に属している学生であつても、これは平等に扱うようにということで、大体そういう方向になっていくものというふうに思っております。

○粕谷照美君 柔道界が一本化されなくても、ユニバーシアード大会に選手として出られる人たちは支障なく、どの連盟に入っているということにかかわらず選考されるし、出席できるということでございますが、国際的な試合をやりますという、スポーツの祭典をやりますというときに、国内の問題でたがたしていろいろと、そんなものにもまた文部省もお金を出したりなんかしなきゃならないわけですからね、相当の決意を持ってこれは一本化して、本当に安心してスポーツができるような条件を私はつくっていただきたいと思っております。文部大臣いかがですか。

○国務大臣(松永光君) スポーツの社会でグループごとの対立があつたり、ごたごたがあつたりするということは甚だよくないことであると思いま

す。そこで、関係者の間で胸襟を開いて率直な話し合いをして、そして円満に解決、処理されることを望ましいわけでありまうけれども、私の方としてもそういう方向に向かうように指導をし、助言をしてまいりたい、そういうふうに考えております。

○粕谷照美君 あと、幼稚園の問題について、あるいは保育園と幼稚園の問題、それから期限が来ます学芸志向園の問題について質問しようと思いましたが、三分ぐらいいしかりませんので、予算の委嘱審査のときにやることにいたしまして、終わりたいと思ひます。

○委員長(真鍋賢二君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員長(真鍋賢二君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化及び学術に関する調査のうち、文教行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○柳川覺治君 今、思い出しますと、昭和三十三年から三年にわたられまして、松永光文部大臣のお父さんの松永東大臣が文部大臣として御就任されました。そのときに、当時復古調、復古調という言葉で大変、一方でそれから独り立ちした後の日本のこれから教育を、特に教育内容につきましましてどうあるべきかということの審議がなされました。ちょうど松永文部大臣の御就任のときにおまとめになられました中教審から教育課程の改定の御答申がなされました。そのことによつて今日の戦後教育の大きな教育の基盤がつくられたわけでございます。再び親子二代にわたりました松永文部大臣が誕生されました。時あたかも臨教審を中心にしてこれからの二十一世紀を目指した教育はいかにあるべきかという大変な大事なこと

きの大臣に御就任されました。松永文部大臣の二代にわたる御就任に心からの敬意を表しつつ、また御苦勞の中の御努力に対して謝意を表しつつ質問させていただきます。と思ひます。

予算のことはこれから委嘱審査がありますが、大臣の所信表明をお聞きさせていただきます。また六十年年度の予算案を見ますと、財政当局からは前年度に限りなく近く、低くということの厳しい財政当局の姿勢でございました。それに対して文部当局初め関係者が、前年度に限りなく近くという合意言葉で編成の努力をされたというのが実感であろうと思うわけでございますが、その所信表明あるいは予算の内容を見ますと、乏しき中に励みあり、新しい事項が将来にわたっての教育、学術、文化、スポーツの充実のための芽が出されておるといふように感ずる次第でございます。まずその点につきまして、新しい課題としてどのような事項、どのような内容が盛り込まれたのか、その辺につきましてお聞きをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(松永光吉) 三年間いよゆる足踏み状態になつておつた四十人学級、これがいよゆる凍結解除という形になりました。実現へ向けて踏み出すことができたという点が第一。

二番目には、私学助成につきまして、減額をされ続けてきたわけでありまして、いづれも厳しい財政状況の中で前年同額の確保ができたこと。

三番目には、科学研究費補助金の十五億増額の予算が確保できたこと。

それから、留学生の大幅拡充のためのスタートが切れたということ等々でございます。欲を言えば切りがありませんけれども、関係者の協力のもとに、厳しい財政状況の中で、まずまずの予算の編成ができた、こういうふうな考えをいたしてとらえてございます。

○柳川覺治君 よく行政官は、予算編成の闘いが済みまして、人生の喜怒哀楽を感じ、そこにどう合わせの言葉づくりをいたしまして、みずからの足らなさを反省し、またあすへの努力を誓い、ま

たある面で自己満足して、次の立法等の作業に入るといふ道筋をたどるわけでございますが、会計課長、何か今度の予算でござる合わせができたんと進うか。

○政府委員(坂元弘直君) 来年度の文教予算は、先ほど柳川先生も御指摘のように、大変厳しい状況下で編成いたしましたわけでございますが、幸いに前年度より二十一億円増の四兆五千七百四十一億二百万円ということで、現在国会で御審議をいただいております。いろいろ、私もこれで決して満足している予算じゃございません。まだまだ足りない点はあるわけでございませうが、先ほど大臣が申し上げましたとおり、主要な事項についてはそれなりに対応ができたかな、これも国会の与野党の先生方の御叱正、御協力のためであるといふふうに感謝をいたしていいところでございませう。

ごろ合わせということになりますと、どうしても手前みそになつてしまひまして、そんなにいい予算じゃないのに何だといふふうにおしかりを受けるかもしれないけれども、さらにこれは省内で稟議をしまして、文部省全体でオーソライズしたところ合わせでございます。会計課内で幾つか、二十ばかり候補を出しまして、みんな投票をいたしました。その中の上位のものを御紹介したいと思ひます。

四兆五千七百四十一億二千万といふことでございますので、四、五、七、四、一、〇、二をどうやってごろ合わせするかといふことでございませう。一番評判がよかったのは、「よくこなし、遠くをにらんだい予算」といふのがございませう。それからその次に、「よい子になれよ、人は不断の努力だよ」といふのがございませう。それから、争点となりました四十人学級と私学助成が一番大きな争点でございましたが、これを読み込んだものとして、「四十人いななき、私学とうとう踏みとどまる」といふのもございませう。それから、先ほど柳川先生も御指摘のとおり、私も親子二代の大臣にお仕えしたわけでございませう。松永大

臣の就任した後すぐ予算編成に当たつたわけですが、松永大臣の指図のもとに四兆五千七百四十一億二百万円を獲得できたといふことで、それを読み込みまして、これこそ手前みそで、何事かとしかられるかもしれないが、「四兆をこなし父さんと二度目の文教予算」。トウサンというのは、「父」という字と松永東先生の「東」という字を兼ねて、「父さんと二度目の文教予算」というのがございませう。

幾つか手前みそのごろ合わせを、たつて紹介しようといふことで、あえて紹介させていただきます。たが、いづれにしましても、六十一年度以降も恐らく深刻な財政事情のもとで大変厳しい予算編成に迫られるといふふうになると思ひますが、今後とも与野党の先生初め野党の諸先生方の御指導、御叱正を得ながら、私も文教予算の獲得のために松永大臣のもとに最大の努力をする所存でございますので、ひとつよろしく御指導のほどをお願いいたします。

○柳川覺治君 ありがとうございました。以下、幾つかのことにつきまして御質問させていただきます。

まず、先ほど安永先生から御質問ございましたが、四十人学級の問題でございませうが、三年間の凍結から解除されて再び四十人学級の実現への走り方をされたわけでございませうが、六十年度は一体どういふような四十人学級につきましての前進を見るのか、局長からお答えください。

○政府委員(岡部充夫君) 四十人学級につきましては、ただいま大臣からも触れてお答えを申し上げたわけでございませうけれども、昭和五十五年を初年度とする十二年計画で実施をしまして、五十七年からは凍結と申しますか抑制という厳しい時期に入りましたために、これまで実施をしてまいりました児童減少市町村内の一部の小学校の学年進行分だけ従来認められてきたといふような状況であつたわけでございませうけれども、今回、昭和六十年度につきましては、こういった既に取りかかつておりましたものの学年進行

の最終年次の六年生の分を措置いたしますと同時に、同じ児童減少市町村の中で、これまで抑制措置によつて手がつけられておりませんでした小学校につきまして、全校一学年から六学年まで一気にこれを処理をするといふようなことにいたしました。千八百三十五人の教職員定数増をこのために措置をいたしております。

○柳川覺治君 そういたしますと、六十年度は一步踏み込みまして、児童減少市町村全部にわたつて一年から六年までといふことでございませう。六十五年目標の四十人学級の実現についての取り組み基盤整備ができたといふように感じしておりますわけでございませうが、財政事情大変厳しい中で、引き続き厳しいと思ひますけれども、この四十人学級の六十五年実現につきましての御努力、それから第三次改善計画でございませうから、この中には教育の条件を整える、また先生方の負担をできる限り軽くしていくといふような面も含めまして、養護教諭の方々、学校栄養職員の問題、事務職員の方々の定数改善が計画されておりますが、これも含めまして、第三次改善計画の実現につきまして大臣の御決意をお聞きいたしたいと思ひます。

○国務大臣(松永光吉) 先生御指摘のとおり、財政状況は依然として厳しさが続くわけでありませうけれども、そうした状況を踏み込めながら、全力を挙げて計画達成年度までに円滑にこの第三次定数改善計画が実現できるように、最大限の努力をしまして存存でございます。

○柳川覺治君 ありがとうございました。昨年の三月、本委員会におかれましては参考人の方々を交えて留学生問題につきましての各先生方の大変御熱心な御討論がございました。その際、参考人として出席された留学生の方が申された、なぜ日本では宿舎について敷金が、そして礼金を払わなくちやいかぬのかという、その面等を含めた経済的負担の問題、あるいはアメリカから来た留学生の方が、みそ汁の味がしないという、そういう言葉で彼らの生活環境あるいは留学生を取り

善く社会環境についてのお話がありました。そのことが私も今耳にこびりついてるわけですが、その後の本委員会でも御論議が、的確な御指摘がございました。そのことを踏まえつつ留学生の問題につきましてお尋ねをしてみたいと思う次第でございます。

現在、留学生の数が大体我が国で一人、やがて二十一世紀を目指して十万人の留学生の受け入れを実現しようということが文部省の懇談会、また省内の連絡会でもそのことが検討されましたわけですが、この面での数の上からの進展はどのような状態になっておられますか。

○政府委員(大崎仁君) 先生御指摘のように、昭和五十八年度におきます我が国での勉学中の留学生数が一万強の数でございましたが、五十九年五月一日現在で一万二千四百八十人ということで、一年間で約二千人というような増加の状況を示しておるわけでございます。一応、二十一世紀初頭を十万人ということで想定をいたしますと、大体年率一四〇程度の増というふうに、単純に計算をすればなるわけでございますけれども、最近の伸びの状況は非常に日本に対する関心の高まりというのと相まちまして急増をいたしております。それだけに私どもといたしましては、御指摘のように受け入れ態勢の整備ということにさらに力を注がなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

○柳川覺治君 一人から十万人と言われますから、かなり十倍の計画でございますので、二十一世紀初頭ということではございますが、国民の間には果たしてそういうことが実現するのかわという疑問もあるわけでございますけれども、今お聞きしますと、国費につきましても来年度は二百三十人でございまして増えたとということで、新規の受け入れが千五百八十五人でございまして、そういう新規の国費の留学生の受け入れが実現したと。この二百三十人の伸びが毎年加算されていけば、大体十万人の中で国費留学生の予定されておる、あれ二万人でございましたか、その面は実現

するものになるのでしょうか、その辺をちょっと数字の上でお話いただければありがたいと思えます。

○政府委員(大崎仁君) 私ども受け入れの拡大を図るに当たりましては、一応前期、後期と二期に区分をいたしまして、前期を全体の高等教育計画との関連も考えまして、我が国の十八歳人口がピークに達します昭和六十七年を一応の目標にしておるわけでございます。その時点で国費留学生の数を四千名にいたしたいというふうに考えておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、明年度予算の拡充、新規の拡充二百三十人というところで累積を図ってまいりますと、ほぼその目的を達し得るのではないかと、こういうことで予算をお願いし計上しておるということでございます。

○柳川覺治君 あれですか、今十万人の、ちょっと私間違えました、十万人の国費と私費との見込みはどのようなあれになりますか。

○政府委員(大崎仁君) 最終段階の想定といたしましては、これは欧米諸国を見まして、最も国費の比率が高いフランスが大体八、九〇程度が国費というところでございまして、私どもとしましては最終的には二十一世紀初頭に国費の割合を約一割というふうに想定をいたしております。したがって、私費九万、国費一万ということをして昭和七十五年度の数として一応の想定をいたしておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、前期の段階では全体として四万人、そのうち、これは先ほど言葉が足らなくて恐縮でございますが、国費四千と申し上げましたものは、今までのものに四千プラスという意味でございまして、トータルで申し上げますと約六千人ということでございます。国費六千人、私費三万四千人ということをして想定をいたしております。

○柳川覺治君 この六千人というのは、一年で帰る人、二年三年滞在する人おられますから、トータルでいくと一万人ぐらいになるわけですか、六千人の採用をすれば。

○政府委員(大崎仁君) 六千というのは在留数でございまして、これも種別によりまして在留年限が異なりますし、またどうしても一年延長したいというような場合もありますので、正確な計算は難しいのですが、非常に大ざっぱに考えますと、ほぼこの半分が新規受け入れ数というように感じになるのではないかと思います。

○柳川覺治君 そうしますと、九万人が私費の留学生ということになりますか、これについての大体日本の、先日の参考人の方々の御意見の中でも、なかなか障害を留学生が乗り越える、その障害の中にまず第一に言葉の問題、日本語教育の問題が言われておりますし、また宿舎あるいは物価等の関係からの経済的負担、これに対する国内援助体制等のまだ希薄な面がある、そういう経済的負担の問題。あるいは留学生がせっかく学んだその効果について、必ずしも学位の授与が容易になされない。また学位を授与されても、それが自分の国へ帰ったときに、それなりに相当の評価されるという面について、なお問題を残しておるといような面。あるいは日本の社会の閉鎖性、必ずしも国際社会に開かれていない日本の風土、その中で留学生の受け入れのなお問題を残しておるといような点。それらの点が指摘されたことと記憶しておるわけでございますが、この私費留学生九万人につきましても見通しはどのようにお持ちでございますか。

○政府委員(大崎仁君) 国費、私費を通じまして、我が国に留学をされた方々が充実した留学生生活を送ってお帰りたいということが非常に重要であろうと考えておるわけでございます。それだけに受け入れ態勢の整備充実を努力をしなければならぬと思っておりますのでございまして。

大きく分けまして、受け入れ態勢といたしましては、先生御指摘の宿舎の問題、それから日本語教育の体制の整備の問題、それから大学における学位その他教育体制の問題という三つに大別できるかと存じますが、宿舎につきましては、明年度

予算におきましても国立大学での留学生宿舎、これは国費、私費を通じましての留学生宿舎の整備を進めるとともに、日本国際教育協会という中心的な留学生の世話団体がございまして、そこで新しい留学生会館を建設するための基本設計費用を計上するといような形で努力をいたしておるところでございます。ただ、これは国の努力だけではなかなか多量の需要にこたえがたいわけでございますので、一方、関係の方々のお力添えをいただきましたおかげさまで、税制上の措置をいたしまして、現在、明年度の税制改正の中で、留学生宿舎の建設に伴う不動産取得税の免税措置というようにものも盛り込んでいただくというようになるともございまして、また日本国際教育協会でも公共広告機構という団体をお願いをいたしまして、無償で留学生への御協力を呼びかけていたわけでございますが、大きな反響がございまして、宿舎の提供あるいはホームステイをしてもいいというようなお申し出がございまして、ここにちょうど持つてまいっておりますが、こんな形で善意の申し出が寄せられておる。こういうものを各大学に御紹介をして御活用いただくというように、多角的に生活条件、宿舎等の整備を図らせていただきたいと思います。お尋ねのわけでございまして。

それから日本語の問題につきましては、これも基本的にまず教員養成が重要であるということと、明年度筑波大学に新たな日本語・日本文化学類というようなものをスタートさせるとともに、東京外国語大学のコースを改組充実をする。あるいは日本語教員の資格検定制度の準備費を計上させていただくというように、本格的な体制づくりに着手をさせていただいたというところでございまして。

それから大学内の教育体制ということにつきましては、学位の問題は日本人学生に対する学位授与の姿勢といふこととかかわりまして、文科系につきましても直ちに大きい改善を見るということが率直に言って困難な状況ではございますが、全

一般的に各大学とも留学生受け入れに非常に積極的な姿勢を最近示していただいておりますので、大学側に対して今後とも十分協力を呼びかけてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○柳川覺治君 留学生課でお出しになっている「二世紀への留学生政策」、この中で宿舍の受け入れ態勢について、大体二〇〇年のときには十萬を、下宿、アパートで六萬、それから大学附置関係の学生寮あるいは留学生宿舍で二萬、それに民間財団法人等の公益法人等による留学生宿舍を二萬というように一応見込んでおられますが、この辺を目途にこれからやはり取り組まれるということでございますか。

○政府委員(大崎仁君) 現在の状況で申しますと、留学生に特に配慮をいたしました宿舍あるいは学生寮というところで生活をしております者が三割に満たないという状況にございますので、やはり二十一世紀の初頭におきましては、何とかこれを四割まで持っていきたいというつもりで努力をいたしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○柳川覺治君 そこで、この「政策」の中でも幾つか掲げられ、あるいは先日の参考人の方々からの御意見もございましたが、学校自体で用意するもの、またあるいは国際学友会あるいは国際留學生教育協会でございますか、そちらの方で公益法人等で用意するもの、それ以外に、この計画によりますとやはり六割は一般の下宿、アパートあるいはホームステイ等の善意のところに依存するということでございますが、そのためには必ずしも公益法人でなくて、個人あるいは事業所が善意によって留学生の宿舍をお引き受けいただく。そういうためには、公益法人であれば不動産取得税の免税問題があったり、いろいろな便宜があるわけでございますけれども、個人とか会社等ですとその辺の便宜がないということ、その面に少し隘路がありそうでございませぬ。ですから、その面につきまして住宅金融公庫の特別融資、あるいは私

学振興財団からの何らかの形でどうかを通過した形で、融資とか、あるいはまた、せっかくございます国際教育協会あるいは国際学友会を通しての何か指定の施設に対しては特別の恩典を申しますか、善意に報いる何か形をとってこの面の推進をしていただきたいと思います。具体的に住宅金融公庫とか、それらの点等の展開はその後でございますか。

○政府委員(大崎仁君) 広範な方々の御協力、御支援というのが、ぜひ御指摘のように必要なわけでございます。

ただいま具体的なお尋ねがございました住宅金融公庫につきましても検討はいたしておるわけでございますが、ただ、その設立の目的が国民大衆に対する住宅環境の改善というところに法律上定められておるというような事情もございまして、留学生のみを入居対象とする宿舍建設のための貸し付けというのは現状では難しいということがこれまでの検討の結果ではございます。

ただ、どういう形でそういう善意の御努力あるいは試みというものを私どもとしてもお願いをし、かつそれが発展をしていただけるようにするかということとは大事な問題でございますので、引き続きいろいろ御指導もいただきながら頭をひねってまいりたいと思っております次第でございます。

○柳川覺治君 それから、日本語教員の養成でございますが、先ほど東京外語、筑波大学等の拡充を図れたと、大変結構でございますけれども、資格制度とも絡みまして、認定行為と絡んで大学の養成にすべて依存するの、日本語教育につきましては、かなり専修学校で日本語教育にやっております。かなり専修学校での養成、教員養成ということも期待されますか。

○政府委員(大崎仁君) これは今後かなりの、これは留学生だけでございせんで全般的に日本語教育に対する需要が諸外国の間に高まっておりますので、到底、大学で幾つかそのためのコースをつくるというだけでは需要にはたえられないと考えますし、また、事柄の性質上、大学等を卒業

した方が志を立ててそれに専念、勉学をされるという意味では専修学校の果たす役割は非常に大きいのではないかと考えております。

この一、二年來、そういうようなことも考えまして、一部の専修学校にいろいろ日本語教育の改善についての研究をお願いするというようなことも始めておるわけでございますが、これから検討いたす予定にしております日本語教員の資格制度というようなものを考えますときも、そういうこれまで努力をしてこられました外国人に対する日本語教育を目的とする専修学校の充実と、その充実のめどとなるような形の制度がでないかということも一つの視点といたしまして検討を進めさせていただきますと思っております。

○柳川覺治君 なお留学生の問題、多々お聞きしたいと思いますが、時間があるまいせんで、とにかく十萬人の受け入れということではフランス並みのことを期しておられるわけでございますが、これには新たな国際社会における日本の国際社会への貢献と同時に日本の今までの閉鎖性を持った日本の中での課題でございますから、各方面の御協力、御支援なくしてはこれは実現がなかなか難しいと存する次第でございます。大臣、折に触れて各省、各界の御支援を賜りますよう御指導いただきたいと思っております。

それでは、この今の留学生の問題とも絡みまして、日本で学んだ学問の効果、成果についてなかなか素直に評価されないというような悩みも訴えておりまして、それは一にかかって学術研究のより高きを、深きを求める世界の問題であろうと思っております。その面でこのたびの科学研究費の予算が四百二十億ですか、要求どおり実現されたということに心強さを感じる次第でございます。

その中で新しく若手の研究者のためのフェローシップの制度が設けられたというように聞いておりますが、この面につきましてちょっと御説明を賜りたいと思っております。

○政府委員(大崎仁君) 明年度の予算につきまして、新しく特別研究員制度というものを発足させるための経費が日本学術振興会に計上をされておるわけでございます。

この趣旨といたしましては、将来の日本の研究界の指導者となるべき若手研究者に、若い、研究が最も能力の発展します時期に研究に専念をしていただくという意味で研究奨励金を原則二年間差し上げることが骨子でございますが、特に従来にない特色といたしましては、博士課程後期在学中の者もこの対象とするということが一つでございます。

それからもう一つは、これらの博士課程後期在学中あるいは常勤の職についていない方々でございますが、こういう方々に科学研究費補助金の申請の資格を認めまして、特別研究員に採用される場合には科学研究費補助金をあわせて交付をし、その研究計画が十分達成できるようにするという考えで現在準備を進めておるところでございます。

○柳川覺治君 若手の研究者の大いに活躍が期待されるわけでございますが、これを受け入れる側です。受け入れ側に、これは先端的な、あるいは極めて基礎的な研究の分野でございまして、学際的な意味もあるわけでございますから、受け入れ側で統合された研究活動、それに大いに研究費の助成措置をして、そこで受け入れてもらうというような今まで総合研究あるいは基幹研究という形で行われておりましたが、これらの面をできれば拡充して、これと絡めていただくということは大変意味あることだと思いますが、御工夫をいただければありがたいと思ふんです。

○政府委員(大崎仁君) 特別研究員につきましては、先ほど申しましたように、ただいまの先生の趣旨とも合致をするのではないかと思います。が、大学院在学中の者は別といたしまして、そうでない者は自分の出身研究室以外のところにむしろ積極的に研究の場を求めて、そこで研究することによって視野を広げていただくということが一

つの希望条件にはなっているわけでございます。それで、先生の御指摘の点は、実は一年前からがんにつきまして、がん特別研究員制度というのを「対がん十カ年総合戦略」との関連でスタートさせているわけでございますが、これにつきましては、まさに重点課題にその特別研究員は参加をさせていただくということを条件といたしておるわけでございます。

新しい特別研究員につきましては、これは学問の性格によりまして、あるいはその研究員に選ばれた方の研究の種類、内容によりまして、あるいは単独でやりになる方が多い場合もあるかと思ひますが、選考あるいは運用の過程ではできるだけ先端的なすぐれた研究グループに参加をして一緒に努力をしていただくというようにも十分考えながら運用に当たっていくように学術振興会とも相談をしてみたいと思つております。

○柳川覺治君 世界を挙げて科学技術の振興が大いなる国策の中心課題になっておるわけでございまして、高きへの挑戦においておくれをとった民族は滅びるということが言われておりますし、そのゆえに文教行政の大きな柱は国民全体の教育水準を高めると同時に、この高きへの学術研究の推進にあらうと思つてございまして、その面から、スポーツの世界で金メダルをとりますと、次の続く者は自分の身近の人が金メダルを先輩にとられましたので、この先輩に勝てば自分は金メダルとれるんだということでこれが大きな励みになって国民スポーツの振興が進んできております。

この学術研究の世界におきましても金メダルに相当するものにノーベル賞があるわけでございまして、福井先生が化学のノーベル賞を受賞されましたが、本当に日本人にまた大きな励みを与えられたわけでございまして、福井先生が化学反応のあの発表をしたのは昭和二十七年である。それで、それがアメリカでもしあつたらあつたらと早くノーベル賞に当然なつていたであらうというように意味のことも言っておられるわけでございまして、日本で今までノーベル賞は四つしかないと思

いますけれども、各国でのノーベル賞受賞の状況をおわかりでしたらちよつと御発表いただきたい。

○政府委員(大崎仁君) ノーベル賞で先生のお尋ねに即して申し上げます、一応、文学賞、平和賞は除きまして学術関係だけで申し上げますと、一番多いのがアメリカでございまして、学術関係の四賞合算をしましても四百四十七でございまして、それからイギリスが六十四、ドイツ五十、フランス二十二、スウェーデン十七、ソ連十一等々とございまして、日本は御指摘のように四ということになっております。

○柳川覺治君 アメリカ等でユニバーシティといひますと、そこには必ず我が大学にはこういうノーベル賞のオーソリティーがあるんだということとがまた大学の存在そのものをあらわす意味になっておるわけでございまして、日本はまさにこれからでございますが、獨創性あるいは創造性の發揮、そのことによつて世界人類に貢献していく日本人ということが言われておるわけでございまして、それには地理的条件あるいは国際的な交わりもなかなかこの国にいてはそういう機会が、便りも少ないという問題でございます。私も昨年アメリカに行きましたら、こういう言葉が言われました。数学は日本人のためにあるのかということ言われまして、今アメリカで数学界で日本の方が最もオーソリティーとして御指導になっておられる、そういう事実もあるわけでございまして、政府が国挙げて外交チャンネルでやるべき課題ではないと思ひますけれども、それだけに学術研究の成果として、またこれが将来の若者への励みにもなることであります。せつかく学術国際にこの面につきまして、何か、例えば文部省のアカデミーが各国にまた十分行っていない。スウェーデンにもアカデミーが行つておりません。やはりスウェーデンなどに文部省からアカデミーの人が出られまして、この学術研究の分野でのいろいろな情報、あるいは交流の機会を大いにセツトしていくというようなことが大変大事じゃないか

と思ひますが、ノーベル賞をぜひ獲得するための方策と申しますか、その辺を官民挙げて御検討いただくところがあるというところを感じます。大臣、どうですか、その面について。

○国務大臣(松永光君) 柳川先生の御説、大変すばらしい発想であると思ひます。学術の面での国際交流を一層深めていくと同時に、日本の学術を進歩発展させるという意味合いでも、言うなれば学術面を中心にしたアカデミーをもつと数々ふやし、そしてより一層その方々に活躍をしていただくということが日本の学術、科学技術の進歩発展にもなりますし、そして先ほどのお話にありましたようなノーベル賞の受賞者がまだ四というのはちよつと一ちよつとどころじやない、大変寂しい思ひもいたしますので、先生の御指摘まことにございまして、先生、関係省庁とも相談をし協力しながらできる限りそれが実現をするように頑張つてまいりたいと、こういうふうに思ひます。

○柳川覺治君 所信表明の中で新しいことが幾つかあるわけでございまして、今年度から始められた自然教室のことにつきましてお願いをいたしたいと思つた次第でございまして。自然教室、人生は劇場、自然は大学、まさに自然の中で子供たちが本當に育つということのこの企画は大変いい企画だと思ひますので、現在の状況と、来年度以降どういふような発展をしていくのか、初中局長から。

○政府委員(高石邦男君) 子供たちに自然との触れ合いをもつと深めさせるといふことは、子供の人格形成を図っていく上に大変重要なことであると思つておりまして、五十九年度から自然教室として新しい予算で発足したわけでございまして、五十九年度では約千校を対象にいたしまして四億一千七百万の予算を計上したわけでございまして、来年度六十年度は千七百七十校に伸ばしまして、一七七増になりますけれども、四億八千七百五十万の予算を計上して実施しようとしておるわけでございまして。

ただ、自然教室の分野の授業の拡大だけでは十分ではありませんので、それらの拠点になるようなものもあわせて整備していきたいということとで、山間僻地における廃校になった跡を利用する廃校利用の予算もあわせて計上するということをしていただきたいと思います。

○柳川覺治君 その際に学校ではありませんけれども、民家で昔から坊と先導師の家とかで多くの人々が活用されていたそういうものが文化財的にも残つておる、そういうようなものを活用するとか、あるいは社会教育あるいは体育の方でいろいろの野外活動あるいは公民館等のがれがございまして、それらのものも活用した形でこの面の運用を取り計らつていただけますか。そこら辺ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) 御指摘のとおりでございまして、子供たちをいゝんな場所から自然と触れ合いをさせるということには非常に重要でございまして、社会教育施設として整備されております青年の家、少年自然の家を初め、先ほど申し上げましたような廃校利用の整備、あわせて民間のそういうような諸施設をフルに利用いたしまして、学校、社会教育を問わず、そういう効率的な施設の運用を図りながら整備していきたいと思つております。

○柳川覺治君 学校の機能の中で、ある学者が学校というものが自然な社会単位として十分機能しない。それには共通の生産という作業がないからだというようなことを言つておる学者がおりますけれども、こういう自然教室等の中で学校植林という昔から行われた、学校植林というのが、我々は戦時中に報国造林という言葉で植林を勤勞奉仕させられたわけでございまして、報国造林なるがゆえに戦後これが否定されたような形であつておりました。今、木が四十年近くなりまして、これらを今どうするかということをおもひながら、窓会で相談しているわけでございまして、現在学校植林は各学校でそれなりに進んでおるのか、その辺わかりましたらお教えいただきたいと思ひま

○政府委員(高石邦男君) これは戦前との比較で、昭和十三年に約五万ヘクタールが学校林としてあったというふうに言われております。現在昭和五十八年度は二万九千で約半分程度に減っているわけでございます。したがって、子供たちの勤労体験学習というものは非常に重要なことでございまして、単に働かせるというだけではなくして、こうした学校林等を利用しながらそういう機会を拡大していく、あわせてそこで育った木を活用して自分の校舎をつくっていくとか教室を整備していくというようなことは非常に有意義なことであると思えますし、今後もそういう面での、農水省ではそういう森林についての造林、そういう計画をもっと進めていきたいということを言っておりますので、学校教育の場でもそういう機会の拡大を図っていききたいと思えます。

○柳川覺治君 戦前の学校植林等大いに活用して学校の施設に、あるいは同窓会館等にこれを活用したというような例がありましたら後ほどお教えいただきたいと思う次第でございます。

時間ありませんので、恐縮でございますが、最後に今これからの教育が、科学の進歩する、ある面では不透明な時代あるいは多様な情報社会、そういう中において人間はしっかり考える人間というものが言われておるわけでございまして、それぞれが考える人間であるべきだ、また機械文明が、あるいはエレクトロニクスの進展でロボットが、あるいはオートメーションで物は無限に生産されるというような状態の中で、果たして人間は何かをするのかというようなことが問われてきておる時代でございます。そういう中で、日本人は世界の人人々から好まれて、好意を持って迎えられる人、よい人間をつくるべきだ、好かれる人間をつくるべきだというようなことも言われております。そういうような面から、学校の教育は人にあたり、先生のもちろん御指導によるものでございしますが、私も、私は学校の建物、設備、学校の施設すけれども、それは子供たちが育てるという、施設

が教育するという感じを持っておるわけでございますけれども、そういう面でこれからの学校建築につきまして大学、小・中・高あるいは幼稚園も含めてでございますけれども、これからの教育の変化、また教育のよりよき向上のための学校施設のあり方というのはかなり大きな課題だろうと思えます。小中局も取り組まれました新教育機器の導入という問題もございます。これとの対応で、ハードの面から施設はどうあるのかという問題も、これまたソフトの開発と同時にこの面の開発も必要かと思いますが、施設部長さんから、今までかなり新しい仕組みを取り組んでおられますので、この面につきましてこれからの見通しを、あるいは研究課題をお示しいただければありがたいと思います。

○説明員（佐藤護君） 公立学校と大学とに分けてお話ししたいと思います。

まず、公立学校につきましては学校機能というのが近ごろ大変複雑、多様化してまいりました。例えば学校開放をするということで、社会とのかわりが学校が大変強くなっているという問題もございしますし、また教育形態、教育方法、学習方法が新しいものを取り入れるということで施設もそれに十分対応する必要がある、こういう面も出てきておりますし、最も大事だと考えられますのは、学校が今までは教育を行う場である、こういう考え方から、一面的な考え方から学校は子供たちが自分で勉強する場だ、充実した楽しい学校生活を送れる場所である、こういう形に、考え方に変わってきておりまして、できるだけ豊かな人間性を持った学校の姿、こういうものに変えていく必要がある、こう考えております。

大学の施設につきましては、今まで大変大量な整備に追われてまいりました。戦後、戦災復旧それから学生増募、そして新大学の創設ということで大変な大量な施設の整備をせざるを得なかったために量的な整備だけで済ましてきた。もうそろそろ質的な、今先生がおっしゃられた内容のある学校というものをつくる必要があるのではない

か、こういうことも考えまして、ただいまそういうことについての検討を進めておるところでございます。

○柳川覺治君 時間がありませんので、あとの問題は省略させていただきます。ありがとうございます。

○高桑栄松君 きょうは私は医学教育の問題を取り上げさせていただいて、時間があつたら教育改
革の問題を質問させていただきます。

最初に総論的なことをお伺いしまして、最近起きております福島県立医科大学の問題について少し立ち入って質問をさせていただきたい、こういうふうに思っています。

まず、文部大臣に伺うんですけども、文部省は我が国の教育行政の最高責任機関でありますので、所管をする国立大学はもちろん言うまでもありませんが、公立、私立大学についても必要に応

じて指導、助言、管理運営等についての、教育研究等についての適切な指導、助言が行われることになっていくというふうに取り組んでおるわけですが、ちょっと確認をさせていただきます。

○国務大臣（松永光君） 先生のおっしゃるとおりだと思います。

○高桑榮松君　つきましては、特に公立、私立太学は直轄ではないという意味で、間接的ですから若干難しい面があるかと思うんですが、今の適切な指導、助言が十分になされてきたか、文部大臣いかがでしょう。

○國務大臣(松永光君) 文部省の権限としては一番はつきりしているのは設置基準の決定あるいは大学の設置、廃止の認可、それから大学運営に対する一般的な指導、助言等でありまして、こうい

った指導、助言につきましても適切になされるべきものと考えておりますが、ただ大学等の場合にはそれぞれ大学自治という、何といいましようなか、尊重しなきゃならぬ伝統的な制度もありますので、それを尊重しながら、かつできる範囲の指導、助言をする、こういうことでやってきておるつもりでございます。

○高桑栄松君　つきましては、これも文部大臣に総論ですから伺いたいと思うんですが、医の倫理というのがしばしばいろんな事例を通じて問題になってきております。人間の生命、健康を扱う、そしてまた病氣というものはその患者にとつては一つの負い目みたいなこともありますので、非常にこれは学問、研究のレベルだけではなくて、人格が医学教育に携わる人間にとつては教育者として特に大事であらうかと思うのであります。これはそのとおりでございましょうね。

○國務大臣(松永光君) 医師として大事なのは医学及び医療技術についての知識そして技術を身に

つけているということが大事なことの一つ。もう一つは、その方の倫理の問題があらうかと思えます。私、先般ある大学の講師をしながら医院を開設する人とじっくりお話をした機会がございましたが、知識とか技術というのは何といたしまして

か、長い間やつておればおのずから身についてくる、しかし倫理というのは適切な時期にきちつと指導し教え込みにゃいかぬ、一たん間違つた考え方や倫理観を持っている人の場合には、その人の

技術があればかえって危ないという話すら聞いたことがあるわけでありまして、その意味で医師に

とって大事なものは、両方面あるわけでありましてけれども、特に倫理の方が大事だというような話を聞きましたが、私も同感でございます。

○高桑栄松君　ところで、昭和五十六年に徳島大学医学部耳鼻咽喉科におきまして、教授が教室員

のポイニットによりましてとうとう講座主任のポストを追われたという事件がございました。そして現在、福島県立医科大学の産婦人科教室では教授ポイニット、そしてその事件が現在進行中でござ

教室員による教授ホイコットというのは、私は医学部の教授を長いこといたしましたし、医学部長を六年もいたしましたのでいささか知っているつもりでございますけれども、臨床の教授が部下に全くそっぽを向かれたんではこれは診療できないわけです。ですから、これは大変な事件になる

わけで、教授の身分保障が一方ではございますが、しかし身分の保障がなされなくなるおそれがあるということがございます。

そこで、教授会でございますけれども、教授会が教授を決定する、その教授会が教室員の教授、つまり管理責任者、主任教授をボイコットするということとを教授会がもし認めざるを得ないようなことであつたら、逆に言う、教授会が決定するときにあらかじめ教室員の承認を要するのかという問題だと僕は思ふんです。というのは、こういうのが幾つか起きています。というのは、今後の教授の身分と、それから教授会の責任といったようなことを念頭に置いてこれは質問をさせていただきます。文部大臣、よろしゅうございませうか、あるいは文部省でもよろしゅうございませうか。

○政府委員(宮地寅一君) 基本的な教授の任免のことについては、先生長年大学で教官をやっておられた御経験が豊富でございまして、十分御承知のとおりでございまして、教員の選考は教授会の議に基づき学長が行うということになっておりますし、また大学の教員は大学管理機関、単科大学の場合でございまして教授会でございすけれども、審査の結果によるものでなければ意に反して免職されることがないというのが基本であることは当然のことでございます。したがって、教授会として助教等の意見を参考として聞くことは可能でございますけれども、もちろんその場合でも教授会が主體的に判断、決定をすべきものというぐあいに考えております。

○高桑栄松君 つまり教室員の承認をあらかじめ得ないと、人事は——今おっしゃったのはあらかじめ参考とおっしゃるけれども、候補者がいて、これはどうだこれはどうだといった人事というのは全部漏れてしまいますから、これはできないんですよ、普通は。だから、つまり聞いてはいないというのが現実だと思ふんです、いかがでしょう。

○政府委員(宮地寅一君) 基本的には御指摘のと

おりかと思ひます、人事に関する問題でございすから。選考に当たりまして、候補者の教育研究上の業績等を慎重に検討して、教授就任後も問題を生じることのないように責任を持って教授会が選考すべきもの、かように考えております。

○高桑栄松君 全くそのとおりで、私の経験というか、皆さんの言っていることと一〇〇%一致しております。

もう一度復習をさせていただきます。医科大学ではほかの学部との違いは、すべての大学で公募していることと、教授を。ほかの大学は、場合によると公募していない場合があるかと思ひます。いや、一、二公募しない大学がございまして、医科大学でも。しかし、八十の大学のうちの九十数%は全部公募いたします。したがって、挙がってきた公募者、応募者を、業績それから人格等厳密な審査をしまして、そして、かなりな時間を経て厳密な審査の結果投票して決めるということになっていきます。つまり、公募に応じた人は、人を押しのけて入ってくるというところはあり得ないわけです。全く関係のない場所、教授会という舞台で決定をいたします。したがって、この人がやってくるということの責任は公募した側、つまり教授会にあるということとなわけですが、確認を一通さしていただきます。

○政府委員(宮地寅一君) 先生御指摘のような教授の選考に当たりまして、公募をして後任を決めるといふことについては、公募をしました大学側において教授の選考について責任を持つて決めるということが基本にあるかと思ひます。

○高桑栄松君 そこで、論理の行き着くところというところで申し上げるんですが、教授が部下である教室員によつてボイコットされる——管理責任は今別になります、管理者がどっちであるかということがあるわけですが、ボイコットされる、しかし、ボイコットされた教授は教授会が責任を持つて呼んだ人である、その教授会がボイコットを認めたとなると、逆に言う、教授をボ

イコットした教室員に教授会の決定が否定されたことになると思ひます。もちろん年限のタイムラグがありますが、論理的にはそうなると思ひますが、局長さんいかがですか。

○政府委員(宮地寅一君) 一般論として、先生がおっしゃっているような点について申せばそういうことが言えるかと思ひます。

○高桑栄松君 そこで、今結論として申し上げているんですが、結論的なお話で何うんですが、私は大学の教授をして——大学の教授というのは非常にオーソリティーを与えられているんですよ。身分を保障されておりますし、ありがたいと思つてきました。私は、だから、月給が少ないうちで思わなかつた。身分が保障されているな、んというところは、これは金では買えないです。大抵、私は本当にありがたいと思つていました。ですから、それが教室員、部下によつてボイコットされるというのは、もうこれは異例中の異例なんです。今までそういう事例は医科大学で、文部省がとらえた事例は何例ございましょう。

○政府委員(宮地寅一君) 御指摘のようなこと自身がまことに異例なこととございまして、本来そういうことが大学の教育研究の場においてあつてはならないことだ、かように考えております。人事に関する事項、特に教授の人事に関する事項というのは、先ほど大臣からもお答えを申しました。大学は、大学の自治のいわば根幹にかかわる問題でございまして、したがって、各大学において責任を持って処理すべきものというぐあいに私どもも考えておるわけでございまして、したがって、従来、国立大学の教官にかかわる人事についても、大学からの上申を尊重する建前を基本的にとつております。したがって、個々の教授の辞任の背景になつた具体的な事情というやうな点については、私どもとしては的確に把握をしているということではございませぬ。

しかしながら、ただいま非常に異例なケースというところで、徳島大学医学部耳鼻咽喉科の講座の教授の問題について先生から御指摘があつたわけ

でございまして、これは大変異例なケースとして、国立大学の医学部にそういう事例が実際問題として起こつたことがございまして、昭和五十六年に医学部附属病院の難聴診療部に配置がえとなつたことについては、配置がえ以前に講座の教授と他の教官との関係が非常に悪化した、たゞいま御指摘のような教授とその講座の助教教授とのいわば対立といふものか、そういうようなものが大変関係が悪化をしてそれが長期間にわたつた、そういうことで教授が本務を遂行し得ない状況になつた、まことに異例なケースでございすけれども、そういうことで教授会が配置がえを提案して、最終的には教授がそれに同意をして決着を見たというケースがございまして、先ほど先生も御指摘のように、そういうことはまことに異例なケースであらうか、かように考えております。

○高桑栄松君 それでは、今ここでひとつ統計学というので推計をしてみたいと思ひます。私は北大の教授を二十四年いたしましたが、北大は医学部開設以来六十数年、まあ六十年といひます。二十年教授一代で講座は三十ありますから、三十掛ける三倍ですから九十講座が延べあつたわけですね。この六十年間一回もこういふことは見ておりません。つまり、今局長言われたように九十分のゼロです。今医科大学八十あります。一大学三十講座といたしますと、三、八、二千四百講座でございまして、北大のやうな四十年、六十年、東大、長崎のやうな百年というので延べ講座で入れますと三千なんでもんじゃないと思ふんです、もう八十大学掛ける三十で三、八、二千四百なんですから。今のお話だと一回しかない。まあ、そんなやうなものだと思ふんです。あつてはいけなしい、そんなことないんです。つまり、大ざっぱに三千の講座で一回あつたといひます。同じ大学で同じ講座で——同じ講座なんですよ、実は。前教授が教室員にボイコットされてやめたんです。その後へ現在の教授が北大の講師で赴任をしていったんです。公募でございまして。講師四十歳。若いんですね。若いということは業績が抜

群であつたから教授会が認めたんですよ。それが赴任して同じ講座で二度起きたんです。まあ、もちろん大臣おわかりでしょうけれども、あえて説明させていただきますと、さいころが一が出る確率というのは六回で一回です。連続二回出る確率は六分の一の自乗です。三十六回に一回です。統計確率論です。三千分の一の事件が自乗されるわけですね、連続起きた。九百万分の一なんです。文部大臣おわかりでしょう、あり得ないんです、これ。これを文部省はどうとらえておられますしうか、お伺いいたします。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の福島県立医科大学の産婦人科の講座において教授ボーイコットがあるということについての御指摘でございますが、私も、つい最近のことでございますが、実は昨日でございますけれども、大学の学長から関係課におきまして辞表の報告を受けたわけでございます。昨年九月から十月にかけまして助教

授、講師を含みます七名から教授に対する不満等を理由として辞表が提出されたということでございます。大学では、十二月に調査委員会を設置し、問題点の解明に努めてきたわけでございますけれども、その間、本年の三月十六日に講座の教授から辞表が提出をされて、そこで教授会は調査委員会の報告及び辞表を受けまして十六日の教授会において教授の辞表について受理をし、助教等々の辞表については、学長において教育、研究、診療への影響を考慮して、それらの点を十分考慮した上で処理をするということになったというぐあいに報告を聞いております。その後、ところが二十二日になりました同教授から辞表は取り消す旨の通告がございまして、教授会で二十五日その取り扱いについて検討したところ、辞表の撤回は認められないというのが教授会の結論であつたというぐあいに私も聞いておるわけでございます。

この問題についてはそんなことで昨年来いろいろ講座の内部でのいろいろな問題点があつたように伺つておるわけでございますけれども、私も、何となく、ただいまのところ大学側から事態についてそういう報告を伺つておるわけでございますが、先生御指摘の前の回の教授の件についてもいろいろお話がございましたが、私も、大学から伺つたところでは、前回の教授が空席になりましたのは、まあ、いわばそういう問題と申しますよりも、むしろ大学紛争当時、基本的にはその問題に關連して教授が辞任をしたというぐあいに報告を伺つておりました、ただいま先生が御指摘をなさつたような形というぐあいには必ずしも伺つてはおりませんけれども、いすれにいたしましても、今回の教授の、助教以下以下の講座内でのいろいろ教授とのあつた問題については、本来まことにあるべき事態でない異例なケースだと考えておりました、本件について私も、もちろん福島県立医科大学でございまして、当事者がそれぞれ最善の努力をして解決のための努力をしなければならぬという事柄ではないかというぐあいに考えております。

○高桑栄松君 私がお伺いしたのは、事件の概要、これはお伺いするつもりでございましたので、今伺つたことについてまた質問させていただきますけれども、私が伺つたのは三千分の一の自乗である。九百万分の一の確率というのは前の教授のボーイコット、私が知つてゐる範囲では学園紛争の余波を受けて、それを教職員が利用して、そして教員会の内部告発によつて教授が追い出されたということなんです。私は当時現役の医学部長でございまして、それから大分よく知つております。ですから、ともかくやめさせられたと。同じ事件が起きたと。ブランドンにV S O P というのがありますよね。僕はあれはベリー・スペシャル・オールド・プロダクトと言ふのかと思つておりましたら、話聞いたらベリー・スペシャル・ワン・パターンというのがあるそうで、だから、いやあ、なるほどこれはV S O P なんだと思つたんです。やっぱり、随分高いブランドンだと思ふんです。これは、そのV S O P、九百万分の一というのは、私やっぱりこういうことの起きる大学は、私は恨みも何にもありませんよ、何度か訪ねています。医学私学委員としても福島県立医科大学は査察に参

りました。知つています。ですけれども、スペシャルパターンだということですよ。ベリースペシャル、このベリーを何ぼつけてもいいぐらいたと思ふんです。九百万分の一。ですから、そういうワンパターンというのは統計学的に見て有意の差に近いくらい。いや、もう一〇〇%ですよ。もう、本当の有意だと思ふんです。それくらいのことろなんだから、これはやっぱりそういう大学は統計学的に疑いもなく異質ではないかということ。僕は文部省はどう受けとめてゐるかと、統計学的に僕は聞きたいんです、むしろ。内容の問題言つてゐるんじゃないんだ、内容はお困りだと思ふから。

○政府委員(宮地貫一君) その点は先生十分御事情御承知の上でのお話かと思いますが、私も、大学から伺つたところでは、前任の教授の辞任の問題については大学紛争に巻き込まれた形で辞任をしたということをお伺いしておるわけでござい

ます。今回のケースと全く同じパターンでこのことが起こつたかどうか、そこところについては必ずしもつまびらかにいたしておりません。

○高桑栄松君 真偽のほどを余り争つていてもよくないと思ひますけれども、少なくとも学生にやめさせられたのではなかつたということなんです。しかし、僕は学園紛争時代の学部長を六年やつたんです、昭和四十五年から五十一一年です。そういうことで、こういう事件を起こすこと自体、教授会というものがいかに無責任であるかと僕は思ふんです。私は、六年間紛争を全部相手にして、全部

国交を通じてやってきましたよ。言わしてもらえば、僕は警察を入れませんでした。六年間です。それは論議の場なんだから、大学は、知的集団の学生ですから。暴力団集団じゃないんです。ですから、理論が通ればもう大丈夫なんです。私は、六年間全部大論争をやつて生き抜いてきたんです。六年間です。聞いていただいたいと思ふんです。あの当時、六年学部長を続けた人は何人いた

か伺つてもらいたいと思ひます。後で調べていただいてもいいですよ。ですから、私はこれに対してはある意味では非常に、医学教育だけではなくて、まあ特に医学教育ですが、憤慨してゐるんです。こんなことがあつていいのかということなんです。

それで、今の辞表を提出した助教と講師が昨年の九月と十月に辞表を出した。そして助手が七名。告発をされた、内部告発があつたんです。教授に学長から言われて、学長はだれが、学長にだれが出したんですかと、教えてくれないと言ふんです。教えてくれない言ふ、だれが出して、どんな理由かわからない。教えてくれないと言ふんです。自分の教室だからわかるんじゃないかと言つたと言ふんです。それじゃ、一人一人真偽のほどを確かめるんですかと。不信感だけが募つてきます。教えてくれない言ふ、内部告発というのはどういう理由でしようか、局長伺います。わからなければ僕が教えますから。全部持つていて……

○政府委員(宮地貫一君) お話しの内部告発はど

ういうものであつたかということについては私承

知しております。

○高桑栄松君 それじゃお教えいたします。とい

うのは、後で理由になるんです、これが。大事な問題だと思ふんです。

したんですよ。これが実は昭和五十六年四月から五十九年十月の三年半にわたって婦人科の宿直を空宿直をして全部ポケットに入れていたということなんです。これは証拠が十分にございますから、本人が認めております。こういう空当直、公費を不法取得をしたという事実が明快になっているんです。局長、これが処分されていないで今日までいるということについてどう思われますか。

○政府委員(宮地貴一君) いろんな事案が本件についてよくそうしておるかと思いますが、私も大学からの報告によりますと、今先生御指摘のいわゆる空当直でございますが、その問題については大学側からの報告によりますと、産婦人科教室では夜間の緊急手術あるいは重症患者に対応するために二人が宿直することになっておったわけでございますけれども、実際には一名が当直をし、一名が自宅待機という、宅直と言っておりますけれども、自宅待機のような形で行っておりますので、宿直手当を受領しておったということを伺っております。

そして、本件については、このことについては教授から学長への告発がきっかけとなりまして、調査委員会が調査の結果明らかになったということとを伺っております。そして、その結果、助教授と講師に対しては既に支給をいたしましたものから実際に勤務をした分を相殺した差額各十五万円の返還を命ずるとともに、病院長から口頭の訓告がなされたというぐあいになっております。

○高桑栄松君 これは教授が告発したんじゃないんですよ。これは宿直の出勤簿取扱主任が助教授と決められているそうです、規則で。その彼が部下に命じて空宿直の名簿をつくらして判を押した。一回も出ていない。いいですか、昭和五十九年度は月一回だそうなんです。五十八年、五十七年、五十六年については四、五回だそうなんです。その申し立てた講座の職員二人がたまたまかねて教授に言ったらいい。そして全教室員が集まって、その二人も入れてはつきりさしたらしい。したがって、調べてもらえば、何回空の判を押したかわ

かって、一回も泊まってないそうです。そして、朝日新聞三月二十一日には、空宿直料をポケットに入れたのは千二百万と書いてありますよ。証拠があります、新聞ですよ。財界ふくしまという雑誌にも千二百万と書いてあります。たった十五万だけ出さしたと言っていますよ。そういうことがあるんですよ。学長は適正な処置をとったと言っておりますが、適正とはそういうことでしょうか。ちょっと困るかもしれません、いかがでしょうか。

○政府委員(宮地貴一君) 新聞報道その他の報道のことについては私も十分承知をしております。先ほど申し上げましたように、学長からの報告を受けましたところ、先ほど御答弁申し上げましたような内容で報告を受けたわけでございます。さらに、その点が真実であるかどうかのことについては、なお大学側にも十分問い合わせをすることと必要であらうかと思っておりますけれども、そのことと自身の調査なり対応なりは、それぞれ県立医科大学のことでございますので、設置者たる県なり、福島県自体、あるいはそういうところで、まず事実の把握なり、そういうことをいたしまして、そのことについて適正な措置がとられるというところが、まずとられるべき第一の手段ではなからうかと、かように考えているわけでござい

ます。○高桑栄松君 出勤簿がずっと押されているんですね。三年半というのは、押された職員二人が言ったことであって、それ以前もやっていたということらしいです。それで判を押しているんですから、何回かわかるんです。調べてもらいたい、これは。そしてもし学長がうそを言ったら学長の責任は重大だと思えますよ。

それから、これ文部大臣に伺いますが、教育というのは師弟の信頼関係の上に成り立っております。これは御承知のとおりであります。私が学園紛争を通じて私の持っていたフィロソフィーを申し上げますと、医の倫理の前に医の教

育倫理がある。これが、私が医学部長として六年間やってきたときの私の大事なフィロソフィーです。教授諸候には医の教育倫理を徹してもらいたい、おたおたしてもらっちゃ困るということであり

ます。いわば、公金横領の事実が明白になった助教授、講師、こういう人は教官に値すると思われ

ます。大臣、いかがでしょうか。○国務大臣(松永光君) 仮定の話になりますが、先生御指摘のような不正を働いておる者があるとするれば、その方は教育の立場にある人としては不適格のように思われます。

なお、先ほど局長も言いましたけれども、福島県立医科大学というのは設置者は福島県でございますので、まず設置者が管理運営の責任の立場にあるわけでありまして、この福島県が大学側に對して真相の調査をし、把握をして、そして適切な措置がとられるのが妥当であるというふうに思

います。○高桑栄松君 文部大臣ね、やっぱり文部大臣初めて聞かれりや仮定の話だと思われるでしょうけれども、仮定じゃない、事実です。松川学長が教授にあてたレターで、五九医大総第一〇四号と書いてあります。ちゃんとした公文書です。これに「相当金額の返納を命じ、」と書いてあるんです。着服しないものを返せって言うでしょう。ちょっとこれを大臣に差し上げていただきます。これちょっと見ていただければわかります。

ですから、仮定じゃないんです、事実なんです。そして、この兩名の辞表が今日まで数か月間そのままになっていた。そして、教育に従事しているんですよ。これは管理者というものの感覚を僕はやっぱりどうなっているんだらう、ベリー・スペシャル・ワン・パターンじゃないんでしょうかね。これは、文部大臣、もう一度いかがに思いますか、事実なんです、それ、仮定じゃないですよ。○国務大臣(松永光君) まさしく先生は、みづから何というか確認をされて、そして、先生は事実

だと、これおっしゃっていることだと思えます。先生のおっしゃることでありまして、大体間違いないと、私は思うんでありますけれども、私自身が事実であるかどうか、私自身が確認してないんですから、そこで、先生のおっしゃるとおりであるとすれば、こう申し上げたわけでございます。繰り返して申し上げますが、先生がおっしゃるとおりであるとするならば、それは大学において教育に当たる立場の方としては適格性がな

いように思われます。こう申し上げたわけでございます。○高桑栄松君 まあ、文部大臣としてはごもっともだし、文部大臣としても大分積極的な御意見を

出していただいたと思つて私は大変よかったと思つておるんです。文部大臣はやっぱり正直というが率直に御意見をしてくださると思つておりますが、全部信じられなくても仕方がないかもしれません。これは学長の手紙だということなんですけれども、学長の公文書的なもので言っているんで、まあまあ九十九分本当でも一百分どかという程度かもしれないが、そうしたら一体文部省としては、指導助言の中でどうなさるんでしょうかね、局長いかがでしょうか。

○政府委員(宮地貴一君) 先ほど申し上げたわけでございますけれども、先ほどの病院長からの口頭の訓告ということが適切であったかどうかというようなことなどについては設置者たる福島県において判断をされるべき事柄と私はまず考へておるわけでございます。したがって、もちろんこういう講座の中における教育、教授と助教授以下の内紛問題ということは非常に事柄そのものが異例なケースでございます。私も一日も早くこういう事柄が解消されまして教育研究、診療に支障のないような形で対応されるということが大学教育としてはぜひとも必要なこととござい

ますので、そのことを大学当局並びに福島県当局に對しても、一日も早い解決策を希望するものでござい

切な措置がとられるということが必要ではないか、かように考えます。

それからもう一点、先生の御指摘の助教、講師の辞表の方が、提出されて、それがいわば預かったままになっておるではないかという御指摘があつたわけでございますが、その点については、大学からの報告では、昨年九月から十月にかけては助教、講師を含む七名から教授に対する不満ということを理由に辞表が出された、それが預かられたままになっておるという状況でございます。それについては、一つは、辞表について調査の必要があるということで先ほど御答弁しましたような調査委員会を設けて調査を行うということになったわけでございまして、その調査の結果が明らかになるまで辞表は預かるということになったというぐあいには大学から報告を受けております。そこで、調査を終了し、教育研究、診療に支障を生じることのないような形で、つまり一時に講座の相当数のものが空席になるということではその点が問題でございまして、そういう支障の生じることのないような形で、その取り扱いについては検討中であるというぐあいに伺っております。

○高桑栄松君 これは内紛ではございません。僕は内紛だと思わない。感情じゃないんだもの、これ。感情だったのは、助教と講師が九月に辞表を提出したのであります。その次の教授から報告したのは十二月八日の公文書みたいな、何だか内容証明かな、何かで学長に出しているんであります。十一月の二十七日かに教室で申立人が会ったわけだ。いいですか、申立人が自分がやめさせられるかもしれない危険を冒して教授のところへ言っているんですよ。そして、教室の全員の中でやるというのはよほどの勇気が要ります。はっきり言えば、このまま悪い人間が生き残れば、悪い人間というのははつきりしたからですよ。これはもう申立人の運命は目に見えていますよ。そういうことを僕は言っているんですよ。ですから、もう一度言いますと、仮に泥棒が、見つからなければ

ば着服する、見つかったから返せばいい、そうなんですか。そういうものでしょうかね。泥棒をした、はつきりわかった。しかも、公金ですね、公金です。公金というのは税金です。国費も入っていますね、補助金が行っているんだから。それを着服したのを返せばいいというものじゃないと思うんだ。僕は十五万円というのはいくらでもないこととは明快にわかっていますけれども、まあ、わからぬことにはしておきましょう。一回で一万円だそうだからね。僕の計算百十九万円でありまして、三年半でね。まあ、いいや。細かいのいいです。十五万円というのは返したってだめなんじゃないかと。このことで私は法務省に伺いたい。刑事事件に該当すると僕は思っております。取り上げていただけるかどうかです。法務省に伺いたい。

○説明員(東條伸一郎君) 今までお話を伺っております。私も地元の福島県におきまして情報報道等において入手しておるわけでございますけれども、今までの先生の話しにありましますように、一つは、一種の学内の問題であるということ、それから刑事事件として取り上げるかどうかというところは、刑事事件として立件できるかどうかという前提になるわけでございまして、その点についてはまだ私どもの立場で具体的な事実関係を全部把握しているわけではございません。で、これが、例えば横領になるとか、窃盗になるとか、背任になるとかというところはなかなか言いがたいような状況でございまして、いずれにいたしましても、事態の推移を見ながら地元の検察庁としても適正に対処していくものと思っております。でも、事件をどのようにするかということにつきましましては、検察庁がやるか、あるいは第一次捜査権を持つておられます警察当局がおやりになるか、これはまたいろいろ具体的な対応は別問題になると思ひます。今の段階で刑事事件として取り上げるかどうかと私にお尋ねでございましてはつきり申し上げることはできないんじゃないだろうか

ということでございます。

○高桑栄松君 まあ、大変いいお話で、非常に論理的であつたと思うんです。あなたのような人が福島大学の事務局長であつたら、私がこれから述べるようなことはないと思ひます。

もう一度、これから今度、福島教授——福島教授と言ふんです。福島県立医科大学福島教授と言ふんです。その人の問題に移りますけれども、助教、講師兩名が辞表を出したのが昨年の九月と十月でございまして、教授会に調査委員会ができたのは十二月の十日で、この期間に——い

ですか、僕は内紛でないと申し上げたのは、一方的に彼、教授が告発を受けた。結果論、不正はなかったんです。シロなんですよ。いいですね。これは結果論です。今の時点でわかつてないわけだ。そして十一月の末に初めて告発者が公金を、千二百万円というのはどういう分け前か知りませんが、千二百万円です、入つていたというんだ。そこでその一部を返還したんだと思うんです。返納というのは間違なく入つたということですから、入らないのを入れるわけないんだから。そうですね、法務省、そうでございましてね。で、きつとね。いや、いいですよ、それじゃ、まあ、それで、ところがこの三カ月くらいの間に学長、事務局長、県の出納長を通じて、しばしば彼に辞任を迫られた。全部証拠があります。僕、証拠を持って言っている。全部証拠がある。手紙のやりとり、公文書、すべてあります。教授会に提出した書類全部あります。明快に載つてます。反論がないんですよ。ですから、このとおりだと僕は思う。どうして学長が、事務局長が、そして出納長が彼に辞任を迫つたんでしょう。これ僕不思議で不思議でしようがないんだ。このしばしば辞任を要求されたということを文部省は把握していますか。

○政府委員(宮地貫一君) そのことについては私は直接報告を聞いておりません。

○高桑栄松君 そこでこの証拠が物を言うんで、これからお話しいたしますから、例を挙げます。

全部書いてありますから。いいですか。助教が出したのが十月十一日。事務局長メモというのがメモとして出ているんですよ。十月十七日ですよ。もうすぐですよ。そのメモに学長発言が伝えられていんですよ。それで、学長と教授とのやりとりを事務局長がメモをとつて、それを教授に渡しているんですよ。明快な証拠ですから。それには学長発言、学長が教授に十月十七日のメモに載っているんですよ。よくお考えいただきたいんですけれども、ほんの数日しかたつてない。それなのに、あなたの身分上のことを私は事務局長を通じて言つたけれども、ここで撤回をいたしますと言っているんですよ、もう身分上のことを。ひどいと思ひませんか。

次の例、局長発言、十一月十七日、教室の旅費流用の内部告発を取り上げて何と言つたか。あなたがやめなければということだと思ひますけれどもね、あなたを刑事問題として告発をする、告訴だ。告訴と書いてあるから。私は公金横領と考へるので、いいですか、私がですよ、局長がですよ、県の行政監察を入れて監査する、刑事問題として告訴する、こう言つたというのだ、十一月十七日。出納長、出納長には三回会つていんですよ。そして十月二十九日、教授会の調査委員会、十二月十日にできたんですよ。だから、何にもないときの話ですよ。こういうことを伝えていんですよ。学長はあなたを分限免職だと言つていんですよ、局長は告訴をすると言つていんですよ、あなたはともいられないわ。この際、依願免の方がいいのではないか、こう言われている。まだあるんだ。何ほどもあるんだけれどもね。十二月十日に臨時教授会があつて、この日、調査委員会が設置されたんですよ。そのときにマスコミを教授会に入れて開会直前五分間写真撮影しているんだ。もちろん当教授を撮影している。教授会にマスコミを入れるなんて異例のことですよ。しかも、もう犯人扱いじゃありませんか。断つておきます。シロだったんですよ。いいですね。そういうことをやっているんですよ。

もう一つ、教授会の調査委員会が十二月十日にできました。学長がこの委員会に、私は分限免職をさせる意向だといって伝えたそうです。どういうことなんでしょうか。僕はこれはひどいと思う。私はもう、正義の味方で頑張る気なんだ、これ。冗談じゃありませんよ。調査委員会というものはニユートラルではないということです。結論に指向され、誘導されているわけだ。そんな権限というのは学長にあるのかな。僕はこれはひどいと思う。そして、行政監察を入れることについて県政監察何とか基準というのがあるんだわ、持っています。行政監察事務運用基準というのがあります。それには、教育機関ですから、教育公務員特例法によって行政監察の対象ではないと除外してある。にもかかわらず、局長は、私の権限で行政監察を入れ、刑事問題として告訴するということを彼に言明した。その証拠は教授会に出してある。そして、どうなったのかだ。十一月三十日、臨時行政監察が行われた。

自治省に伺いたい。こういう権限というのがあるんですか、どうでしょう。つまり、行政監察の対象からは教特法によって除かれている対象に対してどういう権限が知らないが、行政監察をさせた、いいんでしょうかね。

○説明員(柳克樹君) まず一つ申し上げられますのは、福島県の行政監察規程と申しますのは、あくまでも県の内部規程で内部規程のためでございます。したがって、これは直接教育公務員特例法等と関係なく、内部組織の問題としてそういう規程を置くことはできるかと思えます。ただいま先生御指摘の点でございますが、行政監察事務運用基準のもう一つ大もとになります福島県行政監察規程というものがございまして、これで拝見いたしますと、監察というものが通常監察と臨時監察と二つあるということになっておりまして、通常行方定期的なものについては運用基準の方で除いている、こういう趣旨ではなからうかと存じます。

なお、細かいことは存じておりませんので、あ

るいは間違っているかもしれないが、この運用基準及び監察規程から見ると、そういうふうな受けとめておられるわけではございません。

○高桑栄松君 そこで、十一月三十日に行政監察が行われた。その前に事務局長は、あなたは公金横領だ、この言葉はそのとおりに使っているんです。僕は法律用語であるかどうか知りません。公金横領だ、刑事問題として告訴すると事前に言っていますよ。それは十月の段階で言っているんだわ。十一月三十日に入った。彼は不安だと思ふんですよ。幾らシロだと思っても、本当はお金はポケットには入れなかった。四十五万円ですよ、年間ね。やっぱ大金ですよ。一千二百万円から比べると少ないけれども、それはそれのとおりきちっと帳簿に出ているから、全然大丈夫だったらしいんだ。その結果が三月になって初めてわかったんだから、彼は知られてないんだわ、ずつと。そして、十二月十日に調査委員会が開かれる。それで知らないわけだ。教えてくれなかったそうです。知られていない。そして彼は、おまえは懲戒免だ、分限免だ、おまえは公金横領だ、こう言われてきたわけだ。監査結果というのを公表する、あるいは少なくとも本人に知らせる必要があったのではないか。どう思いますか、自治省。

○説明員(柳克樹君) 先ほど申し上げましたように、この監察規程は県の内部規定でございまして、それについて自治省としてとかよく見解を申し上げる事項ではないというふうに考えておりますが、この行政監察規程で見ると、そういう、公表をしなければいけないというふうなところまで縛ってはいないようでございます。

○高桑栄松君 私は常識人として、僕は人権問題だと思つてこれは言っているんですよ。人権だと思ふんだわ。これは何か、おまえ泥棒だと言われている、公金横領だ。そして書類上やっぱ流用したんだ、確かに。だからそれだけで分限免、懲戒免になるかと思つたわけだ。彼はもうどうにもならないわけだ。そういう状況で、常識的に

に、結果が起つたら、何か理由があつてやつたわけでしょう。だから、それは知らせるのが普通の常識だと僕は思うんです。特別な意図がなければ。ですから、私は、自治省が権限がないということとは知らなかったんです。僕はあるんだと思つてた。なぜか。国費が入っているんだから。自治省は自治体に対する指導助言、監督、助言じゃなくて、むしろ指導する責任もある僕は思っています。国費を持っているんですから、国費が行つていますから。ですから、そういう意味で、僕は、自治省がわからないだとなれば、この二点、どう理由で行政監察を行ったのか、それから、なぜ三月の時点までずつと数カ月間その結果を本人に知らせなかったのか、これを調査して、次の機会に私は伺いたいと思います。

この事件の経過を述べます。

教授は、ことしの三月十五日、三月末日付で依願免を提出いたしました。三月十六日教授会が開かれて、受理いたしました。三月二十日午後二時公表されました。私が、医学部学部長として考えてみて、辞表が出て、翌日受理して、四日後に公表するというのは、ベリイスペシャルケースですよ。そんなことはあり得ないですよ。

自治省よろしうございませう。

僕は、これは驚異的スピードだと思う。助教と講師が辞表を出したのが九月と十月。公費を着服したことがはっきりしたにもかかわらず、今日までではある。これと対比していただきたい。そして、この三月二十日の告知の中で初めて、行政監察の結果、不正はなかったと書いてあります。ちゃんと書いてある。しかし、彼は十五日に辞表を提出したんだ。依願免の方がまだいい。退職金も出なくなるんだ。戸籍には何かがつく、そう思ったわけですよ。当たり前に、それは。ところが彼は法律専門家に相談したところ、そんなばかなことあるか、分限免、懲戒免、そんな簡単にできるものじゃない。私が国会で質問しようというところになった。それなら本人は辞職を撤回する必要がある。それでその人のお力をかりて、そし

て三月二十日にわかりましたんで、二十一日休みでした。何週も連絡をとって彼は二十一日付で知事あてに学長経由で辞職取り消しを出しました。民法第九十五条によります。

法務省、民法第九十五条というのを説明してもらいたい。

○説明員(濱崎泰生君) 民法九十五条というのは、司法上の法律行為、司法関係における司法上の法律行為につきまして、その法律行為をした者に、法律行為の要素に錯誤があつて、しかもその錯誤に陥つたことについて本人に重大な過失がないという場合には、その法律行為については無効とされる、要するに法律行為としての効力はないものとして取り扱われる、こういう趣旨の規定でございます。

○高桑栄松君 もう一回法務省に伺います。出したからには、三月三十一日が辞職なんで、まだ発動してないんですが、有効なんですか、取り消しは。念を押しておきたいんです。

○説明員(濱崎泰生君) この法律関係というのは、私つまびらかではございませんけれども、恐らく公務員としての地位にある方でありまして、公務員としての任用関係に関する法律関係であると思うわけでございます。その法律関係につきましては公務員法、地方公務員法、その他公法上の法律関係の規定、解釈の問題になるわけでございます。直接民法によって規律されるという法律関係ではございません。したがって、この関係については直接民法の立場からお答えをできる立場にはないわけでございます。その点御理解いただきたいと思います。

○高桑栄松君 私は法律家ではありませんので、飯田忠雄参議院議員、神戸学院大学法学部長をなさったお方に相談をして、錯誤ということの法律的な有効性をちゃんと承認を受けてやつてもらつたわけですよ。つまり有効かどうか、取り消しの宣言がですね。つまりこれ依願退職なんだから、依願退職というのは一遍出したら絶対に下げられないのか、それとも有効なのかということを知りたい。

ているんですけれども。

○説明員(濱崎泰生君) これが民間企業の雇用関係でございますと、それはその関係については直接民法の規定が適用されるということになります。したがって、民間企業における従業員の退職の申し入れがあった場合に、その申し入れという法律行為に錯誤があればそれは法律行為としての効力を生じない、要するに申し入れはなかったということになるわけでございますし、またいわゆる雇い主と被用者との間の合意によって雇用関係を終了させる、そういう解約の合意の申し込みとしての従業員からのそういう解約の申し入れがあったと、それに対して雇い主の方でその申し入れを承諾して契約関係を終了させるという意思表示をする前に最初の退職の申し入れを撤回したという場合に、その撤回がいつまで、どういふ場合にできるかということにつきましては、民法の解釈問題がございまして、その点については必ずしも解釈は確定しているわけではございませんけれども、雇い主の方でその申し込みを承諾するという意思表示がされるまでは、特別の背信的な事情がなければ撤回ができるという解釈が最近の裁判例あるいは一般解釈としては強いに承知しております。

しかしながら、この関係が公務員の任用関係、そしてその辞職願に基づく辞職の承認という関係についてはそのまま妥当するかどうかということについては、これは民法自体の問題ではないわけでございますので、その点については法務省民事局としてその答弁をする立場にはないということでございます。

○政府委員(宮地眞一君) 国立大学の教授の辞職の場合について一般的な原則的なことで申し上げますと、教育公務員特例法十條の規定によりまして、学長の申し出に基づいて任命権者である文部大臣が発令をする、これは国立大学の場合でございます。そしてまた、教授の辞職願でございますけれども、通例、教授会の了承を経まして各部署長から学長あてに上申がなされ、学長が文部大臣

に上申をするというふうな手続で行われることになるわけでございます。

お尋ねの点は、辞職願提出後これを撤回することとが許されるかというふうな点についてのお尋ねのようでございまして、撤回することは許されないとする根拠は別にございせん。ただ、手続終了後撤回等までを無制限に認めるということではございまして公務の上に支障、混乱をもたらすということも出てまいりますし、こういう場合においては辞職の申し出は任命権者の同意なくしては撤回することはできないと考えるのが、従来過去において人事院等において先例として言われている点でございます。

また、辞職願の撤回が行われた場合の具体的な取り扱いでございますけれども、撤回の理由なり撤回の時期、手続の進捗状況等、大学管理機関及び任命権者において個々に判断をすべきものと、具体のケースについては慎重に判断をすべきものと考えるわけでございます。

なお、本件は福島県立医科大学の件でございますが、それらの点につきましては基本的には設置者たる福島県において判断をすべき、個々の具体の案件についての判断は福島県当局において判断をする問題であるかと、かように考えます。

○高桑栄松君 これは教授が、さっきから申し上げたように、助教授、講師が辞職願を、辞表を出してから十二月までの間に、しばしば分限免、懲戒免、告訴、刑事問題と言われて依願免に追い込まれたという客観情勢が証拠として歴然としてある。したがって、よく聞いてみたら、依願免、懲戒免の対象ではないということとを法律家さんに聞いて、それが錯誤というものですよ。それを言っているんです。だから、それはいろんなケースが挙げられます。しかしこの場合は、錯誤というのは明瞭な証拠を挙げて言っているんだから、ただ簡単に思い違ひしたんじゃない。しかも辞表が、助教授、講師が公金をはつきり横領した、この言葉は事務局長が使ったから言っているんです。公金を横領したことが明白なのにこれはほう

つてある。教育に従事している。この教授はそれは不正はなかった。どうして辞表を出した翌日教授会で認めるか、この異例のスピード、ベリ・スペシャル・パターンだと思ふんです。それを僕は取り上げて言っているんです。これは人権問題なんだ。ですから私は、この福島の大学がどうこうというよりも今挙げて言っているのは、この教授が敬けんなクリスチャンだと書いてあります。この福島のこれを敬けんなになったと思ふんです。僕は敬けんなクリスチャンだ。これには、福島教授——どうも福島が敬けんなクリスチャンになるんですけれども、同教授は敬けんなクリスチャンという人柄から、弁解をしないで、調査委がいい返事を出してくれらるだろう、答えを出してくれらるだろう、こう思ってきた。ロータリアンのある開業医は「同じ外科医として学ぶべき面をたくさん持つている」、「あの人の、医療技術上の疑問があるなんて、それは中傷だ」と財界ふくしまに載っています。彼は先ほど申し上げましたけれども、四十二歳で講師から抜てきをされているんですよ。だから、これだけの優秀な人を、その助教授以下がどういふ人間だったかという、僕はちゃんと学問業績持っているんだ。だから学問業績で勝負するならこれまた改めてやってもいい。この教授は指導論文二百編以上出しています。年間二十編ぐらゐの論文を発表しているんだ。学士院会員の牧野先生の直弟子ですよ。細胞遺伝学という今バイオテクノロジーで、非常に大事な最も早いころに我が国の産婦人科学界に細胞遺伝学を導入した最初の人なんです。こういう人で、こんなばかげたことで何をやっているかというんです。確かに、地方自治体だから文部省も自治省も法務省も何となくさわりたくないという気持ちで私はひしひしと伝わりますけど、国費が入っているということとを忘れないでいただきたいんだ。国費の適正な使用というのがある。それから証拠は歴然だと思つていますから、これだけの証拠を積みつて全部集まらぬと思ふんだ。全部僕は日付書いてあります。そして、日付のないというか、私の文書的な

ものを捨ててあります。公文書的な証拠が歴然としたものを持っています。向こうも、県当局も持っているはずですよ。ですから、こういうことをずっと見てきたら私はとてもこれたまらないんだ。教育改革、臨教審も大事でございましてけれども、もうこれよりも今医学教育の問題であり、そして個人の人権問題であり、そして公金横領をしたことがこういうものにははつきり出ている人が今なお教育者としてそこにいるということが、その教育を受けた人たちが社会に出たときに、めったにきや悪いことをしてもいい、めったにきや返せばいい、そういう教育になりますよ、文部大臣、そうでしょう。僕はそうだと思う。これはやはり正義の味方としてどうしてもこれは追及してもらいたい。

まず第一に、この人権擁護の点から責任の所在を僕は追及してもらいたい。それは第一にこれを取り上げたのは、辞表を出した時点で既に教授にやめろと言いつけているんですから、局長なのか、教授会なのか、学長なのか、それとも県の当局なのか。これはやっぱり自治体を指導する自治省も、法律、人権に関する法務省も、医学教育の責任を負う文部省も、これについてははつきり、第一に取り上げたのはだれなんだ、どんな証拠に基づいたんだ。しかも不正はなかったとちゃんと書いてあるんだ、学長の告知に。読んでみまますよ、ここまできたんですから。なお「また」、「併せて旅費の問題」——教室の講座費です——「行政監察員をわづらわして、調査までお願いいたしましたところでありまして、」学長告知です、「支出された旅費の講座内での取扱いについては、適切を欠く点はありませんものの、決して不正な費消はなく、教育、研究のためあてられていたものであります。」三月二十日。こういうことを知らぬ顔していた。私はやっぱり人権だけでも大変だと思ふんだ。彼はもう住むうちがなないみたいよ。そんなばかなことありますか。文部大臣、僕、コメントいただきたいなあ、大臣として困るかもしれせんけど。

○國務大臣(松永光君) 先ほどの先生の御発言の中に、横領した人が仮におったとして、その金を戻せばそれで相済みになるものじゃないと、それはそのとおりだと私も思います。

本件につきましては、先ほど来局長も申し上げましたが、福島県立医科大学でございまして、そしてまた、今先生の御発言の中にも学長さんの、教授会の処理の仕方等も非常に極めてまれな大変なスピードでなされているなどというごとの御指摘もあつたようでございまして、まず私どもとしては事の真相をより正確に把握するのが先だと思

うんであります。普通の場合ならば、学長さんの方に連絡をしたりして真相把握という手があるわけですが、どうも先生の御発言の中からは、学長さんに文部省の方からお尋ねするというのは必ずしも適切じゃないような感じがいたしました。本件の場合は、それにまあ冒頭に一般論として申し上げたように、福島県立医科大学でありますから、設置者が福島県であるわけでありまして、福島県を通じて福島県にこの詳しい真相をこちらの方でお尋ねをして、その上で指導をすべき点があれば指導しなきゃならぬ、こういうふうなふうに思われるわけですが、いざにせよ、まず真相を知ること、真相を知るルートとしては福島県を通じて知ることというふうにするのが妥当ではな

かろうかと、こういうふうなふうに思っております。○高桑栄松君 まあ、文部大臣は精いっぱい言ってくださったんだと僕思います。しかし、証拠を私持っておりますので、県が出てきたのと合わせて見ればいいですから、どういう程度に出してくるか、僕は持っておりますから、どうか。しかし、やっぱり県の問題だ、県の問題だといつて人権からすべて個人の負担で追い込まれているのをほうっておけませんよ、それはできない。ですから、私はこれが決着がちゃんとつくまで、つまり告発した人が公金を横領して、そして今までのうのうとしているんだあれば、これはもうゆゆしき問題ですよ。それは指導なんてもんじゃないと思

うんだ、強力なというのがついていいと思うんです。ベリールスペシャルな指導してください、ベリールスペシャルな。そうでなかったら、これは悪い人が、悪い奴だけよく眠るということですよ。しかし、文部大臣、僕はあなたに期待いたしますよ、お願いします。

あと三分ございまして、一つだけ文部大臣に、この前の総括のときに私が申し上げたのは、文部大臣が、私の説明不足で御理解がいかんかったというのがあるんだ、共通一次の問題です。

僕が、共通一次というのを入試のパスポートにしてやたらどうだと言ったら、文部大臣は、高校卒はすなわち大学入試の資格なんだと、二つ試験というのではありませんかというお話だった。僕のは違ふんです。それは科目が多くて共通一次というのは偏差値が問題になるわけですね。平均点とプラスマイナス、スタンダードデベエーションみたいなものが問題になりまして、この大学はプラスマイナス何点ないんだと、プラス一のところへいけばぐっと確率高いと、それは加算されるからなんです。加算を外せば偏差値はなくなるんです。加算しませんが、通っただけ。それを僕は言っただけです。加算をするんじゃないんです。加算をするとならば九百点以上でなきゃだめよと、プラスマイナスだよと。八百五十ならよっぽど二次がでなきゃだめよと。北大なら八百点でなきゃだめよと、八百五十なら、九百点なら完璧だと、七百五十ならよっぽど頑張らなきゃ、プラスマイナスの偏差値なんです。そこで輪切りなんです。ここまではこつち、ここまではだめ、これは問題です。ね。加算するからですよ。ちゃんと点数を足すからなんです。それで文部大臣、返事僕要らないかも知れないんだ、僕の意見で、この間のことありましたんで、三十秒ぐらい答えがあれば結構です。ですから、私が申し上げたのは、高等学校側でいいですよ、科目が多くて、そしてそれをみ

んなやるから負担になると。しかし、それを少な

くすれば対象外の科目を勉強しなくなるわけですよ。ですから、私の言うのは、レベルを下げて大学を、試験を受けるにはこのレベルだけは要るよと、そしてこれを通った人があととき第二次は東京工大なら数学だけだ、第一、第二、第三の数学だけ頑張れと、こう好きなこと一生懸命やってあとは力入れなくてもいいんだ、そうでしょう。芸術大学は力を入れないでいいんだわ。これだけやればいいということになるわけだ、僕それ言っただけです。高等学校卒業は僕ではこぼこいいと思

うんです。そして就職資格だと思えばいいと。でなかつたら高等学校で落とすことがありますが、落とさないんだな、ます。

ちよつと御感想あります。文部大臣、これで僕、質問終わります。

○國務大臣(松永光君) 先生のおっしゃるところ私もわかるわけでございます。要するに大学の入学試験というのは、各大学がその大学の特色に応じて試験をやればよろしい、そういうこととでございます。それも私もそういうふうなふうに思

うわけでありまして、問題は共通一次の問題があるわけでありまして、先生の言われるやうなところ、これもわかるんです。わかるんですが、やはり高等学校卒業者が大学の入学試験を受ける資格が与えられておるわけでありまして、今先生の言われるやうな高等学校の落第はないじゃないかという話になるわけですが、高等専門学校でそれぞれ科目について単位を取って卒業するわけでありま

す。ね。そうすると、先生のおっしゃるやうな仕組みの試験ならば、もう高等学校卒業だけであとは要らぬというふうな、あとは各大学がやる現在の二次試験だけでよろしいというふうな論理としてはなるんじゃないかなというふうな論理は実は理解したわけでありまして、その意味で、高等学校卒業生には入学試験を受ける資格があるんだと、なのにもう一回なぜその程度の試験をする必要があるんだらうかなと、その整合性はどうか

なんでしょうかというふうなことは申し上げたわけでございます。

○吉川春子君 これはしかしこの大学の入学試験の改善問題は国大協でも慎重に論議をさせていただいてるやうでありますし、臨教審でも論議をさせていただいてるやうでありますので、先生のような専門的な立場の人も含めて、多くの人がなるほどと思つていただくような改革案が出されることを私は期待をしておるわけでございます。

○吉川春子君 学校教育で競争をどういうふうに子供たちに教えるかということについて質問いたします。

文部大臣は、何うと云うところによりますと長崎の御出身だそうだけれども、広島や長崎の被爆地を

ごらんになつてどんな印象をお持ちでしょうか。

○國務大臣(松永光君) 二度と原爆などが落とされるようなことがあつてはならぬ、日本だけじゃなくてこの国においてもと思つております。

実は、私の家内は原爆が落とされた長崎にその当時住んでおりました。被爆者手帳を持つておる女性であります。

○吉川春子君 私は、昨年四月に広島に何度目かに参りました。今はもう平和公園の中には数々の遺跡がありますし、それから広島市内にもわかつていて、ただで百四十九の犠牲になられた方を知ることもあるというところを知りまして、人々の怒りや悲しみは四十年を経ても消えなかつたわけですが、広島県あるいは市で各教育委員会が独自の平和教育をいろいろ工夫して行つておられますけれども、その内容について文部省は御存じでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 昭和五十九年広島県教育資料として、小学校、中学校の子供たちの教育のために県教育委員会がそういう資料をつくつて県下の小中学校に配付している事実は知つております。

○吉川春子君 これは被爆四十周年の記念すべき年に当たりますけれども、こういう広島あるいは長崎のような平和教育の努力がやはり被爆地のみならず全国で行われるようなことは大変意義のあることだと思つていますが、大臣いかがでしょう。

○国務大臣(松永光君) 学校教育で平和の必要性、それから日本国憲法が平和主義を大原則の一つになつておるといふこと等を通じて、平和主義の原則に立つておるといふことなどを学校教育の場において児童生徒の発達段階に応じてそれぞれ指導をしておるわけでありまして、戦争のもたらす惨禍あるいは平和を維持していかなきゃならぬということ、そういったことは適切な指導をしておるといふふうに私は思っております。

○吉川春子君 この問題はちよつと導入で簡単にいいんですけれども、こゝし各県教委などがいろいろ工夫して行事をやるといふようなことは大変意義あることではないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(高石邦男君) それぞれの地域の実態に応じて、それぞれの教育委員会の責任と判断でいろいろな教育計画を立てられることは結構だと思います。

○吉川春子君 「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というのがユネスコ憲章ですが、そういう意味でも教育が世界の平和のために果たす役割は非常に大きいと思います。各国とも平和教育に力を入れ、広島、長崎の被爆についてもいろいろ教えております。

大臣に伺いますが、昨日、西ドイツ、東ドイツ、オーストラリア、アメリカなどの学校の教科書で広島を教えている部分について資料を差し上げてあるんですが、お読みになられて御感想いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 実は急な話でありまして、まだ読んでおりません。

○吉川春子君 そのことで質問したいからということであらうかとお渡ししたんですけれども、非常に魅力的な記述で広島、長崎のことを教科書で書いてあるわけなんです。これは、日本でこういう教科書が検定を通るかどうか、これは局長で結構ですけれども。

〔委員長退席、理事仲川幸男君着席〕

○政府委員(高石邦男君) 私も詳細に読んでいますわけではございませんし、日本で著者がいろいろな客観的な事実に基づいて記述をされてくるのが学習指導要領の基準に適合しておれば通りますし、適合していないければ通らないと、ちよつと抽象的なことを御返事せざるを得ないかと思ひます。

○吉川春子君 私は前の日に質問通告をして、これを読んでおくようにというお願いをしたんですけれども、それが読んでおられないということになれば、これ以下の質問はできないんです。

○政府委員(高石邦男君) 私もいただいたのは夕方でございますし、先生のほかにたくさんさんの質問がありますし、きのうも十時近くまで勉強をしておりますし、大体の斜め読みはしておりますけれども、詳細に一字一句にわたつてわづかの時間で読めとおっしゃつてもそれは無理な話じゃないかと思ひます。

○吉川春子君 読んでないといふことの質問もできないんです。そのことについて質問するからと言って、そんな膨大なものじゃないんですよ、せいぜい十分もあればお読みになれることですよ。これは時間に入れないでください。

○政府委員(高石邦男君) 十分とおっしゃいますけれども、かなりのページ数のものでございまして、全部読めばやっぱり少なくとも二時間程度は、一時間から二時間程度はかかる資料であろうと思うんです。だから、十分程度のお答えできる範囲内の横の読み方はしているわけでございます。

○吉川春子君 できないんですよ、この後いろいろ聞かなきゃならないから、それ読んでないといふことで答えられないと言ふんですから、日本の検定通るかどうかは。

○理事(仲川幸男君) 非常に難しい判断ですから。高石局長、答えられるだけ答えてください。

○政府委員(高石邦男君) 御質問に対してはお答えするといふことで、それは読んでいないから質問できないと言われても、どうも御質問に答えられないかを言うてもらわないと、ちよつと私も

答弁のしようがないわけでございます。

○吉川春子君 その教科書が日本の検定通るかどうかって聞いたら答えられないとおっしゃつたでしょう。

○政府委員(高石邦男君) 教科書検定は、私個人がやるわけではなくして、教科書の審査会にかけまして、そしてそれぞれの専門家が二カ月も三カ月もかかつて最終決定をするわけですから、わづかの文書を斜め読みにして、こゝで検定が通るか通らないかといふことを私に言われてもお答えできないのは当然だと思います。

○吉川春子君 全く時間が少ないのに困りますね、そういうことでは。

それで、日本では核の問題の記述について非常に厳しい修正意見が教科書検定でつけられていて内容の変更を迫られた例がたくさんあります。例えば、全世界の人類が生き残るためにという項目で、アメリカやヨーロッパの平和運動に言及したところ、いろいろな意見が指示として付されていて、日本文では、人間社会と決まりという全く異なる内容に書き改めさせられた事例があります。これは文部省も見解発表しておられますのでおわかりと思いますが、その中で、修正意見の中で、平和運動がヨーロッパの核不均衡が原因で起こった歴史的な事実を明示せよとか、米ソ間の交渉でしか核軍縮の道がないといふことを補えとか、とんでもないことを言っています。そういうような偏つた一検定官の考えを教科書という子供が広く使うべき中身として押しつけてよいのかどうか、教科書は核均衡論の立場で書けといふことなのか、その点はどうか。

○政府委員(高石邦男君) 教科書を検定する際に、まず、特に歴史的な分野の教科書でございまして、それが客観的な歴史の事実であつたかどうかといふことが一つ、それから、その取り扱われている内容が特定の立場に偏らない公平なものであるかどうかといふのが次の問題、それから第三番目に、子供たちの、小学校から高校までありますから、発達段階に応じて子供が十分しゃやくで

きるような内容であるかどうかといふようなことと、そういう基準で教科書検定をやるわけでございます。したがつていまして、検定官がいろいろな意見を述べる際にも審議会の議を経て、しかもその承認を得て意見を述べるわけでございまして、一個人の意見を述べるわけではないのでございまして。ですから、立場によつては検定官の言い方がどうも気に食わないといふことがあるかもしれませんが、それは先ほど申し上げました三つの原則に従つて意見を述べているといふふうに御了解いただきたいと思ひます。

○吉川春子君 じゃ、文部省が公表したメモと検定官の意見と両方で共通している問題について伺いますけれども、核廃絶はすべての人の願うところであるが、現実にはなお平和は核戦力の均衡の上に維持されておる、こういうことを文部省は公表しているんですけれども、こういう見地をなぜ教科書の中身として押しつけるんですか。

○政府委員(高石邦男君) それも立場の差があると思ひますが、核をなくするといふことは人類共通の願いであるといふことは事実でございまして、それが、なお核の問題が両方の巨大な力関係によつていろいろな形で均衡上の問題としてあるわけでございまして、それがやっぱり歴史的な事実であると思ふんです。ですから、ただ一方的に核は絶対に悪いからやめろといふだけでは正しい真実を教えないといふことになるからそういう記述にしているわけでございまして。

○吉川春子君 核均衡論という立場で教科書を書かないと検定が通らないといふのはなぜなんです。そこだけ端的にお答えください。

○政府委員(高石邦男君) 核均衡論を書かなければ教科書は通らないといふのではなくして、核の問題について、そういう一つの現実的なバランスの問題が存在しているといふことでは、歴史的な事実であるわけですから、それを教えるのが悪いと。それを教えない方がむしろ現実の世界の状況について正しい教え方をしないといふことではないかと思ふんです。

〔理事仲川幸男君退席、委員長着席〕

○吉川春子君 核均衡論というの、一つの立場じゃないんですか。それを普通化して教科書の中身で、これできやだめだというふうに押しつけるのはなぜかと聞いています。

○政府委員(高石邦男君) 核均衡論という学問的な論があるわけではなくして、核の問題については絶賛するのが人類共通の悩みであるという前提に立ちながらも、核がそういう基本的な願いであるにもかかわらず、なかなか地球上からなくならない理由は何かという際にその説明をつけ加えるのは当然であると思うんです。

○吉川春子君 時間がないんですけれども、要するに核均衡論も一つの立場なんですよ。それをこれだけなければ教科書は認めないというところに問題があるんです。国連の軍縮特別委員会の七八年の最終文書ではこういうふうに言ってますね。

「永続する国際の平和と安全は、軍事同盟による兵器の蓄積の上に築き得るものではなく、また、不安定な抑止力の均衡又は戦略的優越の教義によって支えられるものでもない。またワルトハイム事務総長の報告でも均衡論を否定しているわけなんですけれども、だから文部省の検定の立場が核均衡論の立場に立つて、しかもその平和運動というものを不可能なことを目指すものだというふうな決めつけで教科書の中身を変えさせて特定のまた偏った考えを子供たちに教えるというのは非常にけしからぬことだと思ふんです。原爆の恐ろしさとか核廃絶については重要な点だと今局長は言われましたけれども、なぜ小学校の教科書の中で核を教えるような指導要領が入っていないのか、その理由はどこにあるのかと聞いています。

○政府委員(高石邦男君) 先ほども申し上げましたように、小・中・高のそれぞれの発達段階で教えないければわからないのでございます。小学校一年ないしは小学生ぐらいに核の問題という難しい話を教えたところでやっぱり消化できない。したがって、それを中学校、高校の段階で教科書の中に取り上げて教えるという、そういうような手順

をとらなければ、何もかも全部一緒に小学校のときに教えると言われても、それは子供が消化不良を起こすだけであるというところで精選されているわけでございます。

○吉川春子君 なぜ小学校一、二年生という例を挙げるんですか、六年生まであるんですよ。そうして六年生では、政治の問題とか、国会見学だつて来るじゃないですか。なぜ核の問題を殊さらに小学校の社会科の指導要領から除くのか、そういうことの説明にはなっていないわけですね。

とにかく、そういう特定の立場で今の教科書検定がやられているということはけしからぬことだと思ふんですけれども、その特定の立場を教科書検定の自身として押しつけるという、その一般論で伺いますけれども、そういうことは好ましくないんでしょ。そこはイエスですね。

○政府委員(高石邦男君) 戦後の日本の教育は平和主義に立つて、しかも相当徹底して小学校、中学校、高校の段階で教えられていることは国民ひとしく認めていることだと思ふんです。ただ、問題は小学校、中学校の段階のいずれの段階で教えることがより妥当かということと専門家で練り上げた上で学習指導要領の基準が決まられるわけでございます。したがって、小学校では、平和を願う日本人として世界の国々と協調していくことが大切であるというのが学習指導要領の中に教えることになっているわけなんです。そして中学校では、具体的に核の問題、そういうものも取り上げるようにというふうにしていくわけなんです。決して義務教育段階でそれを一切教えてはならないということが言っていないし、小学校の段階で教えることが妥当かどうかというのはそれぞれの見方があるうと思ふんです。

○吉川春子君 それぞれの見方があるわけですから、局長が言われるように、いけないという立場だけを強調して、それを教科書検定に持ち込むのは全くまずいと思ふんです。

それから、きのうお配りしておいた資料の中に一つ、アジアの教科書の記述があるんですけど

れども、第二次世界大戦で日本は加害国であったという立場もあるんですが、そのことを非常に詳細にアジア各国の教科書が子供たちに教えています。その中身は読んでみてどうですか。一般的な感想なら言えるでしょう。

○政府委員(高石邦男君) それぞれの国では、その一つの教育として、いろいろな背景のもとに教えらるるわけでございます。だから、そういう内容についてかなり詳細にそれぞれの国の立場で教えらるるということは当然あり得るだろうと思っております。

○吉川春子君 ちょっと斜めでもいいですけども読んでみて、これは事実と全く違うことを子供たちに教えているのか、あるいはまあ大體歴史的な事実に沿った内容だと思ふのか、どちらですか。

○政府委員(高石邦男君) 諸外国の教科書でございますから、諸外国の教科書について私がこの場で論評することは適当でないと思ふんです。

○吉川春子君 全くそういうことで逃げを打たれるということはけしからぬことだと思ふんです。今後、質問の通告についても十分工夫したいと思ふますけれども、今後は、そういう資料も読んでおかないで答えられないなんということは私はこれからは認めませんから。

社会科の学習指導要領の中において、一九六八年から七〇年版の教科書で、それまでであった戦争の反省という点をなくした理由はどういうことですか。

○政府委員(高石邦男君) 昭和三十三年、四十四年、それから五十五年と大きな改訂があるわけでございますが、確かに学習指導要領の中からは戦争についての反省という表現は直接用いていないのでございます。しかしながら、現行の学習指導要領、社会科の歴史的分野における第二次世界大戦などの学習の際、戦争が多くなるとの惨禍を及ぼしたことを理解して、また公民的分野においては、日本国憲法の平和主義についての学習の際、戦争を防止し、平和を確立するための熱意と協力の態度を育てるというふうにしていくわけ

でございます。過去の戦争への反省に立った適切な学習が行われるよう配慮されているところでございまして、戦争について反省するという趣旨は現行の学習指導要領の中にも十分含まれているし、そういうような教科書がつくられているのが現実であるわけでございます。

○吉川春子君 その戦争に対する反省ということその教科書の中で教えるという趣旨であるならば、学習指導要領の中に今まであったものを削る必要はないと思ふますから、それはぜひ指導要領の中に明確にそれまではあったわけですから、戦争の反省ということも教えないという趣旨を書き込むべきなんですね。そこを強く要望しておきます。

大臣に伺いたいと思うんですが、戦争の放棄というところについて子供たちに、やっぱり、平和憲法の中身でもあるし、戦争放棄しなければならぬという人類の理想もあるわけですから、そういうことを子供たちに教えるべきだと思ふますが、いかがでしょう。

○国務大臣(松永光君) 日本国憲法は平和主義を先ほども申し上げましたように大きな原則の一つにしておられるわけでありまして、その関係で子供たちにその発達段階に応じて適当な時期に戦争放棄のことも教えるべきだと思ふます。

しかし、それはいずれの段階で、どういう教え方をすべきかというの、これは専門家の検討の結果によつて現在の学習指導要領できていると思ふんであります。専門家の意見に基づいて具体的な時期、方法等については決められるべきものだと思ふように思ふます。

○吉川春子君 戦争の放棄というところについて小学校の教科書から削られているわけですから、指導要領から、こういうことについて、やはりきちんと子供たちに小さいときから戦争の放棄とか、あるいはその戦争に対する反省とか、こういうことを教えていくべきなのであつて、この問題については引き続き今後も、私は文部省の姿勢をただしていきたいと思ふわけなんです。

アジアの人たちが日本の侵略行為についてどういう気持ちを持っているかということに相当子供たちに教えないと、真の意味での国際人というのには育たないんじゃないかというふうに思うわけです。だから、日本の教科書は戦後一貫して加害の歴史、加害者としての歴史ということを選んできたわけですが、具体的にやはり日本もこういうことをしてきたということを、そのいろいろ配慮はあるにしても、やはり指導要領の中で教えるようにということも明記すべきだというふうに思うんですが、この加害者として子供たちに教える問題については大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(松永光君) 日本の長い歴史の中で、相手国の立場から見れば、日本が加害者で相手国が被害者という、そういった事実もあったでしょう。しかし、だからといって、常に日本は近隣諸国に対して加害者の連続であったというふうなことを子供の小さい段階から教えるのが妥当であるとは私は思いません。ただ、今次の戦争の時点において、近隣のアジアの諸国との間に不幸な関係があり、かつまた加害者の行爲があったことは私も事実として認めるわけであります。それらの点については、これも先ほど言ったように、児童、生徒の発達段階に応じて適当な方法で教えるということとは必要なことであるというふうに思います。

○吉川春子君 発達段階に応じてとか、必要な形とか、便利な言葉ですけども、要するに、今の教科書の中で、戦争について、核の悲惨さについて、戦争放棄について、加害者の問題について、だんだん教えない方向にいくというふうな傾向がある。これは全く好ましくないことだということをお私に指摘しておきたいと思えます。そして、ユネスコの勧告にもありますけれども、近隣諸国間でやっぱり相手国への認識を理解させ、友好の精神を育めさせる教育を進展させるべきだということをおっしゃいます。ポーランドと西ドイツ、侵略された国とした国という関係の中で、教科書とともに充実したものにするという努力も行う

われておりますけれども、こういう国際理解ということをお今後やっばり進めていくべきではないか。侵略、進出問題などのように、国際世論から総だたきに遭って、そしてようやく少し手直しするということなことは、今後はやっばり手直ししないかと、このように思いますが、一言で結構ですけれども、教科書の国際理解というか、教科書の交換とか、こういうような問題について大臣、いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 日本の教科書は、日本が教育的な配慮、あるいは客観的な事実を合致しているかどうか、あるいはほかの論点とのバランス、そういったことを考えて、日本独自の立場で検定がなされ、そして採択されるべきものと思えますが、前段申されました、近隣の諸国はもちろん、世界のあらゆる国々との間の友好関係あるいは協力関係を維持し発展させていくことが大切であるという、そういうことは今後とも、子供の発達段階に応じて適切に教えるべきであるというふうに思います。

○吉川春子君 ちょっと時間の関係がありますので、次に、家庭科の男女共修問題について伺います。

大臣は、男は仕事、女は家庭、こういう性の役割分業を認める考え方についてはどういう考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 家庭の中で夫婦がどういう役割をやっているかというの、文字どおりその夫婦で話し合って決めればよいことだというふうに思っております。ただ、過去の日本の歴史を見ますと、多くが、婦人は主として家庭の整理その他をやり、男の方が外に出て仕事をし収入を得るというふうな形で、夫婦の共同による家庭生活が行われる例が、行われてきたという例が多かったということは事実であります。現在及びこれから家庭の中で、どちらが主としてどちらを担当するかというのは、これは夫婦が相談の上決めていくことだというふうに私は思います。

○吉川春子君 固定的に役割分担を決めるという考え方には大臣も否定的なように受け取りました。家庭の中だけで私は聞いたわけじゃないんですがね。国会議員のアンケートでも、国会議員は一般国民より少し意識が進んでいるようで、七割は固定的な役割分担があるということは否定しているわけですね。これは去年日本女性学研究会というところでやられたアンケートです。

今日非常に社会の変化に伴ってさまざまな要因から家庭基盤が脆弱化しているといわれていますけれども、家庭は社会生活の基本であり、大臣もお答えになりましたように、夫婦が協力して築いていかなければならないと思います。今日、学校教育において家庭生活の基本を学ぶ家庭科の必要性というのが改めて指摘されているわけです。人間が生活する上で基本となる事柄を教える教科だという点で、家庭科は英語や数学に比べてもまざるとも劣らない実に大切な教科だと私は思うんですけれども、大臣いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 子供がだんだん成長して大人になって家庭を持つわけですが、いい家庭を持つためには家庭に関する事柄について男女とも立派な知識を持つておるということは大事なことだろうというふうに思います。しかし、いざいざにせよ家庭の中で夫と妻がそれぞれどういう役割を分担して家庭を維持していくか、これは夫婦間で決められるべきものだと私は思っております。けでありますが、私、自分の場合を言っておきながら、男性にも女性にもそれぞれ能力があれば適性もあります。私の家の場合は、私の見るところ、私の家は外に出ていろんなことをするの、私の能力はない、家の中で家庭のことをやるの、そしてまた子供を専門的に育てるのが適しておるというふうに私思っています。そのことを家内に言いましたらそのとおりだと、こう言うものですから、円満に話し合いの上で、特に政治家の場合には、夫が、男の方が家庭のことについてはかわる時間が非常に少のうございますから、その意味できちっと役割分担をいたしまして、家

内は専ら家庭の整理と育児、子供の教育、夫である私は専ら政治活動というふうに分けて分担をしてやってきましたが、これからのようしていくつもりでございます。

○吉川春子君 大臣の御家庭にまで私干渉する気は毛頭ないんですが、家庭科という教科ですね、これは数学や英語に比べてもまざるとも劣らない大切な科目だと思ふんですけれども、どうでしょうか。一言でいいです。

○国務大臣(松永光君) 大切な科目であるというふうに私も認識いたしております。

○吉川春子君 現在の教育課程で中学校では女子には家庭科のみを、男子には技術教育のみを事実上課しているわけなんです。それで高校では女子のみが必ず家庭科四単位を履修するのに対して、男子は体育四単位を履修している。結局女生徒の場合は体育が四単位少ないわけなんです、男性に比べて。こういうことが行われていて非常に男女不平等になっているんですが、このことは早急に改善されなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 中学校では「技術・家庭」という教科の中で、男性の方が技術を主とし、家庭を相当少なく、女性の方はその逆という形に現在なっておりますことは事実であります。また高等学校においては「家庭一般」について女性必修、男子選択となっていることも事実であります。これは改善をしなければならぬということで検討会議が持たれて、その結果意見が出されておるわけでありまして。

○吉川春子君 ちょっと重ねて伺いますが、要するに教育課程において男女が差別されるような教科というのは今後は好ましくないんじゃないか。どうですか。局長で結構です。

○政府委員(高石邦男君) そのとおりでございます。○吉川春子君 これが男女差別撤廃条約の精神、そして第十條の(ハ)、(ロ)にも反するものではありませんか。

○政府委員(高石邦男君) そういう問題の指摘がありましたので、そういう抵触しないように改善していかねばならないということで、検討会議を設けてその方向を出していただいたわけでございます。

○吉川春子君 教育課程において男女差別を撤廃すべく家庭科教育のあり方を検討中ということなので、その方向について伺いますが、家庭科教育検討会議の報告の大きな二の(1)、(2)の場合のように家庭科のいろいろな分野を選択必修にした場合に、その結果として、相変わらず家庭科領域に女子が集中して、技術領域に男子が集中するというような教科の設定をするのは好ましくないと思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(高石邦男君) 今後、具体的にどういう内容にするか、教育課程審議会での具体的な内容を固めてもらうわけでございますが、要するに平等にチャンス、機会を与えるというように仕掛けにしなければならぬと思っております。

○吉川春子君 平等にチャンスと機会を与える。技術も家庭科も例えば三単位ずつとか、そういう意味でやっぱりアンバランスになつてはならないという意味ですか。

○政府委員(高石邦男君) この検討会議の内容をちょっと御紹介しますと、二つありまして、一つは、現行の「家庭一般」のほか、例えば衣・食・住及び保育などの内容のいずれかに重点を置いたり、家庭生活に必要な知識・技術に重点を置いた新しいタイプの家庭科、ですから今までの「家庭一般」という科目よりも、もう少し男性も家庭に関する基本的な知識、そういうものを身につけることができるような領域を広げたものをやっぱり設定していく、男女ともその中から選択してもらうということが一つでございます。それから二番目は、もう一つは、家庭科と、例えば美術とか音楽とか体育とかいろいろなものがあると思うんですが、その中から男も女も同じように好きなように選択するというような形、どちらの方向をとるかは教育課程審議会が具体的な議論を詰めて

もらいたい、こういうことになっております。

○吉川春子君 今局長の言われた二番目の方で、けれども、家庭科と美術、体育それから音楽ですが、こういうものを仮に選択にしようという場合、家庭科を選ばない女の子も出るでしょうし、男の子が家庭科を選ばないということも、今までの経験からいうとそういうことはよくまね例になるんじゃないかというふうな指摘する先生方も多いんですが、これでは全然家庭科を選ばない生徒も出てきちゃうということで、家庭科が大切な教科だということ、差別撤廃条約の精神ということからも反するんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○政府委員(高石邦男君) この(1)、(2)の発想は条約に反しないようにしたいということから出てくるわけでございまして、具体的に、現実的にこういう教科の分野を女性がたくさん選んだ、男性が少なく選んだというのはこれはいたし方のない、条約はそこまで、全くこのも平等、勉強するののも平等というようなことを言っているわけではないと思っております。

○吉川春子君 (1)の場合で、「家庭一般」と幾つかの被服とか保育とかいろいろなことから選ぶなさいというのであれば、男の子も女の子も一応家庭科はやるわけですね。ところが二番目の選択の方法でいくと、家庭科のかわりに美術を選んじゃう、音楽を選んじゃうということが可能なので、全然家庭科を履修しない生徒も何%か出てくる。こういうことはやはり条約の精神、あるいは家庭科が非常にこれから子供たちにとって大切な教科だという立場からは認められないというふうな思われるわけですね。

「技術・家庭」科における条約との矛盾をできるだけ早く解消すべきなんですけれども、具体的にいろいろ検討を始めて新しい教育課程で授業が始まるのは何年ぐらい先になりますか。

○政府委員(高石邦男君) これも午前中に大臣からもお答えしたと思いますが、教育課程審議会をいつの時期に発足させるか、それは随教審の動向

も見て一、二年の間に発足をさせたい。そこで審議をしていくわけでございまして、通常教育内容の改定は十年置きぐらいをめどにして改正をすつとしてきていくわけでございます。十年置きの改正をやるために一、二年の間に審議を済まして正と間に合わないというふうなつもりでおりませんので、現実的に各高等学校等においてそれが実現していくということを逆算していきますと、やっぱり数年以上の歳月はかかってくるであろうと思ひます。

○吉川春子君 その数年あるいは八年とか十年とかということも言われているわけですがそれだけでも、そういうことは非常に条約あるいは憲法の立場からいって好ましくないわけですね。憲法、教育基本法の立場からいっても好ましくない。こういう状態がでるだけ早く解消するように努力すべきだと思ふんですけれども、その一つの方法として、現在の教育課程の中で現場では制約を受けながらも男女の共修の実践を中学校の段階で進めているところが幾つかあります。私は埼玉県の上尾市の中学校の授業を実際に見てきたんですけれども、男の子と女の子が同じ授業で、あれはよくも、男の子と女の子が同じ授業で、あれはよくも、非常に有意義なことをやっているなという感想を持ちました。それで、中学校で技術課程の相互乗り入れ、高校で男子の家庭科選択といった現在の指導要領の範囲で共修の努力をしている学校が埼玉のほかにも幾つかあるわけですから、それは、そういう現場の実践をまず第一に評価すべきではないか、これが一つですね。

で、そういう中で今男女共修に踏み切ろうというところをやろうとしても、具体的にいろいろ県教委などから圧力がかかって、これができない。今の枠の中ですでにできないという実情があるんですけれども、やはり、こういう方向が文部省も今までと違つて一歩踏み出されたわけですから、今の枠の中ですでにできないという教師の努力に対して圧力をかけるような、こういうことはやるべきではないし、むしろそういう方向に近づけて、過

渡期の問題として近づけてやれるような、そういう配慮をすべきではないかと思ふんですけれども、その二点について最後にお伺いします。

○委員(眞鍋賢二君) 吉川君、時間が来ております。

○政府委員(高石邦男君) 現行制度を、御指摘のよう中学校の相互乗り入れ、そして、高校においても男子も家庭一般を選択できるという仕掛けにしているわけでございまして。したがって、その制度は固みずからがつくったものでございまして、その制度の中で最大限に利用されるのは結構なことでありまして、文部省とか国がそれに付いて圧力をかけるということは適当なことではないと思っております。

○小西博行君 大臣の所信ということで、それに対する質問をさせていただきたいと思ひます。まず、所信表明に対する質問ということでございますから、きょうはできるだけ大臣中心型で答えたいと思ひます。時間が非常に少ないものでございます。一応四つの柱を考えさせていただきますが、あるいは一つだけで終わるかも知れませんが、また次の機会に時間があったらよろしく思います。そのときもあわせて質問させていただきます。

まず第一点なんです、今後の我が国社会の展望と文部行政のあり方、このように大きなタイトルでまとめさせていただきまして。二番目は、既に各委員から相当質問もございましたように、臨時教育審議会の答申の実施について。それから三番目は教育費減税。これ我が党の方で要求をしておりますが、教育費減税など教育費の対策について。四番目は大学入試改革。こういう四つでまとめてみましたので、それぞれ分野で質問させていただきます。まず第一点であります、これは新聞、雑誌、あるいは専門家の方からも相当の問題について議論がありますように、これから先の文教行政のあり方ですね、この問題が非常に私は大切ではな

その理由は、まず第一点は、どうしても二十一世紀に向かつて社会の変化というのが相当激しく変わってくる。それに対して当然のごとく高齢化社会というのが一つございますね。それから二つ目には情報化、技術革新の問題、それから三つ目が国際化。こういう三つの非常に大きな、しかも避けられない問題があると思いますので、文部行政の対応の仕方につきまして大臣の考え方を御披露していただきたいと思います。

○國務大臣(松永光君) 先生御指摘のように、これから我が國をめぐるいろいろな條件は變化をしまゐります。二十一世紀に向けて變化が大きくなり、かつまたスピードアップしてくるんだらうと思ふんでありますが、二十一世紀はどういう社會かいろいろ言われますけれども、今先生御指摘ありましたように、日本の社會が高齡化社會になつていくこと、それから技術革新が一層進むということ、そしてまた國際化がさらに進むということ、これがまあば間違いないと言われているところでありまして、そういう社會の變化に対応して主体的に対応できる人材を養成していくということが一つ大事なことであらうと、こういうふう

もう一つは、高齢化社会になりますから、お年寄りの方々も生きがいを感じていただくながら暮らしていきけるような、そういういわゆる生涯教育というものをこれからより一層推進をしていかなきゃならぬ。もう一つは、高齢化社会になりますと、今より以上にお年寄りを支える若者がお年寄りに対する思いやり、いたわり、そういった温かい豊かな心を持った人間として育成されなきゃならぬという問題があらうかと思えます。

国際化が進むわけでありますので、国際社会でそれぞれの国の人から信頼をされ、尊敬をされて活躍できるような、そういう日本人の育成ということも極めて大事なことであらうと、こう思うわけでありまして、そうした基本的な考え方でのこれらの文教全般の施策を進めていかねばならぬと

○小西博行君 いずれの問題をとらえても非常に大きな問題でありますから、順次簡単に質問させていただきます。

まず 高齢化社会の対応についてお聞きしたいんですが、当然生涯教育というのは、これは文部省も盛んに言っておられますし、その中で特に放送大学、こころは随分大勢の方が応募されたそうでございます、一万八千六百五十人が合格したと。そのうちで二百人が七十歳を過ぎています。

そのうちでも十七、八名だったでしょうが、八十歳以上の方もいらつしやると、こういうようなことになっておるわけなんです、これは非常に大切なことだというふうに私は考えておるわけです。しかし、この放送大学だけでは十分カバーできないではないか。一般の大学でもこういう問題については真剣に取り組むべきだと。特に、地方の町に参りますと、なかなかこういう放送大学の放送は当然まだ見られませんが、もっと具体的に各大学の協力というものも必要になってくると思うんですが、その辺もあわせて大臣の考え方を聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(松永光君) 生涯教育の問題でございますが、これは基本的には各人が学習意欲を持っていただけで、そうしてもろもろの施設や制度を利用していただきながら自己の啓発、向上に努めていただくと、こういうことになろうかと思うんですが、今まで文部省としては公民館とか、図書館とか、そういったいわゆる社会教育施設の整備を図つてまいると同時に、そうした社会教育の拠点的な施設を活用してのいろいろな老人大学とか、あるいは何とか講座とか、そういったものを設けてそうして生涯教育に対応してきたわけであります。が、今先生御指摘の放送大学、これは極めて有意義なことがいよいよ四月一日から授業が始まるわけであります。御指摘のように、当面は関東の東京、千葉、埼玉、神奈川及び群馬程度でありまして、その他の県にはその放送が届かぬわけでありまして、当面この放送大学については、こと

シスタトするわけでありますから、二年、三年、四年となって初めて第一期計画の全体が終わる。第一期計画の全体を確実に整備すると同時に、私の考え方としてはいろんな工夫をしてほかの地域でもこの放送大学の講義が受けられるような状態をなるべく早く設置したいものだ、整備していききたいものだ、こういうふうに考えております。もちろん、御承知のように大変国の財政事情厳しゅうございますのでいろんな工夫をしなきゃならぬと思っておりますが、そういったことを通じて生涯学習というものが進行するように施策を進めてまいりたい、こういうふうに考えます。

それともう一つ、先生のおっしゃいました各地方における大学の公開講座というやつですね、こういういったものも大事なことでありますので、それをさらに積極的に進めてまいりたい、こういうふうな考えているわけでございます。

○政府委員（齊藤尚夫君） ただいま大臣からお答えしました公開講座の状況につきまして簡単に御説明させていただきますと存じます。

昭和五十八年度に公開講座を開設しております
大学は、国公私立合わせて二百九十一大学、
四年制大学総数の六三・二％ということです。
それから、講座数でございますが、千八百
九十五講座。これに約二十一万六千人が受講して
おるわけでございます。これは六年ほど前の五十
三年度と比較しますと、開設の大学数で一・七
倍、それから講座数では二・五倍、受講者の総数
では約一・八倍、かなり急速な勢いで公開講座が
増加しておるという状況でございます。

○小西博行君　これは通告しておりませんけれども、実は放送大学の法案がいろいろ論議されたときに私なんかは反対の方で実はあったわけでありす。当初は反対だという表明でございましたが、いろいろ聞きまして、これが順次那部の方にも拡大していくんだということがございまして、これはいいことだと、そういうことで御支援申し上げた経緯も実はございますが、しかし、ことし

初めて学生を探るということでありますから、まだ今から具体的な計画は当然ないと思いますが、これは大臣の考え方だけで結構でございますが、将来むしろ郡部の、大学の少ない、あるいはテレビが非常に映りにくい、これは衛星を使ってやるということで成功することだと思いますが、そういうことは一体どのように大臣はお考えでしょうか。

○國務大臣(松永光君) 初めての大学でありますから、現在関東の中心部だけに放送が届かないという状況でありまして、大変放送が届かない地域の方には申しわけないことでありますが、初めてのことでありますので、きちっとしたものを四年間の間に整備をしていくということが当面大事なことであると思いますが、しかし同時に、やはり教育の機会均等というやうやうがあるわけでございますから、そこでのいろいろな工夫を凝らしてやっていくべき長い年月たつずにはほかの地域にもこの放送大学という仕組みを私は現実のものにすることが可能ではなからうか。その一つの方法は放送衛星を使う方法であります、これは非常に大変なことの方法でありますので、これが一つの方法であります。

もう一つの方法は、現在の放送大学の教授陣の方々が、まあ地域が限られておりますけれども、放送なさいますね。それを全部ビデオに撮ると仮定しますね。そのビデオを活用すればまた別の仕組みができればせんだろうか。その場合には、各都道府県にあれば必要ですね、学習センターというのが。学習センター的なものについては、各都道府県がまた協力をしていただければ、国の財政状況厳しいうございますけれども、各地域の生涯学習の場が提供されるという意味合いにおいては、都道府県の方でも協力していただければ、そのビデオと、それから学習センター、そしてその地域にある大学の先生、こういったものも協力していただくということが可能になってくれば、私はその放送衛星を利用する方法でなくとも、私は近いうちに各地方でもこの放送大学という仕組みの生

涯学習の機会をつくる事が可能ではなからうか、こういうふうな考えをおるわけでありますが、しかし、これはいづれも検討をしている段階なんではないかと、これから大いにひとつ勉強をし、できるだけ早い機会に各地方にもこの放送大学のシステムを活用しての生涯学習の機会が得られるような状態にしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○小西博行君 当初の文部省の予想と現実とに一万九千何人も応募があったというこの予想が果たして正確に当たったのか。期待が一つありますね、大勢来ていただきたい。それが一万八千何人も採るほど、あれ一万九千幾らという応募者があつたわけですね。それ選考という試験なんかをやられて、科目によって違うんでしょうけれども、一万八千幾らという人が合格した、こういうことになっておりますね。それは、文部省が当初放送大学つくるときにいろいろ予測データ出した甘いな。私は、その予測データというのは非常に甘いんじゃないかというのを再三ここで質問したわけですが、それに対して文部省の方は今度やってみてどうだったと、また現実は今から続くことですから、何年それが学生として残って勉強してくれるかというのは、これはまだわかりませんが、その予測と現実、これに対してどういうふうなお感じを持っておられるのか、これが一点。

それからもう一点は、今さっき申し上げた各地方の大学でも開放講座というふうなものを開講していただくように努力しなさいかぬというんですが、一体この需要と供給の関係ですね、学生が勉強したいという、これをどのような、パーセンテージでも結構ですが、どのように押さえておられるのかお聞きしたいと思います。

○国務大臣(松永光君) まず放送大学の関係ですが、詳細は後で局長が申し上げますけれども、私の大まかに承知しているところは予想を超える入学希望者があつてくれたというふうに私は承知いたしております。

○政府委員(宮地眞一君) ちょっと手元に放送大

学学術法案の審議の当時の資料持ち合わせておりませんので正確なことは申し上げかねるわけでございますけれども、ただいま大臣がお答えしましたように、今回現実に放送大学の志願者が、これ一月末で締め切りをしたわけでございますけれども、完成年次で一万七千でございまして、当初からいわずに完成年次とはほぼ同規模のものが応募をしたということ、しかも全科履修生が大変多かったというように、これは予想をはるかに上回っておったというのが現実であらうかと思ひます。

そしてまた、既に一月末で締め切りをしまして、現実に入学手続というところで申込金を、現実に手続を進めている人も実際に予想している数よりも非常に多いということでは、放送大学に対する期待といえますか、そういうものが大変関心も高い。しかも全科履修生ということでは、一部の科目の選科履修生よりはむしろ全科履修生が多いというところは、大変放送大学を卒業の資格ということでも受講したいという人が強いということが言えるんじゃないかと思ひます。

そういう意味では、非常にこれは一般のほかの民間の、いわゆるカルチャーセンターでございまして、そういうようなものについても大変今日希望が強いわけでございますけれども、そういうこともあわせて、放送大学の志願者の状況から見れば、学習意欲というものは非常にまじめな形で意欲が高いものというぐあいに、これは当初考えておりましたよりもはるかに高いということでは言えるんじゃないかと思ひます。

○小西博行君 非常に結構なことだと思ひます。ただ、私はこれは大臣に申し上げたいんですが、いろいろ心配する問題があるわけですね。と申しますのは、私も教壇に立つた経験者なんですが、画面でもって授業をするという、NHKの教育テレビを見ていただいたら結構なんです、もう少しかたい講義内容になるんじゃないか。つまり大学を卒業するということになりまして、いわゆる

一般教養的なものもやらなきゃいかぬ人も大勢いらつしやるわけですね、全科履修するということになりますとね。そうして大学の資格を得ると。最初だけにすてい実驗だと私は思ふんです。ですから、いい形で講義の仕方というんですか、画面を通じての講義の仕方というんですか、これもある意味では初めてじゃないかと思ふんです。そういう意味でこの面について相当やっぱり研究もしていただきたいし、大臣も関心を持っていただきたい。大学入学だけはほとんどんしたい、しかし実際こういふ聞いてみてテストみたいなことをやると、これはとんでもないことだということになつて、二、三年後には役に近くなる、こういうことのないように各地方がぜひやっていただきたい、こういう形の放送大学にしなければ大変私は国費のむだ遣いであるという感じがいたしますので、特にその点お願いしたいと思ひます。

それでは、次に移りますが、二番目に先ほど申し上げました情報化と技術革新への対応について、最近では日本も世界の先進諸国の中でのいい位置を科学技術で占めているだろうと私は思ひます。特に最先端技術なんというのはいろんな分野で大活躍だということに思ふんですが、例えば一つ、ハイテクとよく言われますが、コンピュータの問題ですね。コンピュータの導入というものが各

学校教育で非常に大切になつてくるんじゃないだろうかという感じがするんです。そういう意味で諸外国のいろいろな事例も文部省の方では相当調べていらつしやると思ふんですが、どうもそういう面では日本がかなりおくれしているんじゃないか、そういう感じがいたしますので、その辺の実際について御理解願つておればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(齊藤尚夫君) 諸外国との比較でございしますが、まず我が国の小学校から高等学校までのコンピュータの保有の状況でございしますが、小学校では全体の〇・六%、それから中学校では三・一%、高等学校では五六・四%という状況でございします。

諸外国の例として、一つはアメリカでございしますが、これは昭和五十八年の一月現在でございしますが、初等教育の段階では四二%、それから中等教育の段階では八五%の学校にコンピュータが導入されておるといふことでございします。それからイギリスでは、初等教育の段階で四三%、それから中等教育の段階でほとんどの学校に導入されておるといふ状況でございします。それからフランスでございしますが、フランスでは今国が計画的に導入を図つておまして、五十九年六月末までに小学校に二千台を導入する、それから中学校に八十四の指定校を設けてこれに導入をします。それから高等学校につきましては、約千校に導入をするという方針が決められてそれが実施されているという状況でございします。こういう欧米の状況を見ますと、我が国に比べて高い国もあり、またフランスなどはちょっと低い状況にあるというふう

に考へております。

○小西博行君 子供がマイコン、パソコンというものに非常に親密感を持って、あるデータによりまして、もう四〇%ぐらいはあれをいじったことがあるというふうなデータが出ておるぐらい盛んにやっておるんだけれども、日本の教育の現場にそういうものが全然入っていない。これは比較にならぬですね、四二%、〇・六だということな比較は全然できませんが、どうして学校教育の現場の中にコンピュータが入りにくいんでしょうか。何かその理由はございしますか。

○政府委員(齊藤尚夫君) 大変難しいお尋ねでございします。さまざま理由が複雑に絡み合つてい

るんじゃないかと考えますけれども、一つには、コンピュータのソフト面といふことも、コンピュータ言語が日本語になじみにくいという技術的な側面も一つあるんじゃないかということもございしますが、我が国の初等・中等教育が一般的に申し上げまして欧米諸国のような実質的な学習というよりも、むしろ一般教養を大変重視する、そのことは大変いいことでございしますが、そういう側面を持つておることとまた一つの理由になるの

が、詳細は後で局長が申し上げますけれども、私の大まかに承知しているところは予想を超える入学希望者があつてくれたというふうに私は承知いたしております。

○政府委員(宮地眞一君) ちょっと手元に放送大

○小西博行君 大臣、今お答えを私も聞かしていただきまして、例えば各学校単位で先生が熱心に、例えばコンピュータ関係をいろいろな形で入れていくことを考えれば当然私は入るんじゃないかという感じがするんですが、その考え方は間違っていますか。学校単位でコンピュータを導入して、これも、高いやつから安いからピンからキリですから、私の事務所なんかにあるぐらい小さいやつもあるわけですから、いろいろな分野が私は考えられると思うんですが、そういうことはなかなか難しいんじゃないですか。

ピューターの導入数の報告がございました。私は、コンピュータと学校教育との関係につきましては二つの側面があると思うのでありまして、コンピュータを活用してどういう教育をするかという、あるいはどういう教育に関する事務を手際よく処理するかという、そういう形でのコンピュータの利用の問題と、もう一つは、コンピュータに関する利用のテクニクというか、そういうったものを子供に教えていくという二つの側面があるかと思えます。アメリカの教育改革の報告書を見ますというと、ハイスクールでコンピュータ科学は半年間義務として教える、こうなっておりますのでありますが、先ほど局長が言いましたように、日本の小中学校は基礎的な学力を身につけさせるということが土台になっているようであります。コンピュータの最も初歩の段階の電算機などというものを余り早くから使わせ始めるといって自分で計算をしたり頭を使うということとかやともすればおろそかになるようであります、そういうった点も十分配慮しなきゃならぬ問題だろうかと思えますけれども、いづれにせよ、文部省の中で、コンピュータに関する学習をどういう方法、どういうやり方で進めていくべきか、

○小西博行君 確かに、学校の中で、例えば先生

いう形でコンピュータを導入すると、青少年の教育にプラスになる、また生きがいを感じる、こういう面を私は強調しているわけです。確かに計算機なんかがはやった時代、あるいはもっと前には計算尺というのがありましたでしょう。あの当時私も統計学なんか教えていますと、初期のやつはまだ足し算、掛け算だからよかったんです。だんだんだんだんこれプログラムが入りまして、標準偏差の計算なんといったらデータ入るとばっかり出てくる、だからそれは禁止だというようなことをいろいろ言ったんですが、やはりそういう時代の先端をいくものに対して学生というのは非常に興味を持っていますから、とめる方は一生懸

○國務大臣(松永光君) 先生の御指摘、御意見も

○小西博行君 これはどうなんでしょうか、私さっき民間という話をちよつとしたんですけれども、省庁関係がややおくれていくという感じがすべての行政を見まして何となくそういうような感じがしてならぬのですが、私はせめて文部省というのは知性の集まりですから、その分野の省庁だけでもひとつコンピュータについては十分理解して、そしてどういう教え方をしたらいいんだというのをもう堂々と言えるような体制というのは内部での研修をやれば十分私できるんじゃないか、このように思いますので、十分理解しているのとしていないのでは物事を見ても全然私は判断が違ってくるんじゃないか、そういう感じがいたしまして、そういう前向きな対応の仕方をしないと過去のことばかりいろいろやっても前向きになかなかなりませんので、その点をぜひやっていただきたいと思います。

の問題に対する作業の状況について簡単に御説明
さしていただきますが、昭和五十八年に社会教育
審議会の教育放送分科会でニューメディアに対
応するためのニューメディアの教育利用に関する
調査研究を開始をいたしました、その第一として
マイクロコンピュータの教育利用の問題を手がけ
ておるわけでございます。これに関しまして二つ
の間、間まともが出ておりまして、あした本報
告が出される段階でございます。これは、現在
教育の場におきますマイクロコンピュータにつ
いてその利用に関する研究はまだ十分でない、
そういうふうに認識に立ちまして、教育とマイ
クロコンピュータ

それから、先ほど大臣からお答えございました

○小西博行君 たまたまそういうコンピューター

という話でこういう展開してきたわけですが、私が一番関心を持っているのは特に小学生の教育という、これは非常に私は大切な教育だと思うんです。いろいろなデータを見てみますと、小学校三年生ではかなりの数がもう落ちてしまふ、つまり理解できない、授業についていけない、そういうような話もあります。そこで、さっき申し上げたのは、たまたまコンピュータ、子供さんがそういうもの非常に興味を持っているというの、これは現実だと思ふんですね。ですから、私は教育全体についても、特に小学校の低学年の教育について最近是非常に行動科学ということを言われているんですよ、企業でも言われているんです。ピーヒアサイエンスという言葉で出ておりますけれども、人間というのは何かいい条件にめぐり会えば必ずやる気がする。それから、おもしろくなつてくるというようなことが言われますね。だから、著名な例えば数学者にしても絵かきにしても、小さい子供のときの何かの出会いとかか刺激が将来の自分の職業を決めるまでに発展する、ということが言われていますね。そこで、今のこれはたまたまコンピュータというお話ししたんですが、いろいろな視聴覚教育というの、これも、前から随分言われておるんですが、学校によりましても相当それは上手に対応している。ところが、現実には全部が全部そうでもないという問題が、

あると思います。だから、今の子供さんというのは目に訴えるということが非常に私は理解しやういんではないか。物事を一つ一つ何もないところから考え出していくというのも非常に教育の大切な問題だと思いますが、そういうことも含めてこれは私はうまくそこをカリキュラムで編成して教え方なんかを十分工夫してもらおう。そういうことをぜひ、いろんな分野で私は実践されていると思うんですが、特に附属学校なんかでは相当やっているんじゃないかと思うんですが、その辺について大臣の実際の認識はございますか。

○国務大臣(松永光君) 実は私も幾つかの学校見てまいりました。私の承知しているある私立の高等学校、これは商業系、高等学校であります。その学校では、実社会に出た場合には経理その他の事務も随分コンピューター化しておりますから、そこで民間の企業とタイアップして、そしてコンピューターをたくさん入れて、その操作を教えて、そしてその学校出の人が民間の企業に就職した場合には非常に経理関係も新しいやり方での技術を持っているというわけで大変重宝がられていくということも承知しております。またこれは個々の名前言っちゃ恐縮ですが、埼玉県に伊奈学園総合高等学校というのが実はあるわけなんです。そこは膨大な数のコンピューターを導入してそのコンピューターを使って個々に生徒が勉強できるというシステムにしておりまして、同時にまた、あれは何というんですか、予定表をついたり出席を管理したりする事務がありますね、そういう事務も全部コンピューター化しているというところもございまして。さようなわけであります。私なりにいろいろ、まだまだ微々たるものでありますけれども、勉強を始めていくところでもあります。

それから、六十年度の予算では、コンピューターなど新しい教育機器を使った教育方法開発のための設備をするところに対して国が補助をしようにという新たな予算をとりまして、六十年度二十億円でありますが、そういうことも六十年度から

始めることにいたしております。

それから、先ほど先生のお話にありました、非常に興味を持つ分野があれば、そしてそれを子供に習わせるということによって、ややともすれば学校を嫌いになっていく子供が学校が好きになる、こういうこととでそういう分野に特別の能力を発揮するような、そういう子供が育つてくるという例もしばしばあると聞いております。そういう意味でコンピューターの教育の分野における活用、あるいはコンピューターに対する基礎的な知識を教える、非常に大事なことであります。

○小西博行君 時間がもうありませんし、特に大臣に最後をお願いしたいのは、森前文部大臣も非常に精力的に文教行政についてやっていただきました。私も非常に期待しておりました。そういう意味で、松永文部大臣になられましても、ちょうど今時期に教育の転換の非常に大切な時期だと私は思いますので、前向きにこれから先の教育についてぜひ積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げて、実はもう次入った時間がなくなりますので、これで終わりたいと思います。

○委員長(眞鍋賢二君) 本日の調査はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

三月一日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、大幅な私学助成等に関する請願(第一五九〇号)(第一五九一〇号)(第一五九七〇号)(第一五九八〇号)
- 一、私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願(第一五九九〇号)
- 一、大幅な私学助成等に関する請願(第一六〇四〇号)(第一六〇五〇号)(第一六〇七〇号)(第一六一一〇号)(第一六一六〇号)(第一六二四〇号)(第一六三二〇号)(第一六三三〇号)

一、私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願(第一六三三〇号)

一、租税教育の推進に関する請願(第一六三六〇号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第一六四三〇号)(第一六四四〇号)

一、私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願(第一六四五〇号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第一六五二〇号)(第一六五三〇号)(第一六五七〇号)

第一五九〇号 昭和六十年二月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜県本巣郡真正町旦内 中島明
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一五九一〇号 昭和六十年二月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市北郷四ノ二〇 佐藤晴子
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一五九七〇号 昭和六十年二月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市東金宝町一ノ六 瀬尾裕
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一五九八〇号 昭和六十年二月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 名古屋市中区千代田三丁目 服部
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一五九九〇号 昭和六十年二月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岡山県倉敷市中庄一、一〇四ノ一
紹介議員 五 小寺隆政 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第六八三三号と同じである。

第一六〇四〇号 昭和六十年二月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 札幌市北区北三十四条西一〇ノ二
紹介議員 名 橋本賀代 外九百八十八名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六〇五〇号 昭和六十年二月十五日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市細畑東一六三 長縄文子
紹介議員 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六〇七〇号 昭和六十年二月十六日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 北海道古宇郡神恵内村川向 高田
紹介議員 梅吉 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六一一〇号 昭和六十年二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市福光南町二ノ一八 玉井章
紹介議員 雄 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六一六〇号 昭和六十年二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市福光南町二ノ一八 玉井章
紹介議員 雄 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六一六〇号 昭和六十年二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市福光南町二ノ一八 玉井章
紹介議員 雄 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六一六〇号 昭和六十年二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市福光南町二ノ一八 玉井章
紹介議員 雄 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六一六〇号 昭和六十年二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市福光南町二ノ一八 玉井章
紹介議員 雄 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六一六〇号 昭和六十年二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市福光南町二ノ一八 玉井章
紹介議員 雄 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六一六〇号 昭和六十年二月十八日受理
大幅な私学助成等に関する請願
請願者 岐阜市福光南町二ノ一八 玉井章
紹介議員 雄 外九百九十九名
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

請願者 埼玉県大宮市日進町二ノ四〇一

紹介議員 佐藤治 外千名

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六二四号 昭和六十年二月十九日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 岐阜市岩倉町四ノ一八 松原正克

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六三一号 昭和六十年二月十九日受理

大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 北海道帯広市大正町東五条 早坂

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六三二号 昭和六十年二月十九日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 北海道帯広市西五条南二六丁目

飯田芳子 外二千九百九十八名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六三三号 昭和六十年二月十九日受理

私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に

関する請願

請願者 広島県福山市加茂町百谷 門田忠

則 外九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第一六三六号 昭和六十年二月十九日受理

租税教育の推進に関する請願

請願者 富山県小矢部市泉町二ノ六 米永

弘治 外二十二名

紹介議員 沖 外夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六四三号 昭和六十年二月二十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 札幌市白石区もみじ台北四ノ六ノ

一六ノ一〇一 荒生真司 外千九

百九十九名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六四四号 昭和六十年二月二十日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 札幌市豊平区豊平四條一二丁目

辰口友生 外三千名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六四五号 昭和六十年二月二十日受理

私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に

関する請願(二通)

請願者 岡山県倉敷市西坂一三七 石原の

り子 外二千二十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第一六五二号 昭和六十年二月二十日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 岐阜市加納栄町通七丁目 日比野

芳久 外九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六五三号 昭和六十年二月二十日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 札幌市中央区大通東一二丁目 三

島武 外九百九十九名

紹介議員 堀原 敬義君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六五七号 昭和六十年二月二十一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 北海道河西郡芽室町東六条一〇丁

目 黄海和子 外九百九十九名

紹介議員 堀原 敬義君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、大幅な私学助成等に関する請願(第一六七

〇号)(第一六八三号)(第一六八五号)(第一六

八六号)(第一七〇四号)

一、私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな

発展に関する請願(第一七一八号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第一七三

二号)

一、学校図書館法の一部改正に関する請願(第

一七三三号)

一、四十人学級実現等に関する請願(第一七三

七号)

一、租税教育の推進に関する請願(第一八二七

号)

第一六七〇号 昭和六十年二月二十二日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 札幌市中央区南二十条西一〇丁目

高島MS 佐田利典 外九百九十

九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六八三号 昭和六十年二月二十二日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 札幌市南区篠路四一〇 樋口久仁

外千九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六八五号 昭和六十年二月二十三日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 埼玉県川越市野田町一ノ二三ノ七

黒沢喜治 外四千名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一六八六号 昭和六十年二月二十三日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田一ノ七の二一

真保啓示 外五千九十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一七〇四号 昭和六十年二月二十五日受理

大幅な私学助成等に関する請願(三通)

請願者 北海道帯広市南町南九線二五

田光男 外二千九百七十六名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一七一八号 昭和六十年二月二十六日受理

私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に

関する請願

請願者 岡山市当新田 小林伸行 外九百

九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第一七三二号 昭和六十年二月二十六日受理

大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 青森県南津軽郡大鰐町唐牛沼田三

七ノ一 竹内鉄五郎 外二千三十

五名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一七三三号 昭和六十年二月二十六日受理

学校図書館法の一部改正に関する請願

請願者 福島県郡山市富田町十郎内一 石

井信明

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第一七三七号 昭和六十年二月二十六日受理

四十人学級実現等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂三ノ一ノ二四

民主教育をすすめる埼玉県民会議
内 小笠原政之助 外七万七千名

紹介議員 吉川 春子君

いますすめられていた軍拡・臨調路線による教育・福祉の切捨て、国民生活破壊の政策は、国民の願いに逆行するものであり、多くの国民の怒りをかっている。我々は、政府の臨時教育審議会に強く反対し、今日の教育の危機的状況を打開するため、教育予算を大幅に増額し、欧米諸国が既に三十人の学級になつていゝなかで、四十人学級の早期実現、マンモス校の解消、高校増設への大幅補助、私学助成の大幅増額など国民の緊急要求の実現を求めものである。我が国の経済力をもつてすれば、これらの教育緊急要求は軍事費削減によつて直ちに実現できるものである。ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

一、四十人学級実現のため、年次計画を短縮してその早期実現を図ること。高校についても四十人学級を法制化し、早期実現すること。障害児学校の教職員定数の抜本改善を行うこと。

二、過大規模校・プレハブ校舎の解消、危険校舎の改築などを早期に実現するために、国庫補助制度を改善すること。

三、中学卒業生の急増期にあたり、公立高校を増設するための用地取得費を含めて、国庫補助を大幅に増やすこと。

四、私立学校に対する授業料補助をはじめ、公費助成を大幅に増やすこと。

第一八二七号 昭和六十年二月二十八日受理
租税教育の推進に関する請願

請願者 京都市東山区祇園町北側二七五

浅井謙一 外二十五名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、児童生徒急増地域に係る公立の小中学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(衆)

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(衆)

児童生徒急増地域に係る公立の小中学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

児童生徒急増地域に係る公立の小中学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

児童生徒急増地域に係る公立の小中学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

第一条 この法律は、児童又は生徒が急激に増加し又は増加する見込みのある地域に係る公立の小中学校、中学校及び高等学校の施設の整備に關し必要な特別の措置を定めることにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(児童急増地域及び生徒急増地域)

第二条 この法律において「児童急増地域」又は「生徒急増地域」とは、それぞれ第一号又は第二号に掲げる市町村(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が第一号又は第二号に該当しない場合にあつては、当該指定都市の区、以下この条において同じ。の区域として文部大臣が指定する区域をいう。

一 指定を行う年度、その前年度若しくはその前々年度の五月一日における市町村の区域内の児童(学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童をいう。

以下この号において同じ。の数から当該日の三年前の日ににおける当該市町村の区域内の児童の数を控除して得た数が三百人以上で、かつ、当該控除して得た数が当該三年前の日ににおける当該市町村の区域内の児童の数で除して得た数値が〇・一五以上、当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一以上又は当該控除して得た数が千人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・〇五以上である市町村

二 指定を行う年度、その前年度若しくはその前々年度の五月一日における市町村の区域内の生徒(学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。以下この号において同じ。)の数から当該日の三年前の日ににおける当該市町村の区域内の生徒の数を控除して得た数が百五十人以上で、かつ、当該控除して得た数が当該三年前の日ににおける当該市町村の区域内の生徒の数で除して得た数値が〇・一五以上、当該控除して得た数が二百五十人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一以上又は当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・〇五以上である市町村

文部大臣は、児童急増地域又は生徒急増地域を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

2 文部大臣は、児童急増地域又は生徒急増地域を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第三条 児童急増地域において行われる公立の小中学校に係る事業、生徒急増地域において行われる公立の小中学校に係る事業及び生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校(全日制の課程を置くものに限る。以下同じ。)に係る事業で別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

(国の補助)

第四条 国は、次に掲げる事業に要する経費について、その事業を行う都道府県又は市町村に対して、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

一 児童急増地域の公立の小中学校の施設の用に供する土地の取得及び造成

二 生徒急増地域の公立の中学校の施設の用に供する土地の取得及び造成

三 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の施設の用に供する土地の取得及び造成

四 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の校舎及び屋内運動場(柔剣道場を含む。)の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)

(児童生徒急増対策事業に係る地方債)

第五条 都道府県又は市町村が前二条に規定する事業(以下「児童生徒急増対策事業」という。)に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、当該都道府県又は市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への導入)

第六条 前条に規定する地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該都道府県又は市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(税制上の優遇措置)

第七条 国は、都道府県又は市町村が行う児童生徒急増対策事業に係る土地の取得を容易にするために必要な税制上の措置を講じなければならない。

(学校用地の確保)

第八条 地方公共団体は、その区域内で三百戸以上の集約的な住宅の建設又は十六ヘクタール以

るに、「きわめて」を「極めて」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(昭和六十年度以前の予算に係る国庫補助金)

2 昭和六十年度以前の予算に係る国庫補助金(同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度に支出すべきものとされた国庫補助金を含む)については、なお従前の例による。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約千四百六十七億四千万円の見込みである。

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大幅な私学助成等に関する請願(第一八四三号)(第一九四九号)

一、租税教育の推進に関する請願(第一九六三号)(第二〇二八号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第一九四三号)(第二〇二八号)

第一八四三号 昭和六十年三月一日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 岐阜市野一色二ノ三ノ二 奥村明

久外九百九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一九四九号 昭和六十年三月五日受理

大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県朝霞市宮戸三ノ一八ノ一三

大森昭吾 外千名

紹介議員 堀原 敬義君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一九六三号 昭和六十年三月五日受理

租税教育の推進に関する請願

請願者 埼玉県春日部市粕壁東一ノ五ノ一

一 古谷謙三郎 外二十名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九四九号 昭和六十年三月六日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 岐阜市日置江七ノ五一ノ三 石樽

明彦 外七百八十六名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第二〇二八号 昭和六十年三月七日受理

大幅な私学助成等に関する請願

請願者 札幌市西区八軒六条東一丁目 玉

村拓也 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法

律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一条を加える。
(昭和六十年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十六 前条の規定の適用を受ける年金

については、昭和六十年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は障害年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数に

ついては、三分の一)に相当する金額
二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の一)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち

十三年に達するまでの年数については、三分の一)とあるのは「三分の一」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の一)」とあるのは「六百分の一」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十六第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第二条の十五の次に次の一条を加える。
(昭和六十年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十六 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、同条第三項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円を限度とする)を平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百四十号又は法

律第四百号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額（同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円を限度とする。）を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第三条の十五の次に次の一条を加える。

（昭和六十年年度における恩給財団の年金の額の改定）

第三条の十六 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十八の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金で同項の規定による改定後の年金額が八十三万五千円に満たないものについては、その額を八十三万五千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金で同項の規定による改定後の年金額が八十三万五千円に満たないものを受ける者が六十五歳に達し

たときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を八十三万五千円に改定する。

（昭和六十年年度における旧法の規定による退職年金等の最低保障に係る改定）

第四条の十四 第一条の十六の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十三万五千円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十二万六千三百円

二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に障害年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 八十三万五千円
ロ 六十五歳以上の者に障害年金基礎期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者に障害年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 六十二万六千三百円
ハ 六十五歳以上の者に障害年金基礎期間が六年以上九年未満のものに係る年金 五十万五千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十一万七千五百円
三 遺族年金 五十五万二千二百円

2 第一条の十六の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が受ける同条の規定による改定後の年金額が前項第一号イ又は第二号イからハまでに掲げる年金の区分に応じ

当該年金につき定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を当該年金につき定める額に改定する。

3 第一条の十六の規定の適用を受ける遺族年金については、同条の規定による改定後の年金額が五十六万五千九百円に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その額を五十六万五千九百円に改定する。

（昭和六十年年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第六条の十二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額（同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が四百五十万円を超えるときは、四百五十万円とする。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金で昭和五十四年十二月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るものの額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは、昭和六十年四月分」と、「前項第二号」とあるのは、第六條の十二第二項第一号」と、「前項に」とあるのは

「第六條の十二第一項に」と、「昭和五十一年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二（昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十四年改正前の新法第二十五条において準用する昭和五十一年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二）」と読み替へるものとする。

3 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額（同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が四百五十万円を超えるときは、四百五十万円とする。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第六条第三項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六條の十二第一項から第三項まで」と読み替へるものとする。

5 昭和五十九年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和六十年四月分以後、その額

(政令への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願(第二〇八八号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第二一一号)

一、私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願(第二二七号)

一、大幅な私学助成等に関する請願(第二一六八号)

一、私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願(第二一九九号)(第二二二二号)

第二〇八八号 昭和六十年三月九日受理
私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願

請願者 岡山県津山市川崎一、七〇二ノ一
田中英雄 外九百九十九名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第二一一一号 昭和六十年三月十二日受理
大幅な私学助成等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県入間郡日高町鹿山五八三ノ一
須藤百衛 外二千七百五十名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第二一二七号 昭和六十年三月十二日受理
私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願

請願者 兵庫県赤穂市南宮町五ノ二三 浜田涉 外九百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第二一六八号 昭和六十年三月十三日受理
大幅な私学助成等に関する請願

請願者 青森県三戸郡南部町大向後渡六〇
ノ一 谷内与四郎 外百三十九名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第二一九九号 昭和六十年三月十四日受理

私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願

請願者 岡山市新京橋二ノ一ノ一〇 河本鶴夫 外千九百九十九名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

第二二二二号 昭和六十年三月十四日受理

私学の学費値上げ抑制・教育研究の豊かな発展に関する請願(二通)

請願者 岡山市益野町四〇三ノ一九 宮脇順一 外二百八十九名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第六八三号と同じである。

昭和六十年四月十一日印刷

昭和六十年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D